

此ノ價格ハ如何ナル基準ニ基キテ決定シ...

○横山政府委員 白米ノ小賣價格ヲ商工省...

○河野委員 サウシマス、ソレハ何處...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

スガ、是モ一ツ十分御打合ノ上、速ニ御答...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

考ニナリマスカ、一ツ率直ナル所見ヲ御滿...

○横山政府委員 最近滿洲國ニ於テ大豆...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

モノノ價段ヲ、最近數十年間ノ統計ヲ御調...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

スレバ、到底此ノ時局ヲ乗切ルコトハ出來...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

持ツテ欲シ、次ニ御答シタイノハ、本法...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

云フ觀點カラ、其ノコトニマデ及バナケレ...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

モノノ價段ヲ、最近數十年間ノ統計ヲ御調...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

○河野委員 米ノ配給...

○河野委員 其ノ他雜穀ノ價格...

情ノ變化ニ依リマシテ、ソレ等ノ事情ノ如何ニ依リマシテハ、ヤハリ若干保管ヲスルト云フヤウナ場合モ、是ハナイトハ考ヘラレナイノデアリマス、政府當局トシテモ、無

○河野委員 出来ルモノト思フト云フ程度デナシニ、米ノ場合ニデモ大分問題ガアツタ、臺灣米ハドノ程度ノ貯蔵ニ堪ヘルカ、保管ニ堪ヘルカト云フコトデモ相當慎重ニ研究セラレタ、唯サウ云フ程度ハナイガ、ヤレバ出来ルト思フト云フ程度デ、若シ政府ガ麥ノ買上ヲ爲シ、ソレヲ倉ニ入レテ置ク間ニ盡ガ食ツテシマツタ、ドウ云フ風ニ變質シタト云フヤウナコトガアリマシタラバ、是ハ非常ナ問題ダト思フ、ソレ等ニ付テ何等ノ經驗モナケレバ何ニモナシニ、其ノ程度ノ認識デヤラレドモ、吾々ハ非常ニ心配デアリマスケレドモ、マサカサウ云フ風デハナカラウト思フ、更ニ詳細ニ此ノ機會ニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○河野委員 御答辯デ明瞭ニナリマシタガ、甚ダ申渡セマスガ、麥ハ一體保管ヲサレテ、何年位保管ヲシタト云フ、過去ニ於テノ實踐ガアルカ、無論政府ニハソレハナイ管デアリマスガ、例ヘバ農會デアルトカ、産業組合トカ、乃至ハ備荒貯蓄デアルトカ

マ、サウシマスレバ此ノ法律デナケレバナラウト云フ點ガ、吾々ニ明確ニナツテ来ララウト思ヒマス、今御説明ノ程度デアリマス、全販聯ノ機構ヲ活用致シマシテ、生産府縣カラ消費地ニ向ツテ必要ノモノヲ流スト云フコトハ、農林當局ト全販聯トノ間ニ密接ナ連絡ヲ保ツテ御進ニナリマスレバ、目的ハ達セラレト思フ、乃至ハ農會ノ援助ニ依ツテ出来ルト私ハ思ヒマス、出来ル程度ノ御説明ノヤウニ承ルノデアリマスガ、其ノ出来ナイ點、困難ナル點等ニ付テ、一ツ御例示ヲ願ヒタイト思ヒマス

○河野委員 内地ノ場合ニ於テ全販聯ヲ活用スルコトニ依ツテ困難ナル點ガアル、是非常ニ私ハ異ナコトヲ承ルモノダト思フ、若シ困難ナル點ガアルナラバ、是ハ産業組合關係ノ然ルベキ係官ノ御出席ヲ願フ御尋シナケレバナラス、何故ニ一體困難デア

○河野委員 ソレハ無論生産シテカラ次ノ端境マデ、是ハ何處ニデモサウ云フモノガアルデセウガ、一旦政府ガ倉ニ入レタモノヲ一寸私ノ伺フ所ト見當ガ違フカモ知レマセウガ、政府ガ買上ゲタモノヲ倉ニ入レテ、ソレヲ配給サレルノハ、少クとも二

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 私ノ申上ゲ方ガ惡カッタカモ知レマセウガ、私ハドノ方面カラドウ云フ數量ヲト云フ風ナコトハ、御答辯出来ヌコトモ分ツテ居リマスガ、計畫ヲ大體承リタイト思ヒマス、何ト云フ國カラ何時頃何百

○河野委員 御答辯デ明瞭ニナリマシタガ、甚ダ申渡セマスガ、麥ハ一體保管ヲサレテ、何年位保管ヲシタト云フ、過去ニ於テノ實踐ガアルカ、無論政府ニハソレハナイ管デアリマスガ、例ヘバ農會デアルトカ、産業組合トカ、乃至ハ備荒貯蓄デアルトカ

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

○河野委員 御答辯ガハツキリシマセケレドモ、一體今ノ御話ノ程度デアリマヌレバ、麥類其ノ他雜穀ハ産業組合農會ノ運用ニ依ツテ之ヲヤルコトハ出来ナイノデアリマス、産業組合全販聯ヲ運用シテ目

戴キタイ、サウ云フコトニ對シテ政府ハ特ニ御研究ヲナサル御意思ガアルカドウカ、簡單宜イデスカラ伺ヒタイノデアリマ

マシテモ有利ナコトと思フデアリマス、其ノ點ヲ一ツ希望致シマシテ、政府ノ將來ノ御考慮ヲ願フコトヲ思ヒマス、次

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

○横山政府委員 概ノ貯蔵ト云フコトヲ會テ實行シタコトガアルカト云フ點ヲ、先ヅ初メニ御尋ニナツタト考ヘマス、昭和八年カト記憶致シテ居リマスガ、非常ナ大豐作デアリマシテ、當時約六百万石程度ヲ生産者團體等ニ貯蔵ヲセシメマシテ、之ニ對シテ金利、保管料等助成致シタコトガアルデアリマス、政府ニ於キマシテ直接販

マシテモ有利ナコトと思フデアリマス、其ノ點ヲ一ツ希望致シマシテ、政府ノ將來ノ御考慮ヲ願フコトヲ思ヒマス、次ハ、現在米ノ量ノ確保ニ於キマシテ、白米ノ販賣ヲ嚴禁シテ居リマス、私共ハ或ル程度マデ白米ノ使用ヲ認メマシテ、之ヲ一定量販賣セテモ宜イノデアリナイカト考ヘルノデアリマス、白米禁止令ガ出マシテカラ、非常ニ退行年齡ノ方ニ於キマシテハ、其ノ健康上ニ障害ガアリ、又米ノ量ノ確保ニ於キマシテモ、既ニ七分搗ノ米ヲ買ツテオ勝手ヘ持ツテ行ツテ、更ニ精白スル小サナ機械ヲ以テ精白シテ、七分搗ノ自家用ノ白米ニ致スノデアリマス、其ノ結果飼料

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

○土田委員 昨ハ今日窮迫シタ際ニ於キマシテモ、生産地ニ於テハ——政府ノ委託倉庫、或ハ農林省ノ倉庫ニ於キマシテモ、ヤハリ概テ貯蔵シテ、必要ノ際ニ精白シテ需

マシテモ有利ナコトと思フデアリマス、其ノ點ヲ一ツ希望致シマシテ、政府ノ將來ノ御考慮ヲ願フコトヲ思ヒマス、次ハ、現在米ノ量ノ確保ニ於キマシテ、白米ノ販賣ヲ嚴禁シテ居リマス、私共ハ或ル程度マデ白米ノ使用ヲ認メマシテ、之ヲ一定量販賣セテモ宜イノデアリナイカト考ヘルノデアリマス、白米禁止令ガ出マシテカラ、非常ニ退行年齡ノ方ニ於キマシテハ、其ノ健康上ニ障害ガアリ、又米ノ量ノ確保ニ於キマシテモ、既ニ七分搗ノ米ヲ買ツテオ勝手ヘ持ツテ行ツテ、更ニ精白スル小サナ機械ヲ以テ精白シテ、七分搗ノ自家用ノ白米ニ致スノデアリマス、其ノ結果飼料

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

○土田委員 昨ハ今日窮迫シタ際ニ於キマシテモ、生産地ニ於テハ——政府ノ委託倉庫、或ハ農林省ノ倉庫ニ於キマシテモ、ヤハリ概テ貯蔵シテ、必要ノ際ニ精白シテ需

マシテモ有利ナコトと思フデアリマス、其ノ點ヲ一ツ希望致シマシテ、政府ノ將來ノ御考慮ヲ願フコトヲ思ヒマス、次ハ、現在米ノ量ノ確保ニ於キマシテ、白米ノ販賣ヲ嚴禁シテ居リマス、私共ハ或ル程度マデ白米ノ使用ヲ認メマシテ、之ヲ一定量販賣セテモ宜イノデアリナイカト考ヘルノデアリマス、白米禁止令ガ出マシテカラ、非常ニ退行年齡ノ方ニ於キマシテハ、其ノ健康上ニ障害ガアリ、又米ノ量ノ確保ニ於キマシテモ、既ニ七分搗ノ米ヲ買ツテオ勝手ヘ持ツテ行ツテ、更ニ精白スル小サナ機械ヲ以テ精白シテ、七分搗ノ自家用ノ白米ニ致スノデアリマス、其ノ結果飼料

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

○横山政府委員 一ツノ法律ヲ作ツタ以上ハ如何ナルコトガアツテモ絕對ニ押通ス、惡クテモ何デモ押通スト云フコトハ無論毛頭考ヘテハ居ラヌノデアリマスガ、七分搗ノ問題ニ付キマシテハ、色々ト當局ニ於テモ調査研究ヲ遂ゲマシテ、今日ノ米穀事情等ニ鑑ミレバ、是非トモ是ダケノコトハ實行スル必要ガアルト云フ見解ノ下ニ、之ヲ實行シテ居ル譯デアリマス、隨ヒマシテ惡イケレドモ、之ヲ押通スト云フ考デアリマシテ、斯様ナコトガ今日ノ場合必要デアルト云フ考ノ下ニ、之ヲ實行シテ

マシテモ有利ナコトと思フデアリマス、其ノ點ヲ一ツ希望致シマシテ、政府ノ將來ノ御考慮ヲ願フコトヲ思ヒマス、次ハ、現在米ノ量ノ確保ニ於キマシテ、白米ノ販賣ヲ嚴禁シテ居リマス、私共ハ或ル程度マデ白米ノ使用ヲ認メマシテ、之ヲ一定量販賣セテモ宜イノデアリナイカト考ヘルノデアリマス、白米禁止令ガ出マシテカラ、非常ニ退行年齡ノ方ニ於キマシテハ、其ノ健康上ニ障害ガアリ、又米ノ量ノ確保ニ於キマシテモ、既ニ七分搗ノ米ヲ買ツテオ勝手ヘ持ツテ行ツテ、更ニ精白スル小サナ機械ヲ以テ精白シテ、七分搗ノ自家用ノ白米ニ致スノデアリマス、其ノ結果飼料

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ト穀粉粒ノ破境方出來ス、粒子ノ破境方出來スカラ、隨テ量ニ於テ積エト云フコトニナルデアリマス、其ノ結果粒子ノ破境ノ出來ナイ所ノ米ヲ食ベルト、ヤハリ南

ノハ、畜産ト云フモノガ動物ノ生産ノ形態
デアルケレドモ、孰レモ土地ノ利用スルモ
ノデアル、土地産業ノ一ツデアリマス、
之ヲ農業經營ト結付ケテ、所謂畜農業ノ
形ニ於テ農業經營上、肥料ノ一ツノ重要ナ
ル部分ヲ占メテ居ル所ノ自給肥料ヲ是レ確
保スル、サウシテ之ニ依ツテ畜力ノ維持ヲ
圖ツテ行ク、斯ウ云フコトヲ狙ツテ居ル
デアリマシテ、吾々ハ飽クマデ土地産業ヲ
基礎ニ置イテ、農業經營トシ、又他ノ産業
トノ結付キヲ有機的ニ合理的ニ進メテ行ク
コトニ依ツテ、畜産ヲ増殖シテ行カウ、斯
ウ云フ考デ進ンデ居ル次第デアリマス、隨
テ斯ウ云フコトニ向ツテ色々ノ施設モ、現
在豫算上ニ於テ御覽ノ通り、不十分デア
リマスガ、執ラレツツアル、斯ウ云フ譯デ
アリマス

○土田委員 日本ノ耕地ノ面積ハ六百八万
町歩ト私共ハ記憶致シテ居リマス、畜産増
殖ノ大動物ノ計畫ノ下ニ於テキマシテハ、現
在三百五十万頭ノ牛馬ヲ四百万頭ニ致ス御
計畫ト云フコトヲ承ツテ居ル、デアリマ
ス、併シナガラ眞ニ有畜農業ヲ徹底セシメ
ルニハ、六百万頭前後ノ牛馬ガ必要ト私共
ハ思フノデアリマス、ソコデ只今畜産局長
ノ御答辯ノ中ニハ、多少ノ遺憾ガアルガ、
有畜農業ノ基礎タル家畜ノ増殖ニ對シテ、
著々歩ヲ進メテ居ルト申サレマシタガ、遺
憾ノ點ガアルト云フノハ、儲カ二百万頭不
足ト云フコトガ遺憾ト思ハレルノデアリマ
ス、而モ畜産業ハ土地ニ依存スルノデアリ
マスガ、如何ナル國ノ農業モ其ノ進歩發達
ニ伴ヒマシテ、家畜ト云フモノガ農業ト不
可分ノ關係ニ於テ、此ノ生産量ト比例シテ
家畜ノ數ハ増加致シテ居ルト云フコトハ、

多年御研究ノ結果御分リノコトト思フノデ
アリマス、ソコデ是ハ土地ニ依存スルカラ、
日本ノ土地ハ狭イカライカニト云フノデア
ルカ、又家畜ヲ生産スル農家ニソレダケノ
技術ガナイ爲ニ、一定量ノ増産ガ出来ヌト
云フノデアルカ、其ノ點ヲ一ツ承リタイ、
ソレカラ只今肥料問題ガ相當ヤカマシタナ
ツテ居ルノデアリマス、現在日本ノ自給肥料
ハ牛馬ノ糞尿ニ依リ、或ハ幾多ノ敷糞等カラ
出マス肥料ハ、有效成分ノ約六割ハ飛散致
シマシテ、四割シカ残ツテ居ラス、之ヲ合
理的ニ處理シマシレバ、飛散スル自給肥
料ノ成分ガ二割ニ止ツテ、八割残ルト云フ
コトニナツテ居ルノデアリマス、而モ一方
家畜ハ粗飼料ヲ一箇年ニ三千七百萬噸消費
致シテ居ルノデアリマス、此ノ處理方法ガ
悪イ爲ニ殆ド有効成分ノ六割ヲ飛散セシメ
ルト云フコトハ、實ニ國家ノ見テ不經濟
デアリ、又増産計畫ニ對スル非常ニ大ナル
障礙デアリノデアリマス、最近農林省ノ或
ル方面ノ調査ニ依リマス、日本ノ家畜ノ
自給肥料ガ完全ニ處理サレマシタラバ、
磷酸ニ於テ、加里ニ於テ、窒素ニ於テ、更
ニ無機質肥料ノ必要ハナイ、其ノ成分ヲ
寧ろ國外ニ賣出シテモ宜イダケノ成分ガ故
ニ排出サレテ居ル、ソレヲ處理方法ガ誤ツ
テ居ル關係上、斯ク農家ガ肥料ヲ大膽ギラ
シテ進マナイ、何故農林省ノ畜産當局ヤ
馬政當局ノ立派ノ調査ガアリナガラ、之ヲ
實行ニ移サヌト云フノハ、日本ノ官吏ノ申
技術方面ハ非常ニ進ンデ居リマス、色々ナ研
究方面モ非常ニ進ンデ居ル、唯行政官ガ無
理解ナ爲ニ色々有效ナモノヲ頭ヲ抑ヘテ、ソ
レニ大藏省ト云フ又無理解ナモノガ居リマ

シテ、何デモ彼デモ削減スレバ宜イト云フノ
デ頭ヲ抑ヘルカラ、是ダケ有效ナ研究ガア
リナガラ今日之ヲ國政ノ上ニ實施スルコト
ガ出来ナイ、サウシテ國民ノ四苦八苦ノ苦
シミニ陥レ、オマケニ食糧難ニマデ陥レル
ト云フコトハ、私ハ大イニ農林當局ニ同情
シテ國論ヲ高メナケレバナラヌト思フノデ
アリマス、ドウカ農林當局ノ御抱負ヲ、此
ノ際ニ於テ御覽キシタイト思フノデアリマ
ス

○岸政府委員 第一ノ點ハ家畜ノ頭數ト耕
地ノ面積トノ割合ガ、實際ノ問題ニ於テ合
理的ナコトニナツテ居ラナイト云フ御説ノ
ヤウニ拜シマシタ、此ノ點ハ非常ニ難カシ
イノデアリマシテ、私共ハ大動物ノミヲ以
テシテ其ノ關係ヲ合理的ニスルコトハ、是
ハ中々困難デアラウト思フノデアリマス、
御承知ノ通りニ日本ニハ小サイ農家ガ澤山
アリマス、小サイ農家ニハハナリ小サイ
イ家畜ヲ相當配シテ行ク、サウシテ總體ニ
於テ只今土田委員ノ仰シヤウヤウニ、一
町歩ニ一頭位ナ大動物ヲ持タシタラバ、
少クトモ一反歩ニ三百貫位ノ肥肥ガ得ラレ
ル、サウスルナラバ先ツ相當自給肥料デハ
合理的ナコトガ出来ルノデハナイカト云フ
風ニ考ヘテ、昨年ノ計畫ハ立ツテ居ルノデ
アリマス、唯最近ニ於ケル飼料問題ニ於キ
マシテ、ココノ所管タシロイテ居ルノデ
アリマスガ、此ノ間ニ於ケル所ノ理想ハ、
ソレヲ目標トシテ進メテ行キタイ、斯ウ考
ヘテ居ルノデアリマス

ソレカラ第二ノ自給肥料、特ニ厩肥ノ利
用方法ガ合理的デハナイ、之ヲ直ス所ノ考
ヲ持タナケレバナラナイデハナイカト云フ御
説ハ、洵ニ御尤モデアルト思フノデアリマ

驗ノ結果明カデアリマス、又更ニ進ンデ六
百万頭近イ家畜ガアリマスレバ、殆ド肥料
ニ於テ間然スル所ガナイダケノ自給肥料
ノ増産ガ出来ル、サウシテ其ノ間ニ小畜
ヲ配置致シマスレバ、第三國カラ仰グ肥料
ト云フモノハ絕對必要ガナイ、故ニ初メテ
所謂農業ノ自給自足ト云フモノガ確立サレ
ルノデアリマス、是ハ私共ハ畜産局長ト全
ク感テ同ジク致スノデアリマス、最近ニ於
テハ牧野法モ既ニ貴族院ニ提案ニナツテ
居ルガ、ソレモヤハリ斯ウ云フ農業國
策ノ上カラ非常ニ政府ガ其ノ點ヲ重要視
シテ居ルカラダト考ヘルデアリマス、然ル
ニ只今御話ヲ承レバ此ノ糞尿處理ニ對スル
政府ノ助成金ガ、一昨年度ニ於テハ十二万
圓、昨年度ニ於テハ十八万圓前後デアリ、
コシナコトデハ折角家畜ノ數ヲ殖シマシ
テモ、ヤハリ六割機デカノ有效成分ガ飛散
スルノデアリマス、日本全國ニ普遍的ニ自
給肥料ノ有效化ヲ圖ルニハ、ドレダケノ年
月ト、ドレダケノ經費ガアリマスレバ、此
ノ自給肥料ノ計畫ヲ合理的ニ完備スルコト
ガ出来ルカ、私共ハ若シ必要アレバ是ハ當
然豫備金ヲ支出シテモ、政府ガ爲サナケ
レバナラス重要問題デアルト思フノデアリ
マス、私ノ大體承ル所ニ依リマス、五六千
万圓ノ金ヲ五年間ニ政府ガ出スナラバ、
大體此ノ目的ハ達セラレラウト云フ話
ヲ聞イテ居ルノデス、果シテ私ノ聞イテ話
ト、實際上ノ御調査トハドウ云フ風ニナツ
テ居ルカ、御伺致シタイノデアリマス

○土田委員 只今御尋ノ畜舎床等ノ自
給肥料ノ確保ニ關スル施設ハ、ドノ位ノ金
ガ要リ、ドノ位ノ年月ガアツタラ出来ルノ
カト云フコトデアリマスガ、實ハ其ノ資料

ヲ今持合セテ居リマセヌ、併シ現在ノ資料
ノ關係等ヲ考ヘマスト、一寸急速ニ之ヲ全
部ニ具現スルコト云フコトハ中々難カシイヤ
ウニ思フノデアリマス、出来得ルナラバ何
處カガ中心ニナツテ、其ノ模範施設ヲ中心
ニシテ周圍ガ漸次ニ見習ツテ行クヤウニ
施設ダケデモヤウツテ見タイト云フコトハ考
ヘテ居リマスガ、全面的ニ之ヲヤルト云フ
考ヘ方ニ付テハ、今申上ガタヤウナ事情ガ
アルノデ、一寸ハツキリシタコトハ言ヒ兼
ネルト思ヒマス

力問題ニ致シマシテモ、又國防問題ニ致シ
マシテモ、實ニ農山漁村ハ我が大和民族ノ
培養地デアリ、又人的資源ヲ確保スル地帯
デアリ、斯ウ申サレテ居ルノデアリマス
ガ、果シテサウデアアルカドウカ、サウシテ
農山漁村ノ子弟ト都市ノ子弟トハ、何レガ
強健デアリヤト云フコトヲ伺ヒタイノデア
リマス

○松本政府委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○吉田委員 一寸議事進行ニ付テ——モウ
大體時間ガ三時デゴザイマスガ、今日ハ土
田君ノ質問デ終ルノデスカ、如何デセウ

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○岸政府委員 只今御尋ノ畜舎床等ノ自
給肥料ノ確保ニ關スル施設ハ、ドノ位ノ金
ガ要リ、ドノ位ノ年月ガアツタラ出来ルノ
カト云フコトデアリマスガ、實ハ其ノ資料

ヲ今持合セテ居リマセヌ、併シ現在ノ資料
ノ關係等ヲ考ヘマスト、一寸急速ニ之ヲ全
部ニ具現スルコト云フコトハ中々難カシイヤ
ウニ思フノデアリマス、出来得ルナラバ何
處カガ中心ニナツテ、其ノ模範施設ヲ中心
ニシテ周圍ガ漸次ニ見習ツテ行クヤウニ
施設ダケデモヤウツテ見タイト云フコトハ考
ヘテ居リマスガ、全面的ニ之ヲヤルト云フ
考ヘ方ニ付テハ、今申上ガタヤウナ事情ガ
アルノデ、一寸ハツキリシタコトハ言ヒ兼
ネルト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

○土田委員 只今御質問ノ農山漁村ガ
我國ノ總テノ資源ニ對シテ大切ナモノデア
ルト云フコトハ、御説ノ通りデアルト思ヒ
マス、ソレニ對シテノ御質問ニ付キマシテ
ハ、私モ任官勿々デゴザイマシテ、マダ能
ク調査ヲ致シテ居リマセヌガ、他ノ政府委
員カラ答辯ヲ致サセタイト思ヒマス

居ル、斯ウ云フ風ナノガ實情デアルト致シマスルナラバ、此ノ點ニ付テ左様ナ實情デアルト云フコトヲ、政府ニ於テモ御認ニナルデセウカト云フコトヲ先ヅ御尋致シマシテ、隨テ是等ノ弊風ト云ヒマスルカ、極メテ悲シムベキ状態ヲ一掃シマシテ安定セシムル、配給ノ確保、サウシテ又消費者モ商人モ安定スル、斯ウ云フ風ニ導ク爲ニハ、ドウシテモ益ニ自由ノ取引ニ放任シテ置クト云フ範圍ヲ、出來ルダケ狭メテ行クト云フ根本ノ方針ヲ適用スルノデナイト、是ガ救済セラレナイノデアラウカ、米ガ十分ニアル時ナラバマダシモデアリマスケレドモ、今ノヤウナ諸計算ニナルト致シマスト、ドウシテモ自由取引ノ範圍ヲ狭メテ、少クトモ原則トシテ自由取引デナイ別ノ原則方針ヲ適用スル、斯ウ云フ風デナイト救済セラレナイノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ見テ居ルノデアリマス、一ツ御所見ヲ御伺シタイ

モノヲ、大イニ増加スル必要ガアルノデハナイカト云フ點ニ付テ、御尋ニナツタ譯デアリマスガ、此ノ點ニ付テハ、申上ゲテ居リマスヤウナ風ニ考ヘテ居ルノデアリマシテ、自由取引——自由ト申シマスルコトハ甚ダ言葉ニ誤解ガ起ルカモ知レマセヌガ、民間ノ取引ト云フモノガ行ハレル範圍ニ於テハ、出來ルダケ是モ尊重シテ、民間取引ト云フモノガ實行サレルコトヲ政府トシテハ期待アリマスルガ、唯是モ及バザル部面ガアル、殊ニ兵庫縣ニ於キマシテハ、色色例ヲ擧ゲテ御話ガアリマシタガ、是ハ大消費地ヲ控ヘテ居ルコトデモアリ、又早害等ノ影響モアツタ地方デモアリマスノデ、サウ云フ種々ナル原因カラ、或ハ御觀察ガ左様ナ方向ニ御向キニナツテ居ルノデアリマシカト云フ風ニモ拜察サレルノデアリマシガ、大體政府ノ考ヘテ居リマスコトハ、先刻來申上ゲテ居ルヤウナコトデアアルノデアリマス

ル、斯様ナコトニ歸著スルノデハナイカト考ヘルノデアリマスガ、左様ナ意味デアリマスカ、十分了解致シ兼ねタノデアリマシガ……

ヒマス、一寸速記ヲ止メテ……
〔速記中止〕
○坪山委員長代理 ソレデハ速記ヲ始メテ下サイ——本日ハ都合ニ依リマシテ是デ散會ヲ致シマス、明日ハ午前十時カラ開キマス、但シ午前ダケデス
午後四時二十分散會

○横山政府委員 閣取引ナルモノガ公然ト行ハレテ居ルト云フコトヲ、政府ハ認メルカト云フヤウナ御話デアリマスガ、是ハ政府トシテハ十分ニ之ヲ取締ツテ、左様ナコトノナイヤウナコトニ致ス方針ヲ堅持シテ居リマスノデ、ソレヲ認メルト云フコトニハ參ラヌノデアリマス、只今色々例ヲ御尋ゲナリ、播州ノ朝日ノ値段カラ色々計算ヲ御示ニナツタ譯デアリマスガ、是ハ尙ホ色々ナ事情ヲ參酌シテ、十分ニ検討ヲ要スル數字デハナイカト考ヘル譯デアリマス、何レニシテモ政府トシテハ、閣取引ト云フヤウナモノハ、之ヲ十分取締ツテ參ル方針デ居ルノデアリマス、唯ソレニ前提ヲ置カレマシテ、左様ナ關係ガアルカラ、米ノ配給ニ付テハ自由取引ノ範圍ヲ縮小シ、所謂政府米ニ依ル配給ト云フ

○吉田委員 閣取引ト云フ言葉ヲ出シマシタノデ、御立場上認メルト云フコトノ出來ナイコトハ、萬々申スマデモナイコトデアリマス、然ラバ斯ウ云フ風ニ御尋シテ見タイノデアリマス、政府ハ米ノ配給ニ付テ、商人ニシテ何ニシテ事實等級ヲ區別シテ居ラナイ、而シテ品質ニ適合シテ嚴別シテ居ラナイ、斯ウ云フ事實ヲ御認ニナリマスカ
○横山政府委員 只今ノ御尋一寸十分了解シ兼ねタノデアリマスガ、品質或ハ量目ノ關係ニ於テ小賣商等ガ必ズシモ規定セラレテ居ル通りニハ實行シテ居ラナイデハナイカト云フコトノ御尋カト、即チ其ノコトハ結局閣取引ト云フコトヲ實行シテ居ルコトヲ、政府ハ認メルカト云フ御尋ト同ジコトニナ

○吉田委員 實ハ是ハ絶無デハナクシテ、稀ニアル事實ダト云フヤウナ御認識デアリマス、政府ノ方針ニ對シマス次ノ色々ノ質疑ト千里ノ距離ヲ生ジテシマヒマスノデ、私ハ此ノ次ノ機會ニ保留致シマシテ、肥料ノ問題ニ付テ緊急一二點ダケ御尋シタイ點ガゴザイマスガ、肥料關係ノ方ハ見エテ居リマセヌカ
○坪山委員長代理 肥料ノ方ノ關係ノ方ハ居リマセヌカラ、今日ハ是デ止メタイト思

昭和十五年二月二十六日印刷

昭和十五年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律 委員會會議錄(速記)第八回

付託議案 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件) (第四五號) (政府提出)

會議

昭和十五年二月二十七日(火曜日)午前十時四十七分開議

出席委員左ノ如シ

委員長代理 理事坪山 德彌君

理事土屋 寬君 理事深澤 吉平君

高田 耘平君 山川頼三郎君

河野 一郎君 須永 好君

吉田 賢一君 平野 力三君

村上 元吉君

出席政府委員左ノ如シ

農林政務次官 岡田喜久治君

農林省米穀局長 横山 敬教君

農林省臨時農村對策部長 重政 誠之君

農林事務官 石井英之助君

拓務省殖産局長 植場 鐵三君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

○坪山委員長代理 ソレデハ只今ヨリ會議ヲ開キマス—吉田君

○吉田委員 大臣ガ御見エデゴザイマセスカラ、一應政務次官ニ伺フコトニ致シマシテ尙ホ……

○坪山委員長代理 大臣ハ貴族院ノ都合ニ依ツテ出席致セル様デスカラ、出来ルダケ政務次官ヲ御許シテ願ヒタイと思ヒマス

○吉田委員 貴族院モ御多忙デセウケレドモ、委員長ニ御願シマシテ、成ベク此ノ重大ナ問題デスカラ、大臣ニ御出席ヲ願フヤ

ウニ御計ラヒ願ヒタクゴザイマス、御尋致シマスガ、此ノ間高田君ノ質問ニ對スル大臣ノ答辯ノ中、十五年度ノ産米ノ價格ヲ相當上ケナケレバナラヌノデハナイカト云フヤウナ趣旨ノ質問ニ對シ爲サレタ答辯ガ、新聞ニハ値上已ムナシトカ、或ハ値上ヲシナイ方針デアルト云フ風ニ、二様ニ報道サレタノデアリマス、是ハ速記録ガ眞實デアリマスケレドモ、大臣ノ答辯ノ對社會的影響、社會ノ受ケマシタ印象ハ此ノ二ツニ別レテ居リマス、非常ニ是ハ重大ナル影響ヲ與ヘテ居ルモノト思フノデスカラ、之ニ付キマシテ、出来レバ大臣カラ斯ウ云フ誤解ノ生ジナイヤウナ明確ナル答辯ヲ求メタイノデアリマスケレドモ、御出席デアリマセスカラ政務次官ニ依ツテ出来ルダケ明ニシタイと思ヒマス、速記録ニハ其ノ時ノ處置ニ付テハ其ノ場合ニ臨ンデ政府ガ適當ナ處置ヲ立テテ行カネバナラヌト考ヘテ居ル、ダカラ補助スルトカ、値上スルトカ、シナイトカ云フ意味ノ質問ニ對シテハ、簡單ニ明答スルコトヲ避ケルヤウニシタイ、斯ウ云フ風ニ御諒解願ヒタイト、實ニ曖昧模糊タル御答辯デアリマシタノデ此ノ誤解ヲ生ジタノデアルト思フノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ明確ナル意思表示ヲ求メテ置キマス

○岡田政府委員 只今ノ御尋ニ付キマシテハ、御話ノ如ク大臣カラ十分ノ説明ガアツタカノ如ク思フノデアリマスガ、尙ホ併シ却テ不明デアルト云フ意味モアリマシテ、重ネテ御尋デアリマスガ、私トシマシテハ

固ヨリ大臣ノ説明ヲ敷衍シテ申上ゲルニ過ギナイノデアリマス、要スルニ十五年度ノ産米トナリマス、大臣ハソレノ法規ニ依ツテ決定サレル管デアルト云フコトヲ言ツク管デアリマス、御承知ノ通り率勢米價ト云フヤウナモノヲ中心ト致シマシテ、物價其ノ他ヲ斟酌致シマシテ決定サレルモノデアリマスノデ、今日ノ場合ニ於キマシテハ、假定的ニ是ガ單純ニ上ゲルトカ、下ゲルトカ云フコトハ言ヒ得ナイノデアアル、斯ウ云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス其ノ例トシマシテ例ヘバ年柄ノ豐凶ノ如何ニ依ル、非常ニ豐作デアルト致シマスレバ、言フマデモナク生産費ガ非常ニ低下スル結果トシマシテ、米ノ値段ガ畢竟安キニ止マルト云フコトニナリマセウシ、非常ニ凶作デアツタナラバ、言フマデモナク是ハ反對ニ非常ニ上ルノデアリマス、斯ウ云フコトヲモ言ヒ得ル今ノ物價決定ノ規則ニナツ心トモ言ヒ得ル今ノ物價決定ノ規則ニナツテ居リマスノデ、ソコデ單純ニドウモ上ル下ルト云ツクコトヲ明答ヲ申上ゲル譯ニハ行カナイ、斯ウ云フ意味ニ於テ申シテ居ツタ管デアリマシテ、ソコハ米穀統制法ノ規定ヲ御斟酌願ヒマシテ、其ノ程度ニ於テ御諒解願ヒタイと思ヒマス

○吉田委員 十五年度産米ノ値上必至ノ見透シデアルノカ、若クハ補助等ノ必要必至ノ見透シヲセネバナラヌノカ、或ハ値上シナイト云フ見透シ、確信ヲ持テ得ルノカ否カ、恐ラク此ノ法律ガ實現致シマシテ所期

ノ效果ヲ擧ゲ得ルカ否ヤノ分レ目ニナルト思フノデアリマス、ソレデアリマスルノデ、其ノ點ガ相當國民ニ何レナリトモ安心ガ出来ルヤウニ、出来得ベクンバ値上シナクテモ宜イト云フ安心、或ハ確信ヲ得ルノデナケレバ、縱ンバ政府ハ最高ノ價格ヲ以テ買上ラスト致シマシテモ、諸物價ノ騰貴ノ趨勢ニ鑑ミ、或ハ生産費ノ騰貴ノ趨勢、生産物等斷然不足シテ居リマスル現況ニ鑑ミマシテ、ドウシテモ賣ルコトヲ惜ム、又成ベク後ニナツテ賣ラネバナラヌ事情モ伴ツテ居リマス、現ニ地方ノ實情ハ府縣廳ノ吏員ガ實主ニ向ツテ値上ハシナイ、シナイト云フコトヲ口辭ツバク説イテ廻ツテ、漸ク買上ラシツアルト云フ現狀ニゴザイマスルノデ、只今ノ點ハツキリ致シテ置キマセスト、到底此ノ法律ノ實效ヲ擧グルコトハ困難ト思フノデアリマス、ソレニ付テ御所見ヲ、モウ一度伺ツテ置キマス

○岡田政府委員 只今申上ゲタヤウナ次第デアリマシテ、豐凶ノ如何ニモ依リマスシ、同時ニ又生産費自體トシマシテ、或ハ必要資材其ノ他ノ非常ニ騰貴ガアルト云フコトニナレバ、其ノ點ニ於テハ一般ニ上ガザルヲ得ナイト云フ結果ヲ見ルノガ相當ダト思ヒマス、是等モ總テ統制法ニ準據致シマシテ、米穀統制委員會ノ諮問等ヲ經マシテ、決定サレルノデアリマスルシ、併セテ又他面ニハ物價斟酌即チ消費者側ニ對スル色々生活關係ヲ斟酌致シマシテ、決定サレルコトデアリマス、デアリマスカラ唯

ニ、圓滑ニ行クカモ知レヌ苦ノ米ノ移動ヲ、人爲的ニ極度ニヤルコトニ於テ、一層之ヲ阻止スルコト云フヤウナ結果ガ起ルノデハナ...

ノレカラ後ノ消費者ノ手ニ渡リマス場面ハ、只今政府次官ガ御述ニナリマシタソレデア...

ニ依ツテ消費者ニ分配渡ラズルト云フコトデアレバ、サウ云フ問題ハ起ラズノデア...

メテ悲觀スベキ生産並ニ配給狀況ト見テ居リマス、一例ヲ兵庫縣ニ取ツテ見マス...

十四年産米ノ程度ヲ維持スルコトスラ無理デハナイカト云フヤウナ御質問デアリマス...

トカ、サウ云フ農業土木ヲナリマスルト同時ニ、自給肥料ノ大増産ヲヤルコトニ努...

ラノ、或ハ産業組合、或ハ商人ノ團體等カラノ積出指圖ガ過レタ爲ニ、此ノ荷物ガ農...

トヲ、非常ニ心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、併シ是ハ僅カ數日ヲ經過シタ今日ニ...

鮮ニ於ケル此ノ問題ハ所謂混雑ニ餘リニ樹木ヲ伐ツテ焚イテシマフ爲メハナイガラウカ、永ラク朝鮮ニ住ム人、又朝鮮ノ方ナドニ就テ色々聽キマシテモ、原因ハ週々テ行クトソコマデ來ルノデ、隨テ混雑ニ付テ一考ヲ要スルノデハナイガラウカト云フ所マデ考ガ行クノデアリマス、併シソレハ永イ間ノ風習デモアリマス、種々ナ事情モアルコトデアリマセウガ、山全體ノ綠化ノ積極的對策ニ依ツテ、初メテ本塞源ノナ治水利水ノ問題ガ解決スルノデハナイカ、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、如何デゴザイマスカ

○植場政府委員 只今ノ御意見ト吾々モ全然同意デゴザイマシテ、實ハ植林——殊ニ治水關係ノ植林、或ハ砂防工事等ニ付キマシテハ、前ノ總督モ只今ノ總督モ非常ニ力ヲ入レテヤレトノ御方針ノヤウニ承ツテ居リマス、今後尙ホ御意見ノ通り十分其ノ點ニ付テハ注意ヲシテ力ヲ注イデ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○吉田委員 私マダ實ハ御意シタイコトガアルノデゴザイマス、大臣ニ少シ伺ツテ見タイコトガアリマス、農務局長ニモ伺ツテ見タイコトガアルノデアリマス、政務官ノ方デモ結構ナノデアリマスケレドモ、本會議テ伺ツタ點ニ關聯致シテ居リマス、相成ベクハ大臣ノ御出席ヲ得テカラニシタイト思フノデアリマス、大臣ノ御出席ガ困難ノヤウデアリマシタラ、政務次官ニ伺フコトニ致シマスガ、此ノ程度デ保留シテ置キタイト思ヒマス

○高田委員 一寸拓務省ノ方ガ見エテ居リマスカラ、資料ヲ要求シタイト思ヒマス、先達私ガ本會議デ米穀輸出版理法ニ依ツ

テ、臺灣總督府ノ得ル收入ハ一石ニ付二圓以下デアルト思ツテ居ルノヲ、七八圓總督府ガ取ツテ居ルコト云フ質問ヲ致シマシタ所ガ、拓務大臣ハ正確ナ計數ハ御示ニナリマセズシテ、ソレナニ取ラヌト云フ御答デアツタ、私ノ調デハ七八圓ニナル、若シ七八圓ニナラヌトスレバ、總督府ハドノ程度ニ於テ一石ニ付テ利益ヲ取ツテ居ルカト云フコトノ正確ヲ御調ヲ願ヒタイ、同時ニ昨年ノ議會ニ於テ二圓以上ハ取ラヌト言ツタノヲ、ソレ以上取ツテ居ル理由ニ付テ、砂糖トノ關係ヲ申サレマシタガ、ソレダケデハ背クコトハ出來マセヌカラ、是モドウ云フ理由デ昨年ハ二圓以上取ラヌト思ツテ居ルノヲ七八圓モ取ルノデアルカ、其ノ理由ハ此處デ伺ツテモ宜イノデスガ、書イテ下サイ、其ノ方ガ皆サシニ分リガ宜イ、ソレダケ御願スルノデゴザイマス、モウ一ツハ、私ハ臺灣ノ新聞ヲチヨイ／＼見テ居リマスケレドモ、大分記事差止ガアルヤウデアリマスガ、ソレナコトハ私關知シマセヌ、所ガ臺灣ノ米穀事情ト云フモノガ内地ノソレヨリモ逼迫ヲシテ居ル、私ハ臺灣ダケハ節米トカ供米トカ云フヤウナコトハ、ヤラナイデモ通ムト思ツテ居ル、所ガ臺灣ノ新聞ヲ見ルト、内地ヨリハ供米節米ト云フコトニ付テ宣傳ガ、徹底シテ居ルヤウデアリマスガ、或ル方面デハ非常ニ米ガナクテ困ツテ居ルコト云フ事實ガ新聞ニ出テ居リマス、ドウ云フ理由デサウ云フ風ニ臺灣島内ニ於テノ米ノ需給關係ガ破レルモノデアルカ、勿論昨年ノ一期作ハ良クナカツタ、二期作ハ相當豐作デアツタガ、ドウモ其ノ臺灣島内ニ於テノ需給ノ調節ガ破レテ、供給ガ非常ニ不足デアル、或ル所ニ

於テハ明日ノ米ニモ困ルト云フ状態デアリマスガ、ドウ云フ理由デアンナコトニナツタカ、其ノ理由ヲ、是モ此處デ説明シナイデ書イテ下サイ、此ノ二點ニ付テ成ルベク詳細ニ書イタモノニシテ各員ニ御覽シテ願ヒタイト存ジマス

○植場政府委員 高田サンニ御伺致シマス、只今ノ最後ノ點デスガ、其ノ新聞ニ出テ居ルコト云フノデナクテ實情ヲ書ケ、斯ウ云フ御意旨ト諒解致シマスガ……

○高田委員 勿論新聞ガ誤ツタコトヲ傳ヘルカモ知レマセヌガ、兎ニ角先程申上ガ通り、最初ノ計畫デハ臺灣デハ節米ナド相當シナイヤウナ計畫デアツタト思ヒマスガ、供米節米ノ運動ガ新聞ヲ見ルト大分アリマス、斯クナツタノハ臺灣ノ米ノ供給ト云フモノガ、變態ノ狀況ニナツテ居ルノダト思ヒマス、或ハ農民ガ出サナイノデハナイカト思ヒマス、或ル人カラ聞クガ、常ニ甘蔗ヲ食ベテ居ル甘蔗農民ガ、甘蔗ヲ強制的ニ「アルコール」ノ原料トシテ出サセラレタ結果、甘蔗ヲ食ツテ居ル者ガ米ヲ食フト云フヤウナ實情モアリマス、是ハ分リマセヌガ、兎ニ角何ノ爲ニ左程米ニ付テ困ラナイ筈ノ臺灣ガ、アノヤウニ供給不足ニナツテ居ルカト云フコトノ實情ヲ認メテ下サレバ結構デアリマス

○坪山委員長代理 一寸申シマスガ、前日來ノ委員會ノ空氣ヲ拜察致シマシテモ、大體政府委員等ニ對スル質疑ハ一通リ終了致シマシタ、多少保留ノ部分モアリマスガ、大體ハ終了致シタヤウデアリマス、殘ル所ハ農林大臣ニ對スル質疑ノヤウデアリマス、農林大臣ノ出席ナクシテ唯委員會ヲ進メマシテモ、却テ議事ノ進行ヲ妨グルヤウナ工

合ニ委員長ハ思考セララルノデアリマシテ、農林大臣ノ出席ガアル場合ニ於テ初メテ委員會ヲ開キタイト、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、隨テイツ委員會ヲ開クカト云フコトハ、今日此處デ確定ハ致シマセヌ、ドウカ公報ヲ以テ御知ラセテ致シマスカラ、御含ミヲ願ヒタイト思ヒマス

○高田委員 一寸政府委員ニ希望ガアリマス、私ノ大臣ニ質疑セントスルコトハ、本委員會ニ於テ大臣ノ全然來ラレナカツタコトモアル、ソレヲ又今度ハ何時開クカ知ラヌ、其ノ時ニ又質疑ニ對スル答辯ガハツキリシナイヤウデハ困ルノデアリマスカラ、政務官ナリ或ハ又局長ナリガ私ノ質疑ノ際ニ於テ、今後ノ私ノ質疑ハ十五年度ノ食糧増産計畫ヲ如何ニスルカト云フ點デアリマス、是ハ一ツ當局ノ方カラ、特ニ米穀局長ヨリモ專口農務局ノ關係ノ問題ガ多イ、ソレデ就任日淺イカラト云フ御返事ハソレハ本會議デノ答辯デアリマス、ソレチヤ我儂ガ出來ナイ、モウ今日ハ就任日モ相當ニナリマスカラ、能ク御相談ノ上、大臣ガ御出席下サルヤウニ政務官ヨリ御注意ヲ願ヒマス

○坪山委員長代理 ドウソ今私カラ言ヒマシタコトモ、政務官カラ能ク大臣ノ方ニ言ウテ下サルヤウニ要求シマス、成ベク早ク、大臣ガ總テノコトヲ差練ツテモ御出席ノ出來ルヤウニ願ヒタイト思ヒマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス
午後零時二十七分散會

昭和十五年二月二十七日印刷

昭和十五年二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第六類 第五號

第七十五回帝國議會 院 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第九回

付託議案 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)(第四五號)

會議

昭和十五年二月二十八日(水曜日)午後二時開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長代理理事坪山 德彌君
- 理事土屋 寬君 理事深澤 吉平君
- 高田 耘平君 岡野 龍二君
- 助川啓四郎君 山川頼三郎君
- 河野 一郎君 須永 好君
- 吉田 賢一君 平野 力三君
- 村上 元吉君

出席國務大臣左ノ如シ

- 農林大臣 島田 俊雄君
- 農林政務次官 岡田喜久治君
- 農林省農務局長 土屋 正三君
- 農林省米穀局長 横山 敬教君
- 農林省臨時農村對策部長 重政 誠之君
- 農林事務官 石井英之助君
- 農林書記官 岡本 直人君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

○坪山委員長代理 ソレデハ只今ヨリ會議ヲ開キマス、便宜上此ノ間ノ平野君ノ質問ニ對スル農林大臣ノ答辯ヲ殘テ居リマスカラ、此ノ際聽クコトガ便利ト考ヘテ居リマス——農林大臣ノ答辯ヲ求メマス

○島田國務大臣 平野君ノ御質問ハ此ノ席上ニ於テ承ツテ居リマスガ、本年度ノ米穀對策トシテ米價ヲ更ニ引上ゲルカ、又ハ

強權ヲ發動シテ出荷ノ強制ヲスルカ、何レノ方策ヲ執ルカ、斯ウ云フ點ト、ソレカラ又米價ノ引上ハ現下ノ經濟事情ニ鑑ミテ困難トスレバ、結局強權ノ發動ニ依ルコトトナルデアラウ、併シナガラ右ノ如キ方法ニ依ツテモ農家方自家用米トシテ抑留スルニ至ラバ、之ヲ賣ラシムルコトハ困難デアラウ、斯ウ云フ點ニ付テ、小作地ノ問題、肥料ノ專賣等ノ問題ニソレヲ關聯シテ、專賣又ハ切符制度ヲ斷行スルカト云フ意味ノ御意見ヲ加ヘテノ御質問デアルト、斯様ニ承知致シマスガ、大體サウ云フ譯デスカ

○平野委員 マア大體サウデス

○島田國務大臣 是ハ外ノ邊會ニ於キマシテモ御答申上ゲタヤウニ、政府トシマシテハ只今ノ狀態ニ於キマシテ米價ヲ引上ゲル、ソレカラ又出荷ニ付テ強權ヲ發動スルト云フヤウナ手段ニ出ルト云フコトハ、現在トシテハ考ヘテ居リマス、ソレカラ又ソレニ從ツテ自家用米トシテ之ヲ農家ニ抑留スルヤウナコトガアレバ、之ヲ賣ラセルコトガ困難ト云フコトハ、成程サウ云フ場合ニハ困難ノ伴フコトモアラウト考ヘマスケレドモ、サリナガラ現在政府ノヤツテ居リマスルヤウニ、地方長官等ト緊密ニ連絡ヲ致シマシテ、段々政府ノ買付ノ方面ヲ進行シテ行クヤウニ取計ツテ行ケバ、ソレニ依ツテ農民ノ理解ヲ得ルコトニナレバ、御話ノヤウナ強權ノ發動ト云フヤウナ程度ニハ至ラズシテ、今年度ニ於テハ進行ガ出來ルデアラウ、斯ウ云フ風ニ確信ヲ以テ進

シテ居ル譯デアリマス、唯小作地ノ國有制度トカ、或ハ肥料ノ專賣ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、殊ニ小作地ノ國有制度ト云フヤウナコトニ於テハ、段々議論モアルノデアリマスケレドモ、之ヲ此ノ本年ノ米穀對策ノ一ツトシテ、此ノ問題ニ斷案ヲ下スト云フコトハ、相當考慮ヲ要スルコトデアラウト考ヘルノデアリマス、肥料ノ專賣若クハ強權ノ管理ト云フヤウナコト、或ハ隨テ此ノ切符制度——是ハ多分肥料ニ付テコトデアラウト思ヒマスガ、サウ云フヤウナコトニ付テハ、是ハ又考ヘラレル事柄デアリマスケレドモ、只今ノ處置ト致シマシテハ、肥料ニ付キマシテハ、ソレハ相當程度ノ強權ヲ強化シテ其ノ配給ノ圓滑ヲ圖ルト云フ方針ヲ以テ、之ニ臨シテ居ルヤウナ次第デアリマスノデ、是亦今年度ノ對策ト致シマシテ之ヲ直チニ實行スル、斯ウ云フ程度ニハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、但シ此ノ問題ハ現在ト致シマシテモ、將來ニ向ツテモ相當研究ヲ要スル値ノアル重要ナ問題デアリマスカラシテ、此ノ事ニ付キマシテハ十分研究ヲ遂ゲテ、對案ヲ得ルコトガ出來マスナラバ、其ノ對案ニ付テ更ニ適當ナル方法ヲ執リタイ、只今トシテハ此ノコトニ付テマダ考ヘテ居ラナイト云フヤウナ次第デアリマス、是ダケ御答シテ置キマス

○平野委員 只今願ヒマシタ答辯ト致シマシテハ、マダ私ガ承リマシタ眞髓ニハ觸レテ居リマスノデ、モウ一回簡單ニ申上ゲ

(一一一)

○島田國務大臣 肥料ト米ト一種ノリテ...

ハ今平野野ノ御述ニナル小作地固有ノ問題...

テ、ドウシテモ今日或ル程度農相が將來ノ...

○平野委員 簡單ニ承リマスガ、本議會ヲ...

○島田國務大臣 只今農林大臣トシテ考ヘ...

○河野委員 先先日事務當局ニ色々御尋...

直ぐ御尋寄セ願ヒタイト思ヒマス、第一...

○島田國務大臣 昨年度ノ米ノ配給ニ付テ...

豫算ニ現レテ居ル計畫ヲ以テ、此ノ議會...

ヒタイト思ヒマス、即ち統制法ニ規定シテ
居ル生産費カラ計算スルモノ、又家計ノ方
面カラスルモノ、ソレカラ一般ノ物價ノ指
數値段ノ動キカラ參照シテスルモノ、サウ
云フヤウナ點カラ考ヘマシテ、最高最低ノ
基準ト云フモノハ決メラレルモノデアリマ
シテ、其ノ場合ニ於テ、決メラレタ値段ニ
付テ、現在ノ最高價格ト云フモノト比較シ
テ、是ガドウ云フ風ニナルカ、上ニ行ツタ
ラドウスル、下ニ行ツタラドウスルト云フ
コトノ豫想ヲ、此ノ場合政府トシテ責任ア
ル答辯ヲ求メル意味ニ於テ御話ニナルコト
ハ、是ハ遺憾ナガラ答辯ヲ差控ヘタイ、斯
ウ云フコトニ申上ゲルヨリ外ハナイノデア
リマス、此ノ點ハドウゾ政府ノ立場ヲ高田
君ニ於テ篤ト御諒ヲ御願シタイノデアリ
マス、隨テ其ノ點ガ或ル新聞ニ於テ積極的
ニ、或ル新聞ニ於テ消極的ニ意味ニ聞エ
ト云フコトハ、政府ハ責任アル答辯ヲ避ケ
テ居ル、斯ウ云フコトニ御聽取リ下サレバ
何等間違ヒハナイノデアリマス、政府ハ來
年度ノ米價ニ付テハ、本年度ノ米價ニ關ス
ルモノト比較シテ、ソレニ對スル對策處置
ニ付テノ質問ニ對シテハ、答辯ヲ差控ヘテ
居ル、斯ウ云フコトニ御聽取リ下サレバ間
違ヒナイ、斯様ニ思ヒマスカラ、是ハドウ
ゾ其ノ點デ御諒ヲ願ヒタイト思ヒマス

ノ通り便宜イ、デスカラ結局、米穀統制法
ガアルノダカラ、米穀統制法ハ適當ニ運用
スルノダ、其ノ點ニ付テハ間違ヒナイデセ
ウ

○島田國務大臣 サウデス
○高田委員 運用シテ結果米價ガ非常ニ高
クナツタ場合ニ於テハ消費者ハ困ルカラ助
成金ヲ出スノダ、斯ウ云フコトデスネ
○島田國務大臣 上ツタ場合ハ云々下ツタ
場合ハ云々——高田君ハ上ツタコトヲ御話
ニナルガ、政府トシテハ、上ツタ場合シカ
ナイ御見解ニ對シテ、ソレヲ、敢テ反對ヲ
シナイ、併シナガラ結果ヲ見ザルコトニ付
テ豫メ申上ゲルコトハ出来ナイ、ソレニ差
ガ生ジタ場合ハドウスルカ、其ノ時ニハ
政府トシテ適當ナル處置ヲ考ヘル、斯ウ云
フコトヲ申上ゲタノデ、其ノ適當ナル處置
トハ、上ゲルノデアルカ、或ハ獎勵金ヲ出
スノデアルカ、斯ウ云フ風ニ途々二ツニ分
ケテ御質問ニナルト、ソレニ對シテハ遺憾
ナガラ答辯ヲ差控ヘル、斯ウ云フコトヲ申
上ゲテ居ル譯デアリマス

○高田委員 サウスルト、米穀統制法ノ運
用ハ公正ニヤル、ソレダケハ間違ヒナイノデ
セウネ
○島田國務大臣 ソレハ間違ヒアリマセ
○高田委員 ソレハ間違ヒナイ、便宜イ、
米穀統制法ハ公正ニ運用スル、サウスレバ
上ルト云フコトニ決リ切ツテ居ル、私ハ數
時間ニ互ツテ色々食糧問題ニ對スル政府ノ
意見ヲ聽キマシテ、即チ耕地ノ總動員、或
ハ又各種ノ増産計畫、米ノミニアラザル各種
ノ増産計畫等ニ付テ、大體ニ於テ大臣ガ御
同意下ツツテ、之ヲ實行ニ移スト云フコト
ニ對シマシテハ、私非常ニ感謝ニ堪ヘマセ
セ

○河野委員 先程大臣カラ最近ニ於ケル我
ガ國內ノ米ノ配給不調ノ原因ニ付テノ御
所見ヲ承ツタノデアリマス、政府ノ此ノ議會
ノ述ベラレマシタコト、政府ノ此ノ議會ヲ
通ジテ御示ニナツテ居リマス政策トノ間ニ
ドウ云フ關聯ガアルカ、吾々ハ非常ニ疑問
ヲ持ツノデアリマス、先程ノ大臣ノ御答辯
ハ、之ヲ要スルニ我國中西部ニ起ツタ所ノ
旱魃ハ、是等ノ縣ガ移出縣デアツタ、其ノ
移出縣ガ轉移テ移入縣トナツタ爲ニ、ソコ
ニ從來ノ米ノ配給ノ流れニ變動ヲ來シテ、
其ノ變動ノ混亂カラシテ各府縣ニ於テ米穀
配給ノ「ブロック」化ヲ生シタ爲ニ、益々

ナ事情ニナツテ來タ、ソレガ爲ニ今日ノヤ
ウナ事情ニナツタノデ、ソレガ今尙ホ解消
サレテ居ラスコトハ甚ダ遺憾ダ、要スルニ
斯ウ云フコトノヤウニ私ハ受取ツタノデア
リマス、尙且ソレ等ニ伴フ米ノ生産ノ不足
ヨリスル人心ノ食糧ニ對スル不安ト云フモ
ノガ加ツテ、斯ノ如キ事態ヲ生シタノデア
ルト云フ御説明ノヤウデアリマス、是ハ先日
事務當局ヨリ私ガ伺ツタ言葉ト全ク同ジデ
アリマス、言過シ方ハ大臣ノ方ガ旨イヤウ
デアリマス、之ヲ要スルニ内容ハ
同一デアリマス、サウ致シマス、ソレダ
ケノ認識デ此ノ米穀對策ヲオヤリニナラ
ト致シマスナラバ、將來遠カラズシテ非常
ニ大キナ問題ガ大臣ノ頭ノ上ニ落チテ來ル
ト私ハ思フ、例ヘテ申セバ一時不安ニ陥
タノダト云フコトナラバ、是ハ精神總動員
其ノ他デ現下ノ事情ヲ國民ニ納得セシメ
バ、當然全國民ハ諒承スル管デアリマス、
又早害地方ニ於ケル所ノ移出ノ移入ヘノ轉
換ト云フコトヲ申シマス、當局ノ
御發表ニナツテ居リマス本年度ノ米ノ實收
高ノ發表ヲ見マスレバ、我が内地ニ於テドレ
ケ米ガ穫レタカ、ドレダケノ米ガアルノダ
ト云フコトヨリ致シマシテ、斯ノ如キ事態
ハ生レス管ダト私ハ思フ、是ハ能ク皆サ
カラ御話ノアリマシタ通りニ、米ガアルノ
出廻ガ惡クテ消費地ニ米ノ不足ヲ來シタ、
此ノ事實ヲ何ト見ルカト云フ問題ダラウト
思フ、而モ我國ノ中西部ニ於ケル地方ハ移
出縣デアリマス、此ノ地方カラ米
ガ出ヌ爲ニ東京ニ米カテラ年始ニ掛ケテ米
ノ配給ノ極端ナル不調ガ起ルトハ考ヘラ
レマセヌ、問題ノ根本ハ斯ノ如キ簡單ナル
理論ヲ生レテ居ルトハ私ハ考ヘル譯ニハ參

ラヌノデアリマス、モツトノ深刻ナル農
民ノ思想ニ發端シテ居ルト考ヘザルヲ得
ト私ハ思フノデアリマス、而モ百歩千歩
ヲ譲ツテソレ程倒テナイト致シマシテ
モ、經濟的原因、例ヘバ米ノ取引關係、
農家ノ經濟的認識ニ依ツテ米ノ出廻リガ
不調滑ニナツテ居ルト云フ事實ハ、見逃
コトガ出来ナカラウト思フノデアリマス、
即チドウ云フ風ニ賣ツタラバ自分ノ懐ガ好
クナルカ、ドウ云フ賣リ方ヲスレバ折角作
ツタ米ガ一番高ク賣レルカ、持ツテ居ルコ
トガ得カ、今賣ルコトガ得カ、ソレトモ誰
賣ルコトガ一番得カト云フ算盤ツツガ、米
ノ出廻リガ最も不調滑ニセシメタ原因ノ一
ツデアルト私ハ思フ、尤モ此ノ外ニモ差當
リ懐勘定デ金ハ要ラナイ、賣急キヲシナケ
レバナラスヤウナ農家ノ事情デナカウツ
リマセウケレドモ、最も大キナ原因ノ一ツ
シテ考ヘラレルトハ、ドウシテモ誰ニド
ウ云フ風ニシテ、何時米ヲ賣ルコトガ一番
自分ニ利益カト云フコトガ、米ノ出廻リヲ、
其ノ流れヲ、方向ヲ決メル最大ノ原因デア
ルト私ハ思フ、此ノ點ニ付テ大臣ハドウ云
フ御考ヲ御持チニナツテ居ルカ、承リタイ
ト思ヒマス

○島田國務大臣 只今河野君ノ御述ニナツ
テ居ル、農民ノ米ヲ何時ドウシテ賣ルノガ
自分等ニ利益ニナルカト云フ考ヘ方、マア
懐勘定ト云ヒマス、サウ云ツタヤウナコ
トガ、更ニ需給ノ不調滑ヲ來シタ原因ニ考
ヘラレルト云フコトニ付キマシテハ、大體
サウ云フコトハアリマセウ、農民ノ知識モ
非常ニ發達シテ居リマス、色々ナ世間ノ事
情モ農民ハ知ツテ居ル譯デアリマスカラ、

左様ナ考ヘ方ガ農民ノ頭ニ動イテ居ルコト
ハ、アリ得ルコトデアツテ、サウシテソレ
ガ出廻リノ時期ニ於テ不調滑ヲ來シ、或ハ
溢ルト云フ原因ノ一ツニナツテ居ルダラウ
ト云フコトニ付キマシテハ、ソレモ一ツノ
原因デアラウト考ヘテ居リマス

○河野委員 私人時間ノ長掛ルコトヲ避
ケル意味ニ於キマシテ、成ベク端端ニ、私
ノ方カラ大臣ニ「イエス」カ「ノー」カヲ御
スルヤウナ行キ方デ質問ヲシタイト思ヒマ
スカラ、ドウカ大臣モ其ノ御積リデ御答辯ヲ
願ヒタイト思ヒマス、只今ノ御答ニ更ニ一
歩ヲ進メマシテ、今日大臣ハ農家ガ自己ノ
生産米ヲ手放シマス場合ニ——聞取引ハ別
デアリマス、私ハ聞取引ヲ獎勵スル者デハ
アリマセヌカラ、聞取引ヲ考慮ニ入レテ居
ラスコトヲ前提トシテ置キマス、聞取引デ
ナクテ、農家ガ自己ノ生産米ヲ手放シ場合
ニ、賣リ方ノ如何ニ依ツテハ、高ク賣レル
コトモアレバ、安ク賣ラナケレバナラスコ
トモアル、サウ云フ事實ヲ御認メニナルカ
ドウカ、即チ政府ニ買上ゲラレルヤウナ値
段デ賣ルヨリモ、モツト合法的ニ農家ガ米
ヲ高ク賣ルコトガ出来ル手段ガアルコト
ヲ、農林大臣ハ御存ジカドウカト云フコト
ヲ御尋シタイト思ヒマス

○島田國務大臣 河野君ノ御質問ハ、質問
デオヤリニナツテ居ルカ、其ノ點ヲ測リ知
ルコトガ出来ナイノデアリマス、大體只
今マデ御述ニナツテ居ルヤウナ事柄ハ、一
二ノ點ニ付キマシテハ、私ガソレヲ否定ス
ルヤウナコトハ御述ニナツテ居ラス、經驗
又實際ノ知識ノ上カラ、イキナリ否定スル
ヤウナ意見ヲ述ベラレルトハ思ハナイノデ

以下御尋申シテ行ツテ、アナタノ御認識ヲ變ヘテ行カウト云フコトガ私ノ目的デアリ...

マセスカラ、ハツキリシタコトヲ大臣トシテ申上ゲルノニハ、一遍調べ見マセウ...

ニ御研究ニナラナレバナラス、其ノ原因ガ何處ニアルカト云フコトヲ探究セズシテ、唯官憲法ニ、コトナ法律モ出來ルダラウ...

體認イテ居リマス所デハ、東京市中ハ勿論ノコト、全國ノ米屋サント云フ米屋サニ...

○島田國務大臣

是ハ私就任前ニサウ云フ事柄ニ付テ聞イテ居リマスガ、就任後ニ於テ左様ナ事實ニ付テ、マダ調査ヲシテ報告...

○島田國務大臣

米ヲ種類別ニシテ、白米ニ等級ヲ付ケテ賣ルト云フコトガ出來難イ...

○河野委員

大臣ノコトデアリマスカラ官俸ト違ヒマシテ、此處デ仰シヤツタコトガ...

○島田國務大臣

是ハ現狀ガ御承知ノヤウナ次第デアリマシテ、所謂供給ガ窮屈ニ...

何等ノ相談モナケレバ、何等ノ協議モナシニ、獨斷テ値上ヲスルト云フヤウナコトヲシテ宜シカドウカ、其ノ問題ガ、而モ我...

○島田國務大臣 滿洲國ノ大豆其ノ他ノ雜穀ニ付テ値上ヲシタコトノ問題ニ關シテハ、私ハ之ニ對シテ意見ヲ述ブルコトヲ差控ヘ...

全然此ノ間ニ連絡ノナカッタコトヲ私ハ知リマシテ、非常ニ遺憾ノ意ヲ強ク表明シテ...

食糧資源ノ不足ト云フ事實ニナツテ來ル、此ノ事實ノ何ト御考ニナルカト云フノガ私...

ノダ、オ前ハドウ言ツテモ上ゲナイノダト仰シヤル、ソレハ上ゲナイデモ宜イデセ...

デ、アナタガ此處デ御答辯ニナルコトハ、無理ニアナタガ其ノ點ニコダハルト云フコ...

考ニナツタラドウカト私ハ申上ゲタ、然ルニ依然トシテ玄米四十三圓、玄米四十三...

シテ居ル玄米ノ價格ト、此ノ運用ノ上ニ於テ種々ナル御見解ノ御述ヲアツタコトニ付テ...

第七十五回帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十回

付託議案 (一七七)

會 議
昭和十五年二月二十九日(木曜日)午前十一時開議

出席委員左ノ如シ
委員長 小林 精治君
理事士屋 寬君 理事深澤 吉平君
理事坪山 德彌君 理事森 幸太郎君
高田 松平君 坂下仙一郎君
岡野 龍一君 山川頼三郎君
河野 一郎君 須永 好君
吉田 賢一君 平野 力三君
同日二十七日委員岡野龍一君辭任ニ付其ノ補闕トシテ岡野龍一君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ
農林大臣 島田 俊雄君
出席政府委員左ノ如シ
農林政務次官 岡田喜久治君
農林省米穀局長 横山 敬教君
農林事務官 石井英之助君
農林書記官 岡本 直人君
拓務省殖産局長 植場 鐵三君
拓務省拓務局長 安井誠一郎君
臺灣總督府總務局長 森岡 二郎君
臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
樺太廳長官 棟居 俊二君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十二年法律第九十號中改正法律案
(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)
○小林委員長 開會致シマス——岡野君
○岡野委員 私人昨年ノ議會ニ提案セラレ

マシタ所謂臺灣ノ米穀移出管理案竝ニ戰時食糧政策ノ確保ト云フ點カラ、相當突ツ込シテ御質問ヲ致シタノデアリマス、サウシテ一年ニナリマスガ、實施サレタノハ昨年ノ十一月カラデアリマセウケレドモ、今回ノ臺灣ニ於テ百萬石ノ増産計畫方果シテ可能ナリヤ否ヤト云フコトニ付テ、多大ノ疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ソレカラアトカラ申シマスケレドモ、最近臺灣總督府ノ特産課カラ發表サレタ意見ナドヲ見マスト、洵ニ私ハ憂慮ニ堪ヘナイ點ガアリマス、成ベク簡單ニ要領ダケヲ申シマスケレドモ、ドウゾ隨意ノナイ率直ニ御答辯ヲ願ヒタイト思ツテ居リマス、臺灣總督府ハ昨年ノ議會デ、臺灣米穀移出管理案ヲ提出シタ其ノ理由ノ一ツト致シマシテ、米作ノ偏重ヲ矯正スルノダト吾々ニ説明ヲシテ居ラレドモ、今日ノ此ノ食糧問題ガ喧シイ時代ニ於テモ、尙ホ當局ハ米作偏重ノ矯正方針ト云フモノヲ堅持シテ行カレル積リデアアルカドウカ、若シサウサレルトスレバ戰時食糧政策ノ確保モ出來ズ、又此ノ百萬石ノ増産ト云フコトハ唯計畫ダケデアツテ、實現性ノ乏シイモノト云フ風ニ考ヘラレマスケレドモ、此ノ點ニ付テドウ云フ風ニ御考ニナリマスガ、モウ一ツハ其ノ理由ト致シマシテ、輸入防遏ノ見地カラ軍事上必要ナル特用作物即チ黃麻デアルトカ、寬麻、苧麻ト云フヤウナモノヲ作ルノダ、特用作物ヲドウシテ作ルノダト言ハレテ居ル、此ノ二ツガ大體米管案提案ノ理由デア

ウタヤウニ思フノデアリマス、此ノ特用作物ヲ作ラレト云フコトハ惡イコトデアアリマセウ、獎勵サレルトハ非常ニ結構ダト思フ、併シ特用作物ヲ獎勵セラレテ、サウシテ一方ニ於テ今日ハ外米ヲ輸入シナケレバナラヌト云フ状態ニナツテ居リマス、外米輸入ノ爲ニ正貨ハ相當流出シテ居ルト云フ諺デアリマス、シテ見レバ少キバカリノ特用作物ヲ獎勵スル爲ニ、米穀ノ方ガ減反或ハ減收ニナルト云フノデアレバ、寧ロ特用作物ノ方ハ輸入シテモ、米穀ノ方ニ集中スベキ時代ハナイカ、斯ウ云フヤウニ考ヘマスガ、此ノ點ニ對シテドウ云フ風ニ御考ニナツテ居リマスカ
○糧食政府委員 只今岡野君ノカラ、昨年ノ米管案ノ出來マシタ當時ノ吾々ノ説明致シマシタ所ヲ御述ベニナリマシタノハ、其ノ通りデアリマシテ、ソレニ付キマシテ、斯ウ云フ米穀事情ノ時ニ尙ホ所謂米穀偏重ノ矯正方針ヲ執ルカドウカト云フ御質問デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテハ米管制度其ノモノガ御承知ノ通り此ノ偏重ヲ矯正スルコトヲ本體トハ致シテ居リマスガ、昨年ノ議會デモ、當時大臣或ハ總務長官カラモ御説明ニナツタト存ジマスガ、恒久的ノ方針ト致シマシテハ、何處マデモ重要作物ノ生産ヲ調整シテ行クト云フ點ニ於テハ變リハゴザイマセウガ、臨時的ニ米ノ増産ニ力ヲ注グ、此ノ點ニ付キマシテハ繰返シ御説明ガアツタ所デアリマシテ、只今御話ノ百萬石ト云フ問題ニ付キマシテモ、昨年ノ議

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十回 昭和十五年二月二十九日

間ノ事情ニ對シテ考慮中、調査中、交渉中ト云フヤウナコトデアリマシテ、配給方面ニ關スル明瞭ナル御答辯ガナイヤウデアリマス、併シ吾々ト致シマシテハ、集荷配給ト云フコトノ一貫性ヲ十分ニ檢討致シマセ...

多ク置カナイデヤル積リデアリマス、唯此ノ案ヲ研究スルニ際シテ、集荷ノ方面ニ付テモ同時ニ考テ致シテ居ルノデアリマスガ、其ノ問題ニマデ進シテ行キマス...

大體斯ウヤル積リガト云フ方法ヲ御説明願ヒタイと思ヒマス、ソレヲシテ載キマス...

斯ウ云フヤウナ大體ハ考テ配給シタイト云フ建前カラ、考案ヲシテ居ルノデアリマスガ、其ノ細目ニ付テマダ最後ノ決定ヲ...

ウナコトニナラナイヤウニ願ヒタイ、サウシテ此ノ法案ノ施行ノ意味デハナクテ、只今計畫シテ居ル配給ノ仕方ニ付テ、立案ヲシテ居ルノデアリマス...

別ノ意味カラ先ヅ以テ米ニ付テハ今申上ゲタヤウニ、既ニ現實ノ問題トシテ配給ニ付テ色々窮乏事情ガアリマス...

行々、之ニ對シテ變更ヲ加ヘル場合ハ、更ニ別ニ提案ヲシ、又ソレニ對シテハ考究シテ居ルモノモアリマス...

ダノダト仰セラレマスルケレドモ、私達ノ考テハ此ノ法律ガ施行ニナツテ居ラナクテモ、現ニ政府ハ適當ナル米ノ買上ヲ行ヒ...

ガヤツテ居ル通リニヤウタラドカ、斯ウ云フノデアツテ、ソコデ政府ハサウ云フ...

○島田國務大臣 此ノ點ハ成案ヲ得テ御示スルヤウニナレバ、直ク御分り下サルト思...

○河野委員 サウシマスト、ソレハ大體諒承シマシタ、米穀會社ヲ使ハナイ、直接ヤ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

本建ニナツタ場合ニドウナルカ、又買ツ場合ニモ同様ノ問題ガ起ツテ來ルと思フ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

○河野委員 益、ドウモ話ガ分ラナクナリマシガ、出來秋ニ買ツタ方ガ餘計買ヘルカラ...

フロト、或ハ旱害地方ニ考ヘテ見マシテモ、兎ニ角大體供給地點デアウツタモノガ却テ是ガ需要地點デアルト云フヤウナ轉換作用ヲ行ツテ居ルヤウナ事情デアリマス...

イカラ買フノダ、農家ガ十俵持ツテ居ルモノハ五俵ダケ買フ、五俵持ツテ居ルモノハ三俵ダケ買フト云フコトデ買ハナケレバ、買ヘナイカラ買フノダト云フヤウナ氣持ヲナナカラウカト思フ...

行ケベキガアツタケレドモ、其ノ農村ノ米ハ東京ハ行ツテシマツタ、今度其ノ農村バ食フ米ハ東京ノ市場カラ持ツテ来ナケレバ...

勢ガ起ル處ガアル、目ヤシニナル所ガ一番氣ノ毒デアルト云フコトヲ私ハ考ヘマスノデ、無暗ニ政府ガ買焦ルト云フコトハ差控ヘナケレバナラヌ...

資料ヲ戴カウト思ツテ居ルノデアリマスカラ、速ニ之ヲ御調願ツテ、御發表ヲ願ヒタイト思ヒマス...

由ニハナルマイト思フ、サウシマスルト是カラ先ニ物價指數ニ變動ガアル、即チ商工省デ申シテ居レマス...

致シマシテ、米ノ出廻ヲ促進スルト云フ意味カラ申シマシテモ、左様ナ考慮ガ必要デアツタ、斯様ニ考ヘテ譯デアリマス...

スカラ、消費者ノ事情、或ハ物價ノ騰勢、斯ウ云フヤウナコトヲ斟酌シマシテ、今申スヤウナ結局相當ノ幅ニ於テ認定シテ決スル管デアリマス...

○河野委員 サウスルト一貫伺ツテ置キタイノハ、十一月六日ニ突如トシテオ上ゲンナツタノハ、是ハ主トシテ物價指數ガ動イテ来たカラダ、斯ウ云フヤウニ只今御説明ノヤウデアリマス...

○河野委員 サウスルト去年ノ十一月ノ値上ハ、物價指數ハ八關係ナシニ上ゲタノダ、斯ウ云フコトニナルノデスカ、ソレトモ、今ノ答辯分ラナクナツテシマツタノデスカ...

○岡田政府委員 米ヲ將來値上スルカドウカト云フ問題ハ、實ハ御質問ガアツタ答ト思ヒマス、大臣カラモ私カラモ一切ナラズ...

○河野委員 サウスルト今後米ノ出廻ガ悪クナツテ、物價指數ガ上ツテ来レバ又上ゲルト云フコトニナリマス...

ナ種ヲサレマスケレドモ、是ハ全國四百萬、五百萬ノ米作大業カラ見マスト、幾ラ諒イ...

國ノ何百年ト申シマスルカ、過去ニ於キマ...

ラ見レバ、マルデ比較ニナラヌ數字ニナツ...

今日ノ公定價格ガ非常ニ高クナツテシマ...

ツテ參リマセスト、節米ノ對策モ出テ參リ...

居ル、斯ウ云フ關係カラ米ヨリモ小麦、大...

出來レバ皆米ヲ食ハスノガ宜イノデアリマ...

フコトハ問題デハナイ、政府ノ政策ヲ遂行...

○河野委員 ソレガ御分リニナツテ居レ...

○岡田政府委員 一寸只今ノ點ヲ私少シ補...

○河野委員 自ラノ首ヲ擡ルノデアリマス...

○河野委員 自ラノ首ヲ擡ルノデアリマス...

アリマセウ、併シ此ノ出來秋ニハ斷ジテ行
クモノデハナイ、ノミナラズ只今申シマス
通り消費ハ益殖エマセウ、昨日來申シマ
ス通り、他ノ如何ナル雜穀ニ對シテモ米ガ
不引合デアル、是ハ順次私ガ大臣ガ御分リニ
ナルマデ、一々雜穀ノ種類別ニ付テ申上ダ
ナケレバナラヌト思フガ、最近ノ養雜組合
ノ大會ニ於テモドウデス、雜ニ米ヲ食ハシ
テ引合フ値段ニ卵ノ値段ヲ引上ゲテ吳レト
云フ決議ヲシタ、雜ニ米ヲ食ハサウト云フ
時勢デアル、今日ハ玉蜀黍ヲ賣ツタ方ガ引
合フ、餌ノ中デ米ヲ食ハスコトガ考ヘラレ
ル時勢ニマデ、今日ハ米價ガ下ツテ居ル、
割安ニナツテ居ル、此ノ事實ヲ御認メニナ
ラナケレバイカヌト思フ、是カラ私ハ先程
モ申上ダマシタ麥ノコトニ付テ質問ヲシタ
イノデアリマスケレドモ、農務局長ヲ御呼
出シテ願ヒタイト思ヒマス

○小林委員長 一寸速記ヲ止メテ……
(速記中止)

○小林委員長 ソレデハ本日ハ是ニテ散會
致シマス

午後三時四十三分散會

昭和十五年二月二十九日印刷

昭和十五年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會議錄(速記)第十一回

付託議案

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) (政府提出) (第四五號) 裝蹄師法案(政府提出、貴族院送付) (第六〇號)

會議

昭和十五年三月一日(金曜日)午前十一時八分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 小林 絹治君
- 理事土屋 寬君 理事深澤 吉平君
- 理事坪山 德彌君
- 高田 耘平君 土田 莊助君
- 坂下仙一郎君 山川頼三郎君
- 河野 一郎君 吉田 賢一君
- 村上 元吉君

二月二十九日裝蹄師法案(政府提出、貴族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 島田 俊雄君

出席政府委員左ノ如シ

- 農林政務次官 岡田喜久治君
- 農林省米穀局長 横山 敬教君
- 農林事務官 石井英之助君
- 農林書記官 岡本 直人君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

○小林委員長 開會致シマス、暫時休憩致シマス

午前十一時九分休憩

午前十一時九分懇談會ニ入ル

午後一時二十二分懇談會ヲ終リ散會

第七十五回帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十二回

付託議案 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 政府提出(第四五號) 貴族院送付(第六〇號)

(一四三)

會 議 昭和十五年三月二日(土曜日)午前十時五十分開議

- 出席委員左ノ如シ
 - 委員長 小林 絹治君
 - 理事 土屋 寬君 理事 深澤 吉平君
 - 理事 坪山 德彌君 理事 森 幸太郎君
 - 高田 松平君 坂下仙一郎君
 - 今成留之助君 岡野 龍一君
 - 助川啓四郎君 山川頼三郎君
 - 國光 五郎君 河野 一郎君
 - 須永 好君 吉田 賢一君
 - 平野 力三君
- 出席政府委員左ノ如シ
 - 農林政務次官 岡田喜久治君
 - 農林省農務局長 土屋 正三君
 - 農林省米穀局長 横山 敬教君
 - 農林省臨時農政部長 重政 誠之君
 - 村對策部長 重政 誠之君
 - 農林事務官 石井英之助君
 - 拓務省殖産局長 植場 鐵三君
 - 臺灣總督府總務長官 森岡 二郎君
 - 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ
 - 農林技師 森 肆郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和十二年法律第九十號中改正法律案
 (米穀ノ應急措置ニ關スル件) (政府提出)
 ○小林委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス
 ○平野委員 極メテ簡單デゴザイマスガ、

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十二回 昭和十五年三月二日 一五九

二月一日付ヲ以テ北勝太郎君外三十五名ノ提出ニナリマシタル北海道長官ノ白米卸賣價格指定ニ關スル質問主意書ト云フモノガ出テ居ル、之ニ對シマシテハ當局ニ於テモ十分御研究デアラウト思フノデアリマスガ、未ダ此ノ主意書ニ對スル御答辯ガゴザイマセズノデアリマスガ、成ベクナラバ本席上ニ於テ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、若シ本席上ニ於テ御答辯ガナクテ致シマスナラバ、此ノ主意書ニ對スル御答辯ノ方法ハ何時如何ナル方法ニ依ツテ御答辯ヲ戴ケルカ、之ヲ承リタイ

○岡田政府委員 御話ノ質問書ニ對シマシテハ調査ヲ要スルコトデアリ、且又注意スベキコトデアリマスガ、只今ソレソレ調査照會中デアリマシテ、近々答辯ヲ致ス積リデアリマス
 ○平野委員 其ノ近タト云フノハ成ベク早ク御答辯ヲ願ヒマス
 ○岡田政府委員 承知致シマシテ
 ○小林委員長 深澤君
 ○深澤委員 私ハ本案ニ關聯致シマシテ、政府ノ米其ノ他食糧對策ノ基本デアル農家生産ニ要スル土地ノ耕作ニ對スル状態ハ、今農家個々ノ自由耕作ニ放任シテアリマスガ、之ヲ制限耕作ニスル御考ガアルカドウカ、之ヲ聽イテ逐次質問ニ移リタイト思ヒマス
 ○岡田政府委員 御話ノ點ハ極メテ注意スベキ事柄デアルト云フコトヲ感じテ居リマス、併シナガラ問題ハ中々重大ナ問題デアリマシテ、之ニ對シマシテ只今ノ所限耕作

作ノ方針ニ出ルトカ、其ノ他確定的ノ點ニマダ到達致シテ居リマセヌ、専ラ傾向ヲ注意シツツ調査中デアルコトヲ申上ゲテ置キマス
 ○深澤委員 今ノ御意見ノ結果カラ私ノ思ヒマスコトヲ述ベマシテ、更ニ御意見ヲ御伺シタイノデアリマスガ、一面ニ公定價格ニ依ツテ米及ビ麥ノ値段ヲ抑ヘタ、又輸出作物デアル所ノ青豌豆トカ或ハ手亡トカ虎丸トカ云フヤウニ、外貨獲得ニ要スル輸出農産物ニ對シテハ、ソコニ制限ヲ加ヘラレテ居ラナイ、之ヲ農耕地ニ付テ見マス時ニ、經濟ノ理法ニ基イテ値ノ良イ物ヲ作ルト云フノハ今ノ情勢上如何トモ致シ方ナキ實情デアリマス、是ニ於キマシテ國家ノ食糧政策カヲ要求スル耕作反別ハ、水田ハ兎モ角ト致シマシテモ、畑地ニ於キマシテハ變動ヲ免レナイノデアリマス、此ノ變動防止ノ方策ヲ立テズシテ、結果ノミニ走ルト云フノハ如何カト思フノデアリマスガ、之ニ對スル政府ノ御考ヲ承リタイ

○岡田政府委員 御話ノ通り、殊ニ北海道ニ於キマスル輸出農作物ニ關スル加増等ニ付キマシテハ、洵ニ色々考ヘネバナラス傾向ガ現ハレテ居ルコトヲ認メテ居ルノデアリマス、サレバトテ直チニ此ノ際耕作ニ關スル制限ニマデ至ルコトハ、中々之ヲ實施スルニ際シマシテ事實易クデアリマセヌノデ、窮極スル所ソコマデ行カネバ、ドウシテモ政策ガ執リ得ナイ場合ニハ、ソレヲモ考ヘネバナリマセヌガ、目下ノ所デハ寧

口他方面カラ、即チ輸出農産物ニ對スル價格政策其ノ他ノ配給處置等ノ手段ニ依リマシテ、何トカ一面ニ於テハ外貨獲得ニ適スル適當ナ生産量ヲ得ルベク、ソレノ考慮ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマシテ、其ノ方面カラ御話ノヤウナ問題ニ對スル善處ノ策ヲ講ジツアル次第デアリマス
 ○深澤委員 本員ノ不安ニ堪ヘナイ點ハ、事ハ現實ニ展開サレテ居ルノデアリマス、一例ヲ申シマスレバ北海道ニ於ケル實情ハ、例ヘバ軍用燕麥ハ五圓デアアルケレドモ、實際市價ハ十一圓乃至十二圓シテ居ル、軍用燕麥ハ五圓ヲ以テ抑ヘテ是以上ノ代價ヲ拂ハナイ、市場ニ於テハ十二圓ノ取引ト云フモノハ關ト云フ名ニ於テ行ハレテ居ルト云フコトヲ聞キマスガ、此ノ傾向デ行キマスト、安イ軍用燕麥デアルトカ或ハ家畜飼料ト云フモノハ耕作ノ面積ガ減ツテ、比較的値ノ良イ農作物ニ移リ變ルト云フコトニ對シテ、政府ガ茲ニ對策ヲ立テラレナイト、結果ニ於テ恐ルベキモノガ私ハ來ルノデアリカトマデ推理シ得ルノデアリマス、同時ニ更ニ考ヘネバナラスコトハ、一面ニ於テハ國家ガ計畫的ニ生産ノ對策ヲ立テテ居ルノニ、其ノ一番基本デアル所ノ土地ニ對スル方策ヲ今考慮中デアルト云フコトハ徹底ヲ缺クデハナイカ、之ニ對スル政府ノ所見ヲ一ツ御伺シタイ

○岡田政府委員 段々申上ゲタヤウナ次第デアリマス、徹底シタ政策トナリマスレバ、

ス、併シテ此處に於て申上セザルニシテ、所方仕方ガアリマセカラ申シマセ、只今森岡サンノ御説明ノ中ニ管理案ガアルカ...

シタ、其ノ當時若シ此ノ管理事業ナカリセバ、從來ノ例以上ニ青田賣買ガ行ハレタニ...

直接關係ニ昨年ヨリ二四五六七錢程度上ツテ居ル、所方臺灣ノ方ハ上リ方ガ少イ...

シテサウ云フコトハナイ譯デアリマス、而シテ此ノ事業ガ惡カウツト云フコトヲ私ガ...

○森岡政府委員 此ノ管理事業ニ依リマシテ、農民ノ利益ヲ得タト云フコトヲ申上...

○高田委員 大體今ノ詳シイ説明分リマシタ、一寸週テ伺ヒマスケレドモ、十三...

○森岡政府委員 結局ハ只今ノ御意見デアリマス...

○植場政府委員 私直接折務省ノ人間ト致シマシテ、大臣ノ本會議ニ於ケル答辯ニ付...

デ、御説明ヲ願フテ置キタイト思ヒマス、ソコデ御説明上ゲニナリマシタ要領ヲ、確ニ...

相當ノ檢討ヲ要スル問題デアリマス、ソコデ私ハ何レ他ノ機會ニ御尋スル管デアリ...

コトナガラ、臺灣全島ヲ觀察致シマシタ私ノ直觀ト致シマシテハ、米作其ノ他熱帶農...

陸嶺トシテ政治的ナ次カラ次ヘノ現象ガ生ジテ参リマス、或ハ社會不安ガソレヲ契...

○河野委員 今ノ高田サンノ御話ノ米ニ付テ、一寸一言ダケ關聯シテ御許シテ願ヒタ...

○吉田委員 私ハ出來ルダケ從來ノ實情應答ニ現ハレマセナシテ、成ベク簡潔...

○小松委員 吉田君答ニ現ハレマセナシテ、成ベク簡潔...

○高田委員 サウスト、アナタノ考ト大臣ノ考ハ違フ、大臣ノ考ハ明ニ御説ノ通り...

發展的ナ内容、計畫性ヲ持ツタ所ノ長期戰... 此ノ際時間ノ關係ナラズテ...

○河野委員 今ノ御話私ハモウ一遍御説... 小田政府委員 御意見ハ洵ニ徹底シタ...

○吉田委員 米ハ米穀局長ニ御伺シマス... 小林委員長 是ヨリ開會致シマス...

○河野委員 午後一時開議... 森說明員 後段ノ御話ノヤウニ...

○河野委員 其ノ見當リヨウツテ見テ下サ... 河野委員 サウスルト、此ノ價格ハ...

○河野委員 御話ノヤウナコトデアリマス... 岡田政府委員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

○河野委員 政務次官ガサウ云フコトヲ... 森說明員 今説明員カラ色々御話...

諒承願ヒマス

○河野委員 ソレハ政府ガ調査ガ足リナイカラ分ラナイノデス、聞取引デハナイノデス、ソレハ聞取引デハナイノデス、協定價格ト稱シテ居ル、産業組合アタリデ取扱ワノニハ、サウ云フコトガアリ得ルノデス、先日私ガ申上ゲテ通りデス、米ニ於テモアリマスシ、小麦ニ於テモソレガアル、製粉會社ト協定シテ取引スル場合ガアリ得ル、サウ云フコトガアル、ソレハ決シテ聞取引デハナイ、ソレハ此ノ間私ガ委員會ノ懇談會デ申上ゲテ通り、警察署長ガ立會ツテ、サウ云フ價格ヲ決メテ居ル場合ガ全國ニアルノデス、警察署長ガ立會ツテ協定價格ナリト稱シテ、而モ公的ノ産業組合ト商業組合ニ取引サシテ居ル場合ガアル、御調ニナツテ御覽ナサイ、麥ナラ静岡縣デ御覽ナサイ、米ナラ私ガ此ノ間例ヲ申上ゲテ通りデス、私ハ責任ヲ以テ申上ゲテ、何縣何郡ノ何々警察署長立會ノ上デ誰々ト誰々ガ集ツテ、イツ何日ニ決メテ値段ガアルト私ハ申上ゲテ、サウ云フコトガアルノデス、ソレヲ唯聞取引々々ト仰シヤルケレドモ、アナタ方ハ聞取引ト思フケレドモ、地方ノ警察署長ガ立會ツテ居レバ、是ハ聞取引デハナイ、之ヲ協定價格ト謂フノデス、縣知事ガ認メテ價格モ亦別ニアル、縣知事ハ縣知事デ又別ニ認メテ居ル、宜シウゴザイマスカ、例ハ巴農林省デ越ハ公定價格ハ幾ラ、物價委員會デ越ハ公定價格ハ幾ラ、物價委員會デ越ハ公定價格ハ幾ラ、兵庫縣ニ行ツテ御覽ナサイ、兵庫縣デハ縣内ノ越ノ取引價格ト云フモノガ別ニアツテ、縣外ノ者ト取引スル場合ニハ政府デ決メテ價格取引シロト云フコトヲチヤントヤ

昭和十五年三月二日印刷

昭和十五年三月三日發行

ツテ居ル、麥ニ關聯シテ越ラ私ハ申上ゲルノデス、縣外ノ取引スル場合ニハ政府デ決メテ價格取引シロ、縣内デ取引スル場合ニハソレヨリモ何割増ノ價格取引シテモ宜シイ、縣外價格ト縣内價格ト云フモノヲチヤント兵庫縣知事ガ認可シテ居ル、澤山サウ云フコトガアルノデス、アナタ方ハ農林省ノ中ダケテ見テ居ルカラ、自分デ法律ヲ作レバ其ノ通りニ出來ルト仰シヤルガ、世間ノ實際ハソナモノデハナイ、是ダケ申上ゲテ御分リデセウ、實情ハソナモノデハナイ、ソレダカラ吾々ハ色々申上ゲテ、ソナモノデハナイ、法律ヲ作ツタトコロガ、又去年ノ暮カラ今年ノ正月見タイナコトニナルト私ハ思フノデス、吾々ガ能ク御研究願ハナケレバナラズト言フノハソコナノデス、何イ懇談會デ申上ゲマス、餘リ深刻ナコトヲ申上ゲルコトハイカカスト思ヒマスカラ、私ハ懇談會デ申上ゲマス

○土屋委員 私人勸諭ヲ提出致シマス、此ノ程度ニ於テ大體質疑ヲ打切ルコトニ致シタイト思ヒマス、尙ホ希望ヲ附加ヘテ置キマスガ、公式ニ申上ゲテハドウカト思ヒマスガ、明後日午前理事ノ協議會ヲ開キマシテ、午後委員ノ協議會ヲ開キマス、サウシテ此ノ案ノ取扱ニ對スル態度ヲ決メルコトニ致シタイト思ヒマス、併シ保留質問ハ保留シテ置キマス、保留質問ガアルカモ知レマセスカラ、討論以前ニ於テ保留質問ハ之ヲ許シテ貰ヒタイノデアリマス、尙ホモウ一ツ希望シテ置キマスガ、河野君トノ麥ノ御話ヲ承ツテ居リマス、公定價格ニ關スルコトハ、甚ダ御無禮デアリマスガ、農林省ノ方デハ餘リ能ク御承知ガナイヤウニ思ハレル、河野君ノ御問ヒニナツタコト

衆議院事務局

ハ、新穀ガ出タ場合ニハ公定價格ガ變更スルカシナイカト云フ御尋デアリマシタガ、簡單明瞭ニ價格ハ變更セラレルモノデアルト御答辯ナサレモノト思ツテ、私ハ聽イテ居ツタノデスガ、御答辯ニナラナイ、ソレダカラ公定價格ヲ定メマシテモ、所謂新シキ品物ト古キ品物トノ交替ヲスル期間ニ於テハ、公定價格ハ改マルコトニ皆ナツテ居ルノデアリマス、ソコマデモ御承知ガナイトシテ見ルト、河野君ノ言ハレルヤウナ心配ヲセザルヲ得ヌ立場ニナツテ來ルノデアリマス、又麥ノ生産費ガ斷片的ダト仰セニナリマスガ、是ハ私ハ輕ク聽イテ置キマス、農林省ノ責任アル言葉トシテ聽イテハ洵ニ貧窮千萬デアリマス、尙モ食糧政策ノ責任ヲ持ツテ居ル農林省ガ、小麦ノ生産費ガ幾ラ掛ルヤラ分ラズ、斷片的ニ聽イテ見タラ斯ウダ、ソナモノ貧窮ナコトデ此ノ我國ノ農政ニ關與出來マスガ、尙モ各縣ニ農事試驗場ヲ持チ、又國立ノ農事試驗場ヲ持ツテ、如何ナル作物ニハドレダケノ生産費ガ掛カル、作物ノ栽培ニ關スル變化ハ斯ウ云フ事情ニ因ツテ變化シテ居ル、是位ノコトヲ平素農林省ノ人ガ知ツテ居ラズニ、サウシテ俺ハ農林省ノ役人ダ、我國ノ農林行政ハ俺等ノ所デヤルノダト言ハレテモ、ソレハマルキリ駄目デス、是ハ如何カアナタ方ノ所デ御考慮ヒガアルノダト思ヒマスカラ、ドウカ次ノ委員會ヲ開キマス以前ニハ、モウト明瞭ニ、雜音ノ入ラヌヤウニ筋道正シク、ソコハ御説明下サルコトヲ私ハ希望ヲ申シテ置キマス、是ダケ申上ゲマス

○小林委員長 只今土屋君カラ質疑打切ノ勸諭ガ提出サレマシタ、御異存アリマセヌカ

印刷者 内閣印刷局

〔異議ナシ〕下呼フ者アリ

○小林委員長 然ラバ質疑ハ打切ラレマシタ、質疑ハ之ヲ以テ終了致シマシタ、但シ討論ニ先立ツテ、例ニモアリマスルカラ、極メテ簡單ナル質疑ハ保留サレマシタ、本日は是デ散會致シマス 午後三時散會

第七十五回帝國議會

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

委員會會議錄(速記)第十三回

付託議案

(一七六)

會議

昭和十五年三月六日(水曜日)午後三時十八分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 小林 相治君
- 理事土屋 寬君 理事深澤 吉平君
- 理事坪山 德彌君 理事森 幸太郎君
- 高田 辰平君 土田 莊助君
- 坂下仙一郎君 今成留之助君
- 岡野 龍一郎君 助川啓四郎君
- 山川 龍三郎君 小串 清一郎君
- 河野 一郎君 須永 好君
- 平野 力三君 村上 元吉君

三月四日委員岡光五郎君辭任ニ付其ノ補關トシテ小串清一郎ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席國務大臣左ノ如シ

- 農林大臣 島田 俊雄君
- 出席政府委員左ノ如シ
- 農林政務次官 岡田喜久治君
- 農林省米穀局長 横山 敬教君
- 農林事務官 石井英之助君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

○小林委員長 開會致シマス、御承知ノ通り過日ノ委員會ニ於キマシテ、土屋君カラ質疑打切ノ動議ガ出マシテ、成立ヲ致シマシタ、隨テ質疑ハ終了致シタノデアリマス、併シナガラ豫算總會ノ例ニモアリマス通り、極メテ簡單ナル保留質問ガ殘ツテ居

第六類第五號

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十三回 昭和十五年三月六日

一七五

ルノデアリマス、是ハ諄々申上ゲナクテモ御承知ノ通り、極メテ簡單ナル質疑デアリマスカラ長イ質疑ハ許シマセヌ、此ノ事ヲ政府ニモウ一寸聽イテ置キタイ、之ヲ聽イテ置カスト、ドウモ本案ニ對スル賛否ヲ決メルニ困ル、是ハドウデアリマスカト云フ性質ノ質疑ガ、保留質問デアルコトハ御承知ノ通り、隨テ只今カラ保留質問ニ入ルノデアリマスガ、河野君カラ數點ニ互ツテ政府ノ明確ナル御答ヲ伺ヒタイト云フコトデアリマスカラ、之ヲ許シマス、隨テ河野君ニハ、大部分ハ既ニ委員會其ノ他ニ於テ度々觸レタ問題ガ多イノデアリマスカラ、此ノ質問ノ諸點ニ付テノ序説ハ、極メテ簡單ニ願ヒマシテ、要點ヲ御質疑願フヤウニ致シタイト思ヒマス、政府ノ御答辯ニ對シテハ河野君カラ最早ソレニ加ヘテノ質疑ハナイサウデアリマスカラ、御注意マデニ申上ゲテ置キマス——河野君

○河野委員 私人はカラ私ノ所屬スル黨派ヲ代表致シマシテ、吾々ノ黨派ノ黨議ヲ決定スルニ必要ナル政府ノ御答辯ヲ戴キタイト思フノデアリマス、勿論只今委員長カラ御注意ノ點モアリマシタノデ、極ク簡潔ニ御答辯シマスガ、往々ニシテ政府ノ答辯ハ是マデ此ノ委員會ヲ通ジテ分リニクイ點ガ多イノデアリマスカラ、是ヨリ戴キマス答辯ハ明瞭ニ願ヒタイト云フコトヲ御願致シマシテ質問ニ移リマス

第一ニ御答辯シタイノハ現下ノ米穀事情

カラ見マシテ、我方食糧資源確保ノ上ヨリ、ドウシテモ政府所期ノ増産計畫ヲ遂行致サネバナラスコトハ申上ゲルマデモゴザイマセヌ、所ガ吾々ハ遺憾ナガラ只今マデ委員會ヲ通ジテ政府ヨリ御話ヲ戴キマシタ所デアリマス、ソコデ以下米穀増産計畫イノデアリマス、ソコデ困難ナル事情ガ多ク遂行ノ爲ニ適當ナル施設トシテ、吾々ノ方ヨリ意見ヲ申上ゲマシテ、ソレニ對シテ政府ハドウ云フコトヲ考ヘテ御居デニナルカナラスカ、サウ云フコトヲ實行サレルカサレヌカト云フコトヲ、御答辯キタイト思フノデアリマス、第一ニ申上ゲタイノハ、廣各委員カラモ御話ノアツクコトデアリマスガ、米穀ノ生産ニ對シテ獎勵金制度ヲ設ケナケレバ、ドウシテモ所期ノ目的ヲ達スルコトハ出來ナカラウ、是ハ私諄々申上ゲマセヌ、他ノ各種ノ國家必要資材ニ付テ、何レモ獎勵金制度ヲ設ケヨウトスル情勢ニアラマシマス、肥料然リ、石炭然リ、其ノ他備寸ニ付キマシテモ何レモサウ云フ方ニ行ツテ居ルノデアリマスガ、今日最モ必要トスル米ニ對シテ其ノ制度ヲ確立スルコトハ、當然政府トシテ爲サナケレバナラスコトト思フノデアリマスガ、不幸ニシテ昨年アリマシタ四百萬圓モ、今日ハ計上サレテ居ラスト云フヤウナ事態ニナツテ居リマスノデ、甚ダ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、隨テ政府ハ速ニ本年度ノ米穀増産計畫

遂行ノ足シニナルヤウニ、サウ云フ制度ヲ御設ケニナル意思ガアルカナイカト云フコトニ付テ、先ツ御答辯願ヒマス

○島田國務大臣 生産獎勵金ノ事柄ニ付キマシテハ、出來ルナラバ致シタイト思フノデアリマスガ、是ハ昨年度ノ場合ニ於テ一旦獎勵金ヲ實施致シマシタケレドモ、其ノ成績ニ付テハ所期ノ通りニ至ラナクツタ爲ニ、本年度ノ豫算ニ於テハ之ヲ計上致シテ居ラスノデアリマスガ、尙ホ此ノ趣意ニ付分此ノ點ニ付テハ研究ヲシテ、適當ナル方法ガアレバ之ヲ實行シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○河野委員 次ノ御答ニ移リマスガ、唯御答辯ハ要リマセヌガ間違フトイケマセヌカラ申上ゲテ置キマス、昨年ハ増産獎勵金デアツテ、吾々ノ申上ゲルノハ生産獎勵金デ、全國ニ均霑スル制度ヲ立テテ戴キタイト云フコトデアリマスカラ、大臣ノ只今ノ御答辯ノ上ニ其ノ意味ヲ施ト御考慮ノ上、速ニ實施セラレンコトヲ希望スル者デアリマス、次ニ御答シタイノハ、吾々ハ今申上ゲマシタ生産獎勵金制度ヲ、第一ニ希望スル者デアリマスケレドモ、ソレガ政府ノ方ニ於テ中實現ガ困難ナリト云フ場合ニ於キマシテハ、米作田畑ノ地租ヲ全免サレタラドウカ、要スルニ積極的ニ生産獎勵金ヲ御出シニナルカ、消極的ニ田畑地租ノ全免ヲサレタラドウカ、他ノ重要ナル産業ニモ其ノ例ヲ非

第七十五回帝國議會 院 昭和十二年法律第九十號中改正法律 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十四回

付託議案 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 政府提出、貴族院送付(第六〇號)

(一八五)

會議 昭和十五年三月七日(木曜日)午後零時五十分開議

- 出席委員 左ノ如シ
 - 委員長 小林 組治君
 - 理事 土屋 寬君 理事 坪山 德彌君
 - 理事 森 幸太郎君
 - 高田 耘平君
 - 今成留之助君
 - 山川 賴三郎君
 - 小中 清一君
 - 河野 一郎君
 - 須永 好君
 - 吉田 賢一君
 - 平野 力三君
- 出席國務大臣 左ノ如シ
 - 農務大臣 藤原 銀次郎君
 - 農林省米穀局長 岡田 喜久治君
 - 農林省臨時農村對策部長 橫山 敬教君
 - 農林省事務官 重政 誠之君
 - 農林省事務官 石井 英之助君
 - 農工事務次官 加藤 鐵五郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)
 ○小林委員長 是ヨリ開會致シマス——河野君

臣ヨリ米ノ集荷配給ニ對スル農林當局ノ御意見ヲ大體伺フタリテアリマスケレドモ、其ノ伺フテ居リマス農林當局ノ御考ト、商工當局ノ御方途ナリトシテ吾々ノ聞知致シマスル方策トノ間ニ食違ヒガアル、率直ニ申上ゲマス、例ヘバ政府ガ此ノ改正案ニ依ツテ將來一千万石以上ノ米ヲ集荷スル、政府ノ手ニ收メル、其ノ收メタモノヲ如何ナル方法ニ依ツテ消費者ニ配給スルカト云フ方法ニ付テ、商工當局ハ現在アリマス米穀會社ヲ通ジテ之ヲ全米商聯ト申シマスカ、ソレハ商業組合ヲ通ジテ消費者ニ配給スル方策ヲ持ツテ居デノヤウデアリマス、所ガ農林當局ノ吾々ニ御話ニナツタ所ニ依リマス米穀會社ハ使ハナイ、大體ニ於テ商業組合、產業組合ノ二ツノモノニ直接政府カラ之ヲ流シテアル、必要已ムヲ得ザル場合ニ於テノミ、例外的ニ米穀會社ヲ使フノデアアル、斯ウ云フ御考デアリマス、其ノ間ニ意見ノ食違ヒガアリマス、ノミナラス吾々ノ諒承致シマス所デハ、此ノ米ノ重大ナ時期ニ於キマシテ、日々消費ノ米ノ重大ナ時期ニ於キマシテ、日々消費者側ニ於テ米ガ圓滑ニ配給サレルカドウカト云フコトノ不安ヲ持ツテ居リマス、此ノ際ニ於テ、當然政府トシマシテハ配給ノ方法ヲドウスルノカ、ドウ云フコトニ依ツテ國民ニ不安ナク配給スルカト云フコトガ先ヅ第一ニ決定セラレテ然ルベキモノデアリマス、而シテ其ノ配給ノ方法ガ決定シテ、ソレニ流ス米ハ斯ウ云フコトニ依ツテ政府ガ買上

ゲルノダ、斯ウ云フ順序ヲ行クベキモノデアルト吾々ハ諒承スルノデアリマス、然ルニ政府ガ集荷スル方法ハ決ツタケレドモ、配給ニ對スル方法ハ尙ホ農林、商工兩省ノ間ニ完全ナ意見ノ一致ガナイ爲ニ、此ノ委員會ニ於テモ政府ノ確タル意見ガ決ツテ居ラヌカラ、マダ其ノ方法ノ發表ハ出來ナイト云フヤウナ事態ニ相成ツテ居リマス、トハ、全體ノ國民ニ與ヘル影響ハ非常ニ大キイノデアリマス、此ノ機會ニ於テ商工大臣ヨリ商工當局ノ御考ニナツテ居リマス、所ヲ率直ニ御明示ヲ願ヒタイト思ヒマス、○藤原國務大臣 河野君ノ御心配ニ相成ツテ居リマス、私モ商工大臣ト致シマシテ率直ニアリノ儘ニ私ノ考ヘテ居ルコトヲ露骨ニ申上ゲマスカラ、ドウゾ左様御承知願ヒマス、實ハ私就任以來商工省所管ノ色々ノ事務ニ付テ研究調査ヲ進メテ參リマシタ、所ガ從來動モスレバ商工、農林兩省ノ間ニ意見ノ疎隔ガアツテ、步調ヲ一ニスルコトガ出來ナイト云フヤウナ問題ガアリマシタト云フヤウナコトヲ承リマシテ、如何ニモ之ヲ遺憾ト考ヘマシテ、此ノ重大時局ヲ乘切リマスルノ際ニシマシテ、幾多ノ兩省間ノ問題ガ山ノ如ク重ツテ居ル際ニ當ツテ、兩省ノ間ニ意見ヲ異ニシテ、ソレガ爲ニ色々事務ノ澁滞ヲ來ストカ云フヤウナコトガゴザイマシテハ、國民ニ對シテ洵ニ濟マヌコトデアルカラ、兎ニ角何

事ヲ差指イテモ今後ハ兩省ノ間ノ色々ノ疎隔トカ摩擦トカ云フコトノナイヤウニシテ、出來ルダケ圓滑協調デ兩省ノ一致ヲ圖ツテサウシテ國民ニハ少シデモ迷惑ノ掛ラナイヤウニシテ行キタイ、斯ウ云フ希望ヲ以テマシテ、農林大臣ト能ク御話ヲ致シマシテ、農林大臣モ至極同感デ、是非サウシタイ、斯ウ云フヤウナ希望ガアリマシテ、今後此ノ議會終了後ニハ事務當局ナドトモ能ク其ノ意見ノ徹底スルヤウニ努力ヲ致シテ參リタイト云フ積リテ居ルノデアリマス、是ハサウ云フ肚積リテ居ルノデアリマスカラ、ドノ程度ニ吾々兩大臣ノ希望ガ達成セラレマスルカ、一寸此處デ明言ヲ申上ゲルコトガ出來マセスガ、兎ニ角是ガ内情デアルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、其ノ見地カラ考ヘマシテモ、此ノ米穀配給ノ如キ重大問題ニ兩省ノ間ニ意見ヲ異ニスルト云フヤウナコトハアリ得ベカラザルコトデアリマシテ、根本的ニ絕對ニサウ云フコトノナイヤウニスルノガ當然デアリマス、所デ之ヲ更ニ具體的ニ申上ゲレバ、農林大臣ガ御答ヲ申上ゲマシタ通りニ、此ノ配給ハ產業組合並ニ商工團體、サウ云フモノヲ通シテ配給スルト云フコトニ付テハ商工省ニ於テモ異存ハナイノデアリマス、又只今御指摘ニナリマシタ通りニ、米穀會社ト云フヤウナモノガアリマスカラ、斯ウ云フ機關ヲ利用シタガ方便デアアル、又其ノ方ガ圓滑ニ行ツテ、總テ便利デアルト云フ

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十四回 昭和十五年三月七日

第七十五回帝國議會 院 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 昭和十二年法律第九十號中改正法律 委員會會議錄(速記)第十四回

付託議案 昭和十二年法律第九十號中改正法律(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 政府提出(第四五號) 農林省提出(第六〇號) 貴族院送付(第六〇號)

會議 昭和十五年三月七日(木曜日)午後零時五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小林 絹治君
理事士屋 寬君 理事坪山 德彌君
理事森 幸太郎君
高田 耘平君 今成留之助君
山川 三郎君 小中 清一君
河野 一郎君 須永 好君
吉田 賢一君 平野 力三君

出席國務大臣左ノ如シ

農林省 農務局長 岡田喜久治君
農林省臨時農務部長 横山 敬教君
農林省臨時農務部長 重政 誠之君
農林事務官 石井英之助君
農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

農務次官 加藤鐵五郎君

臣ヨリ米ノ集荷配給ニ對スル農林當局ノ御意見ヲ大體伺フタリテアリマスケレドモ、其ノ何ツテ居リマスル農林當局ノ御考ト、商工當局ノ御方途ナリトシテ吾々ノ聞知致シマスル方策トノ間ニ食糧ヒガアル、率直ニ申上ゲマス、例ヘバ政府ガ此ノ改正案ニ依ツテ將來一千万石以上ノ米ヲ集荷スル、政府ノ手ニ收メル、其ノ收メタモノヲ如何ナル方法ニ依ツテ消費者ニ配給スルカト云フ方法ニ付テ、商工當局ハ現在アリマスル米穀會社ヲ通ジテ之ヲ全米商聯ト申シマス、カ、ソレハ商業組合ヲ通ジテ消費者ニ配給スル方策ヲ持ツテ居テ、ヤウデアリマス、所ガ農林當局ノ吾々ニ御話ニナツタ所ニ依リマス、米穀會社ハ使ハナイ、大體ニ於テ商業組合、産業組合ノ二ツノモノニ直接政府カラ之ヲ流シテ、必要已ムヲ得ザル場合ニ於テ、例外的ニ米穀會社ヲ使フノデアル、斯ウ云フ御考デアリマス、其ノ間ニ意見ノ食糧ヒガアリマス、ノミナラス吾々ノ諒承致シマス所デハ、此ノ米ノ重大時期ニ於キマシテ、日々消費ノ米ノ重大時期ニ於キマシテ、日々消費者側ニ於テ米ガ圓滑ニ配給サレルカドウカト云フコトノ不安ヲ持ツテ居リマス、此ノ際ニ於テ、當然政府トシマシテハ配給ノ方法ヲドウスルノカ、ドウ云フコトニ依ツテ國民ニ不安ナク配給スルカト云フコトガ先ツ第一ニ決定セラレテ然ルベキモノデアリマス、而シテ其ノ配給ノ方法ガ決定シテ、ソレニ流シ米ハ斯ウ云フコトニ依ツテ政府ガ買上

ゲルノダ、斯ウ云フ順序デ行クベキモノデアルト吾々ハ諒承スルノデアリマス、然ルニ政府ガ集荷スル方法ハ決ツタケレドモ、配給ニ對スル方法ハ尙ホ農林、商工兩省ノ間ニ完全ナ意見ノ一致ガナイ爲ニ、此ノ委員會ニ於テモ政府ノ確タル意見ガ決ツテ居ラスカラ、マダ其ノ方法ノ發表ハ出來ナイト云フヤウナ事態ニ相成ツテ居リマス、トハ、全體ノ國民ニ與ヘル影響ハ非常ニ大キイデアリマス、此ノ機會ニ於テ商工大臣ヨリ商工當局ノ御考ニナツテ居リマス、所ヲ率直ニ御明示ヲ願ヒタイと思ヒマス、○藤原國務大臣 河野君ノ御心配ニ相成ツテ居リマス、御意見ハ至極御尤モト拜聽致シマス、私モ商工大臣ト致シマシテ率直ニアリノ儘ニ私ノ考ヘテ居ルコトヲ露骨ニ申上ゲマスカラ、ドウソノ左様御承知願ヒマス、實ハ私就任以來商工省所管ノ色々ノ事務ニ付テ研究調査ヲ進メテ參リマシタ、所ガ從來動モスレバ商工、農林兩省ノ間ニ意見ノ疎隔ガアツテ、歩調ヲ一ニスルコトガ出來ナイト云フヤウナ問題ガアリマシタト云フヤウナコトヲ承リマシテ、如何ニモ之ヲ遺憾ト考ヘマシテ、此ノ重大時期ヲ乘切リマシテ、此ノ際ニ於テ、幾多ノ兩省間ノ問題ガ山ノ如ク重ツテ居ル際ニ當ツテ、兩省ノ間ニ意見ヲ異ニシテ、ソレガ爲ニ色々事務ノ渡滯ヲ來ストカ云フヤウナコトガゴザイマシテハ、國民ニ對シテナコトガゴザイマシテハ、國民ニ對シテ

事ヲ差措イテモ今後ハ兩省ノ間ノ色々ノ疎隔ト力摩擦トカ云フコトノナイヤウニシテ、出來ルタケ圓滑協調デ兩省ノ一致ヲ圖ツテサウシテ國民ニハ少シデモ迷惑ノ掛ラナイヤウニシテ行キタイ、斯ウ云フ希望ヲ以テマシテ、農林大臣ト能ク御話ヲ致シマシテ、農林大臣モ至極同感デ、是非サウシタイ、斯ウ云フヤウナ御希望ガアリマシテ、今後此ノ議會終了後ニハ事務當局ナドトモ能ク其ノ意見ノ徹底スルヤウニ努力ヲ致シテ參リタイト云フ積リテ居ルノデアリマス、是ハサウ云フ積リテ居ルノデアリマス、カラ、ノ程度ニ吾々兩大臣ノ希望ガ達成セラレマスルカ、一寸此處デ明言ヲ申上ゲルコトガ出來マセヌガ、兎ニ角是ガ内情デアルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ、其ノ見地カラ考ヘマシテモ、此ノ米穀配給ノ如キ重大問題ニ兩省ノ間ニ意見ヲ異ニスルト云フヤウナコトハアリ得ベカラザルコトデアリマシテ、根本的ニ絕對ニサウ云フコトノナイヤウニスルノガ當然デアリマス、所デ之ヲ更ニ具體的ニ申上ゲレバ、農林大臣ガ御答ヲ申上ゲマシタ通りニ、此ノ配給ハ産業組合並ニ商工團體、サウ云フモノヲ通シテ配給スルコト云フコトニ付テハ商工省ニ於テモ異存ハナイノデアリマス、又只今御指摘ニナリマシタ通りニ、米穀會社ト云フヤウナモノガアリマスルカラ、斯ウ云フ機關ヲ利用シテ方ガ便利デアアル、又其ノ方ガ圓滑ニ行ツテ、總テ便利デアルト云フ

○河野委員 本委員會ニ於キマシテ商工當局ヨリ米ノ配給ニ付テ篤ト御意見ヲ伺ヒタカウツノデアリマスケレドモ、今マデ一回モ御出席ガアリマセヌノデ、今日ハ最終ノ討論ニ入ルニ先ダチマシテ極々簡單ニ所見ヲ質シタイと思ヒマス、實ハ先般來農林大

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十四回 昭和十五年三月七日

一八三

ヤウナ場合ニハ、斯ウ云フ機關ヲ利用スル
ト云フコトニ付テハ、農林大臣ハ商工大臣
モ共ニ異存ハナイノデアリマス、要スルニ
大體ニ於テ兩大臣ノ間ニ意見ノ對立モナケ
レバ、互ニ圓滿ニ協調シテ此ノ配給ヲ圓滑
ニ致シマシテ、國民ニ出來ルダケ其ノ不便
ヲ與ヘナイヤウニシテ行キタイ、斯ウ云フ
希望ヲ持ツテ居リマスカラ、ドウゾ左様御
承知ヲ願ヒタイト存ジマス

○河野委員 一寸簡單ニ申添ヘテ所見ヲ質
シタイノデアリマス、大臣ノ意ノ在所ハ
十分諒解致シマシタ、如何ナル場合ニモ、
何レノ内閣デモ、大臣ハ常ニサウ云フ御答
辯ヲナサレバデアリマス、決シテ喧嘩ヲス
ルド云フ答辯ヲサレバ大臣ハ未ダ付テ一人
モナイノデアリマス、併シ遺憾ナガラ結果
ハ何時デモ對立スルノデアリマス、事程左
様ニ面テ問題ガ既ニシテ居ルノデアリマ
ス、只今ノ御答辯デモ極ク簡單ニ扱ハレ
バ其ノ通りデアリマス、所ガ一皮割イテ考
ヘテ見レバ、例ヘバ米穀會社ヲ其ノ間ニ入
レルカ入レスカト云フコトハ非常ニ重大ナ
問題デアリマス、何故ナレバ大日本米穀株
式會社ハ是等ノ内地ノ米ヲ取扱フコトヲ目
的トシテ出來テ居ルノデアリマス、所ガ機
構ガ斯ノ如クニ變リ、米ノ事情ガ今日ノ如
クニ變ツテ參リマスルト、吾々ハ米穀會社
ヲ使フ必要ガナイ、使フコトニ依ツテ米ノ
中間手續、中間手数料ガ殖エテ來ルト云フ
コトハ、生産者側カラモ消費者側カラモ好
マシカラザルコトデアル、所ガ農林大臣ハ
吾々ノ申ス通りニ、其ノ通り答ヘラレ
ルノデアリマス、詰リ昨年ノ議會ニ於テハ
日本米穀株式會社ヲ取扱フベキ認識デ法律
ガ出來タ、所ガソレデハ間ニ合ハナカツタ

カラ、今年ハ此ノ法律ノ改正案ガ出來テ
政府自ラガ一千石以上ノ米ヲ集メテ、サ
ウシテソレヲ消費者側ニ配給スルノコト云
フコトニナリマス、内地米ノ關スル限リ
日本米穀株式會社ヲナル仕事ヲ政府ガヤル
ヤウニ法律ノ改正案ガ出テ居ルノデアリマ
ス、サウスレバ政府ガ集メタ物ヲ又日本米
穀株式會社ヲ通ジテ、更ニソレヲ全米商聯
ダノ各府縣ノ商業組合ノ手ヲ通ズルト云
フコトデ、アチヲ通リ、コチヲ通ルト云
フコトハ、吾々生産者側ヲ代表シテ者トシ
テハ迷惑デアル、成ベク必要ニムベカラザ
ル手数料以外ノモノハ避ケテ、生産者ニ高
ク賣ラシテ買キタイ、消費者ニ安く買ハシ
テ買キタイト云フノガ吾々ノ希望デアリマ
ス、其ノ間ノ事情ニ合致スルヤウニ、商工
農林兩當局ノ意見ガ離ラナイト云フノハ、
商工省ガ餘リ強ク一旦作ツタ全米商聯ヲ擔
ギ過ギル、一遍自分ノ拵ヘタ子供ハ何處マ
デ行ツテモ自分ノ子デ、手放サス、時代ガ
變ツタコトモ分ラズニ、而目ニ捉ハレテ、
昨年拵ヘテ今マデ是デヤツテ來タカラト、
ソレニ捉ハレ過ギル、茲ニ問題ノ重點ガア
ルト思フノデアリマス、隨テ此ノ案ヲ出ス
以上ハ、當然案ノ提出マデニ兩省ノ間ニ意
見ノ一致ヲ見テ居ラナケレバナラズ譯デア
リマス、然レニ只今大臣ノ御話ノヤウニ、
議會デモ濟ミマシタラ早キヤルト申サレマ
スケレドモ、一日遅レレバ一日ケ國民ニ不
安ヲ與ヘル、而モ關係業者ニ不安ヲ與ヘル、
今日ノ閣取引、配給ノ不圓滑、其ノ間ニハ、
地方ニ於テ警察署長ガ介在シ、知事ガ介在
スルト云フコトデ、農林商工ノミナラズ、
今日デハ米ノ問題ニ内務大臣ガ介在スル、

府縣知事ガ介在スルト云フコトニナリマシ
テ、如何ニモ亂雜極マルモノデアリマス、
デアリマスカラ、吾々ハサウ云フ事態ヲ一
切排除致シマシテ、率直簡明ニ兩省ノ意見
ヲ統一一致シマシテ、適當ナル方策ヲ講ジテ
行クコトガ適當タト考ヘテ御答ヲスルノデ
アリマス

尚ホ此ノ際一言附加ヘテ置キマスガ、其
ノ問題ニ關聯シマシテ、更ニ商工大臣ニ御
答ヲ願フテ置キタイコトハ、昨日モ本議場
デ商工大臣ガ農産物價ニ付テ御答ガアリマ
シタガ、茲ニ吾々ガ問題ト致シマスノハ、
米ノ價格ノ決定ハ、農林省ニ於テ、農林省
ノ米穀委員會ニ於テ決定ヲ致シテ居ルノデ
アリマス、所ガ其ノ他ノ雜穀ハ、商工省ニ
於テ、物價委員會ニ於テ決定ヲスルコトニ
ナリマス、新シイ機構ガ出來マシテモ、結
局何ト云フ名前デアルカ知リマセマスガ、商
工大臣所管ノ物價形成委員會カ、物價何委
員會カ、要スルニ物價關係ノ委員會ヲ決メ
ルコトニナリマス、斯ウ云フコトハ吾々ノ
側カラ見マス、同一ノ法律ヲ取扱ヒマス
上ニ於テ、米ノ方ハ農林省ニ於テ決メル、
農林省ノ農村關係ノ委員ガ決メ、麥ノ方
ハ商工省ニ於テ、主トシテ消費者側ヲ中心
ニシテ委員會ニ於テ決メルト云フコトハ不
合理ダト吾々ハ思フノデアリマス、隨テ斯
ノ如クニ一ツノ法律ニ附隨シテ價格ノ決定
ニ付テハ、是ガ一貫シテ參リマセスト、米
ガ高カツテ見タリ、麥ガ安カツテ見タリ、
麥ガ比較的高カツタリ、米ガ安カツタリス
ル、乃至ハ其ノ他ノ農産物價トノ觀ニ合ガ
旨ク行キマセスト、非常ニ結果方面白クア
リマセス、政府ノ所期スル増産計畫ノ遂行
ガ出來ナイト云フコトニナル、此ノ點ニ付

キマシテハ、大臣ニ於テハ特別ノ御考慮ヲ
願ヒタイト思フノデアリマスガ、此ノ點ニ
對スル御考モ併セテ伺ツテ置キタイト思ヒ
マス

○藤原國務大臣 河野君ノ御指摘ニナリマ
シタコトハ、私ガ申上ケルコトガ少シ徹底
シナイガ爲ニ、十分ニ貫徹シテ居リマセス
ヤウニ存ジマスカラ、モウ一度附加ヘテ申
シマスガ、先刻、此ノ議會デモ濟ミマシタ
ナラバ能ク注意ヲシテ兩省ノ間ニ圓滑ニ總
テノ問題ヲ處理シテ參リタイト申シマシタ
ノハ、一般ノ農林商工ノ事務ニ付テハ、一
般ノ事務ニ付テ申上ケタノデアリマス、此
ノ米穀ノ配給問題ニ付キマシテハ、是ハ只
今御指摘ニナリマシタ通りニ、此ノ法律案
ヲ政府ガ提出スル以上ハ、無論兩省ノ間ニ意
見ヲ一致シテ然ル後ニ法案ヲ提出スルト云
フコトハ、是ハ當然ノコトデゴザイマシテ、
實ハ其ノ積リテ御答ヲ致シテ居ル積リデア
リマス、少シ言葉ガ足りマセス
デシタノデ、サウ云フ御答ヲ蒙ルヤウニナ
ツタノデアリマスカラ、改メテ申上ケマスガ、
此ノ米穀ノ配給ハ重要問題デアリマシテ、
此ノ重要問題ニ付テハ、色々ノ歴史モア
リマセウシ、成行モアリマセウシ、商賣上
ノ習慣モアリマセウシ、色々アリマセウ
ガ、要スルニ産業組合ト商工組合ト申シマ
スカ、聯盟ト申シマスカ、サウ云フ二ツノ
機關ヲ主トシテ配給ヲスル、併シナガラ一
面ニ米穀會社ト云フモノモアリマスルカラ、
只今御指摘ニナリマシタ通りニ、何ニモ用
ノ無イモノガ無益ニ唯手数料ヲ取ルト云フヤ
ウナコトヲモシメル必要ハナイト思ヒマス、
之ヲ利用シテ方ガ配給上都合ガ好イト云フ
場合ニハ、是ハ利用シテ方宜クハナイカ

ト、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマシテ、
無論河野君ハ能ク御承知デゴザイマスカラ、
私カラ喋々ト申上ケル必要ハナイト思ヒマ
スガ、經濟ノ變化ニ依ツテ、價格ノ變化、
其ノ他總テ色々ノ變化ニ依ツテ、或ハ米穀
會社ヲヤウナモノヲ利用シテ方ガ配給上滑
カニ行ツテ都合ガ好イト云フコトモアリ得
ルト思ヒマス、サウ云フ場合ニハサウ云フ
モノヲ利用シテ、兎ニ角圓滑ニ配給スル
云フコトハ、是ハ當然ノコトデアリナイカト
考ヘテ居リマス、ソレデアリマスカラ、必
ズシモ不必要ノモノヲ使ツテ、ソレガ爲ニ
生産者ニモ巨額ノ手数料ヲ拂ハセ、消費者
ニモ高イモノヲ消費セシムルト云フヤウナ
コトヲ致シタイト云フヤウナ考ハ毛頭ナイ
ノデアリマスカラ、其ノ點ハドウゾ御承知
ヲ願ヒタイト思ヒマス

澤山アラウト存ジマス、デアリマスカラ斯
ウ云フモノヲドウ云フ工合ニ扱ツタナラバ
宜カラウカト云フコトヲ、根本的ニ考ヘ直
シテ見タイト思フテ居リマス、ソコ先ヅ
取敢ゾ所ハ、是ハモウ直グニ實行シナケ
レバナラナイノデアリマスカラ、商工省內
ノ物價委員會ニ特殊ノ機關ヲ設ケテ、農林
省ト商工省トノ間ノ關係ヲ滑カニスルヤウ
ニシテ、委員ノ構成等ニ於テ之ヲ滑カニス
ルヤウナ工夫ヲシテ、取敢ズ實行シテ、サウ
シテ此ノ物價統制委員會ト云フモノガ出來
マシテ、内閣ニ於テ、斯ウ云フ面倒ナ問題
デ商工省ナラ商工省ダケヲ處理スルコトノ
出來ナイ問題、農林省ナラ農林省ダケヲ處
理スルコトノ出來ナイ問題、各省ニ跨ツテ
居リマスル問題ナドニ付テ、複雑サウシ
テ相當ニ面倒ナ問題ガ随分アラウト思ヒ
マスカラ、第一ニ斯ウ云フ機關ガ設ケラレ
テ居ルノデアリマスカラ、斯ウ云フ機關ニ諸
ツテ公平ニ考ヘテ貰ツテ、サウシテ色々衆
智ヲ集メテ、實際ハ斯ウデアツテソレガ爲
ニ不圓滑ヲ因ツテ居ルカラ、之ヲドウシタ
ラ宜カラウカト云フヤウナコトヲ公平ニ考
ヘテ貰ツテ、サウシテ大至急ニサウ云フ案
ヲ練ツテ、ソレニ依ツテ農林商工共ニ今マ
デノ成行ヲ捨テテ、今日ノ時局下デアアルカ
ラシテ圓滑ニ之ヲヤツテ行クコトヲヤウ
ナコトニシタナラバ、ドウダト云フヤウ
ナコトヲ實ハ今考ヘテ居ル際デアリマシ
テ、ドノ大臣モ就任ノ時ニハ必ズ圓滑ニヤ
ルト言フケレドモ、實際ハ喧嘩シテ居ルデ
ハナイカト云フヤウナコトハ洵ニ恐入ル話
デアリマスガ、サウ云フコトヲ致サナイ積
リデ眞劍ニ研究ヲシテ居ルヤウナ次第デア
リマスカラ、是ハ内情デアリマス、ドウ

○河野委員 段々ノ御説明デ吾々非常ニ其
ノ通りヤツテ戴キマスナラバ感謝スル次第
デアリマス、ガ更ニ一點御專致シテ置キタ
イノハ、御承知ノ通りニ米ハ取引セラレマ
ス場合ニ、農家ガ賣リマス場合ニハ玄米
ノ格付格差ニ依ツテ一等米カラ四等米、等
外米、更ニソレヲ地方格付ニ依ツテ價格ガ違
フ、其ノ間ニ非常ニ開キガ出來テ來ル、所
ガ之ヲ商工省デ價格ヲ決定致シマシテ、是
ガ小賣ニナツテ賣ラレマス場合ニハ白米ニ
ナツテ、是ガ而モ今日ノ實情デハ一等米ニ
本建ニナツテ居リマス、是ハ大臣御承知ノ通
リデアリマス、是ハ甚ダ怪シカラスコトデ
アツテ、凡ソ農家ノ手カラ取りマスル場合
ニハ格付格付ニ依ツテ非常ニ値ノ開イタ買
上ゲ方ヲシテ、ソレガ米屋ノ手ニ渡リマス
ルト、精白シテ一等米ニ總テ變ツテシ
マフ、更ニ付加ヘテ申シマスト、米ノ
澤山アリマスル場合ニハ、過去ニ於キ
マスル自由取引時代、需給ガ圓滑ニ行ツ
テ居リマス場合ニハ惡イ米ハ白米三等デ
賣ラレテ居ツタ、ソレノ玄米ノ格付
ニ依ツテ白米方一等米カラ三等米マデアツ
タ、所ガ今日ハ米方足リマセス、窮屈デア
リマスカラ、ソコ米屋ノ方ト致シマシテ
ハ、全部一等米、強ヒテ細カク申シマスレ
バ最近ノ白米商ノ實情ヲ調べマスト、支
那方面カラ持ツテ來タ米ヲ混ゼタ場合ニ
ハ、特ニ之ヲ例外ノ米トシテ、是ダケハ政
府ノ方デ警察アタリガ指定シテ、特別ニ安
イ米ヲ賣ラシテ居ルヤウデアリマス、其ノ
他ノ内地ノ精白米ニ付テハ全部一本建デア
リマス、斯ウ云フコトハ何トシテモ取引ガ
私ハ不公正デアルト思フ、若シ玄米ノ方ヲ

格付、格差ヲ付ケテ、上等ノ米カラ等外ノ
米マデ非常ニ開キガアツテ商人ガ買ヒマス
ナラ、依然シテ商工大臣ニ於カレマシテ
ハ、白米ニ於テモ一等米カラ三等米マデ從
來通りニ惡イ米ハ安ク賣ラセルヤウニスル
コトガ適當デアルト思フ、所ガソコマデ強
制スルダケニ政府ガ配給ノ圓滑ヲ期スル
トガ出來ナイト云フ事情ヲ御認ニナリマス
ルナラバ、物價ヲ形成セラレマス際ニ、玄
米ノ方ニ於テモ斯ウ云フ非常ノ際デアリマ
スカラ非常ノ方法ヲ御執リニナルコトガ適
當ト思フ、其ノ爲ニ地方ニ閣取引ト云フモ
ノガアリ、協定價格ト云フモノガ出來テ居
ル、府縣知事アタリガ特ニ扱ハナケレバナ
ラスト云フコトガ出來テ居ルト私ハ認識ス
ルノデアリマス、之ニ付テ商工大臣ハドウ
御考ニナリマスカ

尙ホ後段ニ、農産物價ノ決定ニ付テ、兩
省ノ間今日マデ色々複雑多岐ニ互リマシ
テ、動モスレバ激進ヲ缺キ、圓滑ヲ缺ク
云フヤウナコトノアリマシタコトモ承知致
シテ居リマス、ソレ故ニ是ハマダ確定シタ
意見デハナイノデアリマスカラ、先刻モ申
上ゲマシタ通りニ、内情ヲ當委員會ニ御諒
解ヲ得ル爲ニ、サウツクバランニ申上ケル
ノデアリマスカラ、左様御聽取リヲ願ヒタイ
ノデアリマスガ、私ハ此ノ農産物價ニ付テ、
農産及ビ水産、總テ斯ウ云フ物價ノ決定ニ
當リマシテ、從來ノヤウナヤリ方デハ、動
モスレバ圓滑ヲ缺クト云フヤウナコトニ陥
リ易イト存ジマス、ソレハ只今河野君ノ御
指摘ニナツタ通り、同ジ考ヲ持ツテ居リマ
ス、ソレ故ニ斯ウ云フモノノ扱ヒ方ヲ——
今雜穀ノ例ヲ御引キニナリマシタガ、雜穀
バカリデナク、其ノ他水産品ナドニ付テモ

澤山アラウト存ジマス、デアリマスカラ斯
ウ云フモノヲドウ云フ工合ニ扱ツタナラバ
宜カラウカト云フコトヲ、根本的ニ考ヘ直
シテ見タイト思フテ居リマス、ソコ先ヅ
取敢ゾ所ハ、是ハモウ直グニ實行シナケ
レバナラナイノデアリマスカラ、商工省內
ノ物價委員會ニ特殊ノ機關ヲ設ケテ、農林
省ト商工省トノ間ノ關係ヲ滑カニスルヤウ
ニシテ、委員ノ構成等ニ於テ之ヲ滑カニス
ルヤウナ工夫ヲシテ、取敢ズ實行シテ、サウ
シテ此ノ物價統制委員會ト云フモノガ出來
マシテ、内閣ニ於テ、斯ウ云フ面倒ナ問題
デ商工省ナラ商工省ダケヲ處理スルコトノ
出來ナイ問題、農林省ナラ農林省ダケヲ處
理スルコトノ出來ナイ問題、各省ニ跨ツテ
居リマスル問題ナドニ付テ、複雑サウシ
テ相當ニ面倒ナ問題ガ随分アラウト思ヒ
マスカラ、第一ニ斯ウ云フ機關ガ設ケラレ
テ居ルノデアリマスカラ、斯ウ云フ機關ニ諸
ツテ公平ニ考ヘテ貰ツテ、サウシテ色々衆
智ヲ集メテ、實際ハ斯ウデアツテソレガ爲
ニ不圓滑ヲ因ツテ居ルカラ、之ヲドウシタ
ラ宜カラウカト云フヤウナコトヲ公平ニ考
ヘテ貰ツテ、サウシテ大至急ニサウ云フ案
ヲ練ツテ、ソレニ依ツテ農林商工共ニ今マ
デノ成行ヲ捨テテ、今日ノ時局下デアアルカ
ラシテ圓滑ニ之ヲヤツテ行クコトヲヤウ
ナコトニシタナラバ、ドウダト云フヤウ
ナコトヲ實ハ今考ヘテ居ル際デアリマシ
テ、ドノ大臣モ就任ノ時ニハ必ズ圓滑ニヤ
ルト言フケレドモ、實際ハ喧嘩シテ居ルデ
ハナイカト云フヤウナコトハ洵ニ恐入ル話
デアリマスガ、サウ云フコトヲ致サナイ積
リデ眞劍ニ研究ヲシテ居ルヤウナ次第デア
リマスカラ、是ハ内情デアリマス、ドウ

○藤原國務大臣 生産者カラ米ヲ買ヒマス
時ニ一等カラ四等、五等ト云フ工合ニ格付
ヲシテ買ヒマシテ、サウシテ消費者ニ分配
スル時ニハ一緒ニシテ分配スルト云フヤウ
ナコトハ、商習慣上アリ得ベカラザルコト
デアツテ、今日ノ特殊ノ現象デアラウト存
ジマス、河野君ニ於テモソレハ決定メテ御諒
解ノコトト存ジマス、故ニサウ云フ不自然
ノコトハ適當ニ考慮スルノガ當然ダラウト
思ヒマス、商習慣上買フ時ニハ格差ヲ付ケ
テ、サウシテ賣ル時ニハソレヲ一緒ニシテ
賣ルナント云フコトハアリ得ベカラザルコ
トト存ジマスカラ、斯ウ云フ現狀ガ長ク積
キマスルナラバ、其ノ時ノヤウニ致サナケ
レバナラズ、又米ガ潤澤ニナツテ、以前ノ經
濟狀態ノヤウニナリマシテ十分ニ格付ヲシ
テ買ツテ、サウシテ又格付ヲシテ賣ルコト
ガ出來ルヤウニナリマシタナラバ、其ノ時

ハ其ノ時ノヤウニ致ス、ソレガ出来ナイヤ
ウナ時ニハ出来ナイヤウニ致スト云フ風
ニ、之ヲ適當ニ考慮スルコトガ當然ト考ヘ
マスカラ、其ノ積リデ一ツ能ク考慮致シタ
イト存ジマス

○河野委員 能ク話ハ分リマシタ、大臣ノ
只今ノ御話ノヤウニ、足リナイ時ニハ足
リナイ時ノヤウニ考ヘル、元ノヤウニナツ
タラ元ノヤウニスル、尤モノ御考デ吾々モ
ソレヲ希望スルノデアリマス、炭ニ致シ
マシテ何ニ致シマシテモ、足リナイ場合ニ
ハ足リナイ場合ノ方法ガアルノデアリマス
カラ、米ニ付テモ商工大臣ハヤウ云フ意味
デ物價ヲ形成セラレル際ニ特ニ御考慮ヲ願
ヒタイト思ヒマス、私ハ之ヲ以テ質問ヲ止
メマス

○小林委員 質疑ハ終了致シマシタ、是
ヨリ討論ニ入りマス——土屋君
○土屋委員 此ハ此ノ委員會デ審議セラレ
マシタ法律案ニ對シテハ賛成ヲ致シマス
ガ、其ノ賛成ヲスルニ當ツテモ附帯決議
ヲ付ケタイト思フデアリマス

附帯決議
一、生産確保ノ爲メ昭和十五年度米作ニ
對シ獎勵金ノ交付其ノ他適當ナル方策
ヲ講ズベシ
二、小麥其ノ他重要農産物價ヲ全面的ニ
適正ナラシムベシ
三、集荷配給ニ付キ速カニ統一セル方策
ヲ確立スベシ

以上三箇ノ附帯決議ヲ付シタイト思ヒマ
ス、此ノ附帯決議ハ私共ノ政黨ノ意見ダ
ケデアリマス、政友兩派ノ各位並ニ平野
君ノ同意ヲ得テ提出スル譯デアリマスカラ
左様御承知ヲ願ヒマス、非常ニ速記ノ都合

デ時間ガナイトカ云フ御話デアリマスカラ
詳細申上ゲマセマス、唯私共此ノ改正法
律案ニ三箇ノ希望事項ヲ付シテ賛成致シマ
スルコトハ、洵ニ已ムヲ得ザルニ出デタル
モノデアリマシテ、現下ノ米穀事情ニ鑑ミ
マシテ此ノ案ニ賛成スル者デアリマス、政府ニ
於カレマシテハ、委員會ニ於テ交サレマシタル
色々ナル質疑應答中、委員諸氏ノ述べテ居ラ
レタルコトモ能ク分ツテ居ラレト思ヒマス、
隨テ政府ノ現在執ツテ居ラレタル米穀政策ニ
對シマシテハ、相當ニ正セラルベキ點アルコ
トヲ私ハ認メラレララウト思フデアリマス
リマス、デアリマスカラドウカ政府ニ於カ
レマシテハ、此ノ現下ノ米穀事情ニ處シテ
委員會ノ意見ヲ尊重セラレテ、萬遺憾ナキ
ヲ期セラレヨウニ願ヒタイト思ヒマス、
明日日本會議ガアルサウデアリマスカラ、若
シ吾々ノ黨派ト致シマシテモ意見ガアリマ
スレバ、本會議ニ於テ尙ホ討論ノ際ニ之ヲ
申述セルコトヲ致シマシテ、是ダケ申上ゲ
テ、賛成ノ意ヲ表シテ置キマス

○坪山委員 此ハ私共ノ所屬スル黨ヲ代表
致シマシテ、只今議題ニナツテ居リマス
此ノ法案ニ對シテ、土屋君ガ只今御述ニカ
リマシタ三箇條ノ附帯決議ヲ付シマシテ、
政府原案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス、色々
申上ゲタイコトガアリマスガ、時間ノ關係
申上ゲマセマス、此處ニ大イニ議論ヲスル
原稿ヲ持ツテ居リマスカラ、此處ニ述べ
ルノ省略致シマシテ、委員長ノ承諾ヲ得テ
之ヲ速記ニ止メテ置キタイト思ヒマス、勿論
明日日本會議デ上程ニナル場合ニ、吾々ノ要
望、黨派ノ意ノ在ル所ハ十分論議サレルコ
トデアラウト思ヒマス、私ハ茲ニ色々申上
ゲルコトヲ省略致シマシテ原案ニ賛成致ス

スルコトハ困難デアラウト存ジテ居リマス、
サウ云フ意見ヲ持ツテ居リマスガ、今ハ
時間ノ都合モアリマスノデ、簡單ニ希望
ダケヲ述べテ置キタイトデアリマス

○平野委員 此ハ第一議員俱樂部ヲ代表致
シマシテ、只今議題ニナツテ居リマス米ノ
應急措置ニ關スル改正法律案ニ賛成ヲ致シ
マス、茲ニ土屋委員ヨリ御提出ノ附帯決議
ニ賛成ヲ致シマス、此ノ際相當ノ意見ヲ申
上ゲタイト思フデアリマスガ、時間ノ關
係ニ詳細ハ本會議ニ讓ルコトニ致シマシ
テ、四ツノ希望事項ヲ朗讀致シマシテ、其
ノ意見ニ代ヘタイト思ヒマス

希望事項
一、政府ハ速カニ米穀政策ノ根本策ヲ樹
立シ其ノ方向ヲ明カニスベシ
二、食糧生産ノ基幹タル農村土地制度ノ
改革ニ著眼シ速カニ其ノ具體策樹立ニ
著手スベシ
三、増産政策ニ對シテ絕對必要ナル農村
生産資料(就中肥料)ノ配給ニ關シ直チ
ニ必要量ノ配給ヲナスベシ
四、小作地固有、肥料ノ專賣、米穀ノ專
賣ノ三大政策ヲ斷行シ農地問題、肥料
問題、米穀問題ノ一貫セル國策ヲ樹立
スベシ

以上四ツノ希望事項ヲ政府ニ於カレマシ
テハ特ニ御留意セラレマシテ、此ノ米穀政策
ノ上ニ於テ、萬一ニモ誤リアルガ如キコト
ノナイコトヲ、私ハ政府ニ對シテ特ニ要望
致シマシテ、之ヲ以テ私ノ本案ニ對スル賛
成ノ意思ト致シマス

○小林委員 討論ハ結局致シマシタ、
直チニ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ
起立ヲ求メマス

者デアリマス、言フマデモナクドウカ此ノ
附帯決議ニナリマシタ事項ハ特ニ政府ノ深
甚ナル努力ヲ考慮ヲ願ヒマシテ、是ノ實現
ノ一日モ速ナラシムコトヲ特ニ要望致シタイ
ト思ヒマス

○森委員 此ハ私共ノ所屬スル黨派
ヲ代表致シマシテ只今土屋君ヨリ御提案ニ
ナリマシタ三ツノ附帯決議ヲ付シマシテ本
案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス、本案ニ對ス
ル意見ハ明日日本會議ヲ開クニ當リマシテ詳
シク討論ヲ致スコトト思ヒマスガ、唯此ノ
機會ニ私ト致シマシテ三希望ヲ申上ゲタ
イコトハ、生産確保ニ對シテ先日本來ノ委員
會ノ經過ヲ見マス、政府ノ答辯ヲ詳細ニ
研究致シマシテモ、ソコニ大イナル不安ガ
アルノデアリマス、此ノ不安ヲ除去スルニ
付キマシテハ、十分ナル資料ノ配給ト云フ
コトニ大イニ力ヲ用ヒナケレバナラスト思
ヒマス、此ノ資料ノ配給ニ付キマシテハ政
府ハ此ノ生産確保ニ付キマシテ資料ノ如何
ニ力強キモノデアるかト云フコトヲ本當ニ
御考ニナリマシテ一段ノ御努力ヲ要求スル
者デアリマス、又價格ノ點ニ付キマシテモ
從來此ノ原始産業ノ生産物ハ消費者ノ立場
カラ價格ガ決定セラレマシテ、生産費ト云
フモノヲ基礎トシテ定メラレナイコトニナ
ツテ居ルノガ普通デアリマス、是ハ洵ニ遺
憾ナク第デアリマシテ、小麥ノ價格ヲ決メ
ラレルニ付キマシテモ生産費ト云フモノヲ
基礎トシテ算出スルコトヲ云フコトガ當然ノヤ
リ方ト吾々ハ考ヘルノデアリマス、今日公
定價格ノアル場合ニ於テ時價ニ依ツテ買
ト云フコトハ事實上公定價格ニ依ツテ買ハ
レルコトトナリマスケレドモ、公定價格決
定ノ上ニ於キマシテモ生産費ト云フモノヲ

十分ニ考慮セバナラスト思フデアリマ
ス、此ノ點ニ付キマシテモ政府ハ十分ノ用
意ヲシテ戴カネバナラスト思フデアリマ
ス、次ニ恒久對策デアリマス、今日ハ其ノ
日暮シノヤウニ十四年度ノ米穀年度ニ心配
ガアリ、更ニ十五年度ノ生産力ニ向ツテノ
心配ガアルノデアリマス、此ノ生産力ノ維
持ト云フコトガ、將來ヲ考ヘテ見マス、地
力ノ減退等色々不安ナ情勢ガアルノデアリ
マシテ、吾々ハ其ノ日暮シノ年ヲ暮スト云フ
コトモ考ヘナケレバナリマセマスガ、將來ニ
對シテ地方ノ維持、所謂恒久的ノ生産確保
ニ付テノ考ヘ方ヲ以テ行カネバナラスト存
ズルノデアリマス、是ハ曩ニ委員會ニ於テ
私ノ意見モ當局ニ申上ゲタノデアリマスガ、
此ノ點ニ付キマシテ十分ナル御努力ヲ御研
究ヲ要スルモノト考ヘルノデアリマス、以
上希望ヲ加ヘマシテ土屋君ノ御提案ニ賛
成スル者デアリマス

○須永委員 此ハ社會大黨ヲ代表致シマ
シテ此ノ法案ニ賛成ヲスル者デアリマス、
併シナガラ極ク簡單ニ私共ノ希望ヲ申上ゲ
マスナラバ、食糧ノ所要量ヲ確保スル爲ニ外
米ノ買付、臺灣米ノ増産、滿洲國稻作擴張等
ニ萬全ヲ期シテ置キタイトデアリマス、尙ホ配
給ノ圓滑ヲ圖ル爲ニ農村團體ノ整理統合ヲ行
フト共ニ消費者ヲ基礎ト致シマシタ消費者團體
ヲ組織シテ生産消費集荷配給ヲ一貫シテ
統制シテ置キタイ、其ノ次ニ早場米及ビ早
實米ノ對策ト致シマシテ米價ノ決定ヲ十二
月ニスルコトニナツテ居リマスモノヲ現ニ
角此ノ狀況ノ下ニ於キマシテハ九月中ニ決
定シテ戴キタイ、次ニ肥料飼料其ノ他農村
必需資料何モノニモ優先シテ確實ニ配給
シ且ツ部落團體ノ活動ニ依ツテ努力ノ調整

機ヲ逸スルコトナク當面ノ處置ハ勿論、
臺灣朝鮮ハ言フ迄モナク日滿支ヲ一貫
セル恒久的食糧政策ヲ樹テ如何ナル國
際形勢ニ一夫變化ヲ來タシタル場合ニ於
テモ微動ダシセザル確固ナル政策ヲ研究
セラレ新東亞建設ノタメ永遠ノ方策ヲ確
立セラレシコトヲ期待シテ止マナイモノ
デアリマス

本米穀年度ニ於ケル自給ノ關係即チ端境
期ニ於ケル持越米ニ付テハ我々ハ暫ク政
府ノ言明ヲ信賴スルコトニ致シマスガ自
然ノ力ヨリ被ムル豫期セザル災害、
民心ノ微妙ナル動キニ付テハ常ニ其ノ注
意ヲ怠ラズ、之レガ對策ヲ諒ルコトナ
キヲ熱望スル次第デアリ外米外麥ノ輸入
ニ付テハ速カニ之ガ方途ヲ講ズルト共ニ
代用作物ノ増産獎勵ヲ實施シテ臺灣一
期米作ニ對シテハ積極的助成ヲ計リ更ニ
進シテ官民一致節米混食ノ徹底ヲ期シ以
テ食糧問題ヨリ生ズル國民ノ不安ヲ此ノ
際一掃シナケレバナリマセマス

十五年産米殊ニ早場米ニ對シテハ獎勵金
ヲ交付スルコトハ當然デアリマスガ、本
年度産米價ニ付テハ諸種ノ事情ヨリ之レヲ
判定致シマシテモ價格ノ引キ上ゲハ必然
的ノモノデアリ、一方主要食糧米麥ノ増
産實現ヲ望ムナラバ出來得ル限り之レ等
ノ作物ニ對シテ作付獎勵金ヲ交付スルコト
ヲ決シテ志レハナラナイト思ヒマス又
農村勞働力ノ調整ニ意ヲ用ヒ自給肥料生
産ノ原動力タル養蠶養豚飼料ヲ確保スル
ト共ニ牛馬ノ飼料配給計畫ヲ新ニ樹テ畜
力利用ノ萬全ヲ期スルコトハ食糧増産上
特ニ緊急ナル點デアリマス

農業用資材即チ農器具又ハ石油ノ圓滑ナ

機ヲ逸スルコトナク當面ノ處置ハ勿論、
臺灣朝鮮ハ言フ迄モナク日滿支ヲ一貫
セル恒久的食糧政策ヲ樹テ如何ナル國
際形勢ニ一夫變化ヲ來タシタル場合ニ於
テモ微動ダシセザル確固ナル政策ヲ研究
セラレ新東亞建設ノタメ永遠ノ方策ヲ確
立セラレシコトヲ期待シテ止マナイモノ
デアリマス

本米穀年度ニ於ケル自給ノ關係即チ端境
期ニ於ケル持越米ニ付テハ我々ハ暫ク政
府ノ言明ヲ信賴スルコトニ致シマスガ自
然ノ力ヨリ被ムル豫期セザル災害、
民心ノ微妙ナル動キニ付テハ常ニ其ノ注
意ヲ怠ラズ、之レガ對策ヲ諒ルコトナ
キヲ熱望スル次第デアリ外米外麥ノ輸入
ニ付テハ速カニ之ガ方途ヲ講ズルト共ニ
代用作物ノ増産獎勵ヲ實施シテ臺灣一
期米作ニ對シテハ積極的助成ヲ計リ更ニ
進シテ官民一致節米混食ノ徹底ヲ期シ以
テ食糧問題ヨリ生ズル國民ノ不安ヲ此ノ
際一掃シナケレバナリマセマス

十五年産米殊ニ早場米ニ對シテハ獎勵金
ヲ交付スルコトハ當然デアリマスガ、本
年度産米價ニ付テハ諸種ノ事情ヨリ之レヲ
判定致シマシテモ價格ノ引キ上ゲハ必然
的ノモノデアリ、一方主要食糧米麥ノ増
産實現ヲ望ムナラバ出來得ル限り之レ等
ノ作物ニ對シテ作付獎勵金ヲ交付スルコト
ヲ決シテ志レハナラナイト思ヒマス又
農村勞働力ノ調整ニ意ヲ用ヒ自給肥料生
産ノ原動力タル養蠶養豚飼料ヲ確保スル
ト共ニ牛馬ノ飼料配給計畫ヲ新ニ樹テ畜
力利用ノ萬全ヲ期スルコトハ食糧増産上
特ニ緊急ナル點デアリマス

農業用資材即チ農器具又ハ石油ノ圓滑ナ

機ヲ逸スルコトナク當面ノ處置ハ勿論、
臺灣朝鮮ハ言フ迄モナク日滿支ヲ一貫
セル恒久的食糧政策ヲ樹テ如何ナル國
際形勢ニ一夫變化ヲ來タシタル場合ニ於
テモ微動ダシセザル確固ナル政策ヲ研究
セラレ新東亞建設ノタメ永遠ノ方策ヲ確
立セラレシコトヲ期待シテ止マナイモノ
デアリマス

本米穀年度ニ於ケル自給ノ關係即チ端境
期ニ於ケル持越米ニ付テハ我々ハ暫ク政
府ノ言明ヲ信賴スルコトニ致シマスガ自
然ノ力ヨリ被ムル豫期セザル災害、
民心ノ微妙ナル動キニ付テハ常ニ其ノ注
意ヲ怠ラズ、之レガ對策ヲ諒ルコトナ
キヲ熱望スル次第デアリ外米外麥ノ輸入
ニ付テハ速カニ之ガ方途ヲ講ズルト共ニ
代用作物ノ増産獎勵ヲ實施シテ臺灣一
期米作ニ對シテハ積極的助成ヲ計リ更ニ
進シテ官民一致節米混食ノ徹底ヲ期シ以
テ食糧問題ヨリ生ズル國民ノ不安ヲ此ノ
際一掃シナケレバナリマセマス

十五年産米殊ニ早場米ニ對シテハ獎勵金
ヲ交付スルコトハ當然デアリマスガ、本
年度産米價ニ付テハ諸種ノ事情ヨリ之レヲ
判定致シマシテモ價格ノ引キ上ゲハ必然
的ノモノデアリ、一方主要食糧米麥ノ増
産實現ヲ望ムナラバ出來得ル限り之レ等
ノ作物ニ對シテ作付獎勵金ヲ交付スルコト
ヲ決シテ志レハナラナイト思ヒマス又
農村勞働力ノ調整ニ意ヲ用ヒ自給肥料生
産ノ原動力タル養蠶養豚飼料ヲ確保スル
ト共ニ牛馬ノ飼料配給計畫ヲ新ニ樹テ畜
力利用ノ萬全ヲ期スルコトハ食糧増産上
特ニ緊急ナル點デアリマス

農業用資材即チ農器具又ハ石油ノ圓滑ナ

機ヲ逸スルコトナク當面ノ處置ハ勿論、
臺灣朝鮮ハ言フ迄モナク日滿支ヲ一貫
セル恒久的食糧政策ヲ樹テ如何ナル國
際形勢ニ一夫變化ヲ來タシタル場合ニ於
テモ微動ダシセザル確固ナル政策ヲ研究
セラレ新東亞建設ノタメ永遠ノ方策ヲ確
立セラレシコトヲ期待シテ止マナイモノ
デアリマス

本米穀年度ニ於ケル自給ノ關係即チ端境
期ニ於ケル持越米ニ付テハ我々ハ暫ク政
府ノ言明ヲ信賴スルコトニ致シマスガ自
然ノ力ヨリ被ムル豫期セザル災害、
民心ノ微妙ナル動キニ付テハ常ニ其ノ注
意ヲ怠ラズ、之レガ對策ヲ諒ルコトナ
キヲ熱望スル次第デアリ外米外麥ノ輸入
ニ付テハ速カニ之ガ方途ヲ講ズルト共ニ
代用作物ノ増産獎勵ヲ實施シテ臺灣一
期米作ニ對シテハ積極的助成ヲ計リ更ニ
進シテ官民一致節米混食ノ徹底ヲ期シ以
テ食糧問題ヨリ生ズル國民ノ不安ヲ此ノ
際一掃シナケレバナリマセマス

第六期第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十四回 昭和十五年三月七日

ル配給、輸製品、地下足袋等ノ農業勞動必需品ニ對シテハ凡ニ障礙ヲ排除シテ其ノ用途ヲ充スコトガ増産上唯一ノ方途デアリト考ヘマス

肥料ナクシテ農作ハ成リ立ツモノデアリマセヌ然ルニ現在ノ如キ其ノ數量ノ不充分ハ言フ持タズ豫期ノ配給ヲ得ルコトスラ極メテ困難ナル情勢ニ於テハ如何ニ農民ガ努力ヲ積クルトモ所期ノ目的ヲ達成スルコト至難ナル状態ヲ認識セラレ凡テノ犧牲ヲ拂ウテ積極的肥料政策ヲ樹テ速ニ之等ノ増産ヲ計ルハ勿論圓滿ナル配給機構ノ整備ヲ切ニ望ムモノデアリマス

米穀又ハ雜穀ノ集荷配給ニ關シテハ割下ノ實情ヲ洞察セラレ從來ノ實績等ヲ參酌セラレ徒ラ一方ニ偏シ爲メニ之レヨリ生ズル、相剋摩擦ヲ激増セシムルガ如キコトハ嚴ニ戒シム可キデアリ要スルニ生産者、消費者、大家ノ利便ヲ眼目トシテ集荷配給ニ配給政策ヲ計畫セラレナケレバナリマセヌ

負擔ヲ加重セシムルガ如キコトノナキ様之レガ實施ニ當リテ意ヲ用フベキモノデ強權發動ノ如キハ容易ニ執行スベキモノデアアリマセヌ

政治ノ力ニ依ツテ進ンデ國民ヲシテ國家ノ政策ニ協力セシムルガ如キ方策ヲ執ルコトコソ爲政者ノ當然ナスベキ責務デアラネバナリマセヌ

今ヤ農民ハ日ニ迫リ來ル勞働力ノ不足農業用資材ノ不圓滑ナル配給勞働用綿布ノ缺乏肥料ノ豫想外ナル暴騰加フルニ不充分ナル配給ニモ係ラズ改メトシテ其ノ天分ニ向ツテ努力致シツツアルノデアリマシテ殊ニ其ノ生産シタル農産物ハ殆ンド公定價格ヲ以テ取引セラレツツアルノ現況デアリマス

等意トスル所デアアリマセヌガ之レヲ思フノ時國家ノ爲メ誠ニ深憂ニ堪ヘ得ザルモノガアリマス

希クバ官民心ヲ一ニシテコノ難局ヲ打開致シ度イト切ニ念願ヲ致シテ居ル次第デアリ宜シク政府モ國民ト共ニ熱意ヲ以テ事ヲ處理スル一大決意ヲ期待シテ止マナイ所デアリマス

連日ニ互ル當委員會ニ表ハレタル空氣ヲ察知セラレ國民ノ聲ヲ聲トセラレ萬全ナ方策ヲ執ラレンコトヲ望ンデ討論ヲ終ル次第デアリマス

昭和十五年三月七日印

昭和十五年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十五回

昭和十五年三月十三日(水曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ
委員長代理 理事坪山 德彌君
理事深澤 吉平君 理事森 幸太郎君
高田 松平君 今成留之助君
岡野 龍一君 小笠原八十美君
小串 清一君 須水 好君
平野 力三君 村上 元吉君
三月八日委員山川三郎君辭任ニ付其ノ補
關トシテ小笠原八十美君ヲ議長ニ於テ選定
セリ

同日十二日委員吉田賢一君辭任ニ付其ノ補
關トシテ小野謙一君ヲ議長ニ於テ選定セリ
三月七日家畜傳染病豫防法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)、牧野法中改正法
律案(政府提出、貴族院送付)及獸醫師法等
ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴
族院送付)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタ
リ

出席政府委員左ノ如シ
陸軍歩兵大佐 河村 參郎君
陸軍主計大佐 森田 親三君
農林政務次官 岡田喜久治君
農林省畜産局長 岸 良一君
馬政局長官 村上富士太郎君

馬政局次長 石本 寅三君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
裝蹄師法案(政府提出、貴族院送付)
家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提
出、貴族院送付)
牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送
付)
獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

○坪山委員長代理 ソレデハ只今カラ會議
ヲ開キマス、小林君ガオ父サンノ御不幸ノ
爲ニ歸省サレテ居ルノデ、私ガ代ツテ此ノ
席ヲ汚シマス、當委員會ニ付託サレテ居ル
案件ハ、裝蹄師法案、家畜傳染病豫防法中
改正法律案、牧野法中改正法律案、獸醫師
法等ノ臨時特例ニ關スル法律案、此ノ四件
デアリマス、是ハ何レモ家畜ヲ致シテ居ル
議案デアリマスカラ、議事ノ進行上一括シ
テ議題ニ供スルコトガ便宜カト考ヘマスノ
デ、別ニ御異議ガナケレバ一括シテ議題ニ
供シタイト思ヒマス

(異議ナシ)ト呼フ者アリ
○坪山委員長代理 別ニ御異議モナイヤウ
デスカラ、四案ヲ一括シテ議題ニ供シマス、
此ノ際政府ノ説明ヲ御願スルコトニ致シマ
ス——岡田政務次官

○岡田政府委員 裝蹄師法案ノ提出ノ理由

ヲ説明致シマス、有能馬ノ維持造成ハ蹄ノ
保護ニ俟ツ所ガ多ク、特ニ現時局下ニ於テ
其ノ必要ヲ、痛感致スノデアリマス、然ル
ニ專ラ削蹄及裝蹄ヲ業トスル者ニ關シテ
ハ、明治二十三年法律第三十二號蹄鐵工免
許規則ガアリマスガ、其ノ内容ハ主トシテ
免許手續ヲ規定セルニ過ギズ、其ノ相互ノ
連絡統制ヲ缺ク爲、技能向上ヲ圖ルコト甚
ダ困難ナル等、現時ノ情勢ニ即應セザル
ニ至リマシタノデ、新ニ裝蹄師法ヲ制定ス
ルノ要アリト認メマシテ、右ニ關シ過般馬
政調査會ニ對シテ諮問ヲ致シマシタ所、同
調査會ニ於キマシテハ、審議ノ結果其ノ答
申ヲ決議致サレタノデアリマス、本法律案
ハ右ノ答申ニ基キマシテ立案致シタモノデ
アリマシテ、其ノ規定セントスル重ナル事
項ハ三點アルノデアリマス
先ツ第一ハ、裝蹄師ノ免許ノ資格及條件
ニ付テデアリマスガ、裝蹄師ノ免許資格ハ、
其ノ業態並ニ必要ナル自數ノ確保ヲ要スル
點ニ鑑ミ、大體現行制度ニ規定セル、資格
トシ、尙ホ免許ノ條件ニ付テハ、一定ノ缺
格條項ヲ設ケタノデアリマス、第二ハ裝蹄
師ノ業務ノ範圍ニ付テデアリマスガ、其ノ
業務ハ馬ノ削蹄、裝蹄又ハ牛ノ裝蹄トシ、
裝蹄師以外ノ者ノ行爲ハ嚴ニ之ヲ取締ルコ
トト致シタノデアリマス、第三ハ裝蹄師

會ノ設立ニ付テデアリマスガ、裝蹄師ノ統
制アル活動ヲ促シ、且ツ技能ノ向上ヲ圖ル
爲メ、裝蹄師ヲシテ道府縣ヲ單位トスル道
府縣裝蹄師會ヲ設立セシメ、開業ノ裝蹄師
ハ之ニ強制加入セシムルコトト、致シタノ
デアリマス、又道府縣裝蹄師會ハ、内地ヲ、
區域トスル日本裝蹄師會ヲ設立シ得ルコト
トシタノデアリマス、尙之等ノ裝蹄師會ハ
何レモ法人トスル方針デアリマス、何卒御
審議ノ上、速ニ御可決アラントコトヲ希望致
シマス

次ニ今回提出致シマシタ家畜傳染病豫防
法中改正法律案ニ付キマシテ、提案理由ヲ
御説明申上ゲマス
改正ノ第一點ハ近時「ダニ」熱、糠白痢等、
家畜傳染性病ノ發生狀況並ニ豫防研究ノ成
績ニ鑑ミマシテ、現在ノ法定傳染病ノ中
ニ、新ニ「ダニ」熱、家畜「ベスト」、糠白痢ノ
三種類ノ傳染病ヲ追加シ、之ガ豫防制退ニ
努メントスルノデアリマス、改正ノ第二點
ハ現在家畜傳染病豫防法ノ規定ニ依リ、殺
命令ヲ爲シ得ル家畜ノ中ニ、新ニ家畜「コレ
ラ」、家畜「ベスト」及糠白痢ニ罹リタル家
畜ヲ加ヘマシテ、地方長官傳染病豫防上必
要アリト認ムルトキハ、之等ニ對シテモ殺
命令ヲ爲シ得ルコトトシ、傳染病ノ豫防上
一層ノ徹底ヲ期シタイト存スルノデアリマ

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
裝蹄師法案(政府提出、貴族院送
付)(第六〇號)
家畜傳染病豫防法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)(第八五
號)
牧野法中改正法律案(政府提出、貴
族院送付)(第八七號)
獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法
律案(政府提出、貴族院送付)(第九
三號)

ス、改正ノ第三點ハ、現行法ニ於キマシテハ、傳染病ニ罹リ、又ハ罹リタル豚アル家畜ノ屍體ハ原則トシテ焼却、埋却致スコトニナラズ居リマスガ、資源不足ノ現情ニ應ジマシテ、是等ノ内豚「コレラ」、豚疫、豚丹毒ニ罹リ、又ハ罹リタル豚アル家畜ノ屍體ニ付キマシテハ、化製ノ方法ニ依リ利用方ヲ許シ、又傳染病ヲ免ルニ付キマシテハ、消毒ヲ施スコトニ依ツテ、是ガ利用ヲ認ムル等、現下ノ事情ニ即シ適切ナル改正ヲ行ハントスルモノデアリマス、改正ノ第四點ハ食用ニ供スル目的ヲ以テ、屠場ニ於テ家畜ヲ屠殺致シマシテ後、豚「コレラ」、豚疫等ノ傳染病ニ罹ラズ居リマスコトヲ發見致シマシタ場合ニ於キマシテハ、從來ハ何等手當金ヲ交付スルコトナク、屍體ヲ焼却埋却セシメテ居リマシタガ、今後ハ是等ノ對シマシテモ、相當ノ手當金ヲ交付スル途ヲ開キ、以テ所有者ノ負擔ノ輕減ヲ圖ルト共ニ、一面ニ於テ傳染病豫防上一層ノ圓滑ヲ期シ度イト存ズルノデアリマス

本改正ハ現下ノ時局ニ對シテ、畜産ノ振興上極メテ適切ナルモノト信ズル次第デアリマシテ、過般中央衛生會ニ諮問致シ、其ノ答申ニ基キ立案致シタモノデアリマス、何卒御審議ノ上、速ニ御可決アラントヲ希望致シマス

次デ牧野法中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ御説明致シマス、日支事變ニ依リ未會有ノ多數ノ馬ノ徵發ヲ見ルル我國ノ現狀ニ於キマシテハ、軍事上並ニ産業上ノ見地ヨリ、馬ノ増産、及び資質ノ向上ハ焦眉ノ急デアリマスガ、之ヲ達成致シマス爲ニハ、牧野ノ整備擴大ヲ圖ルコトガ必要デアリマス、

殊ニ今次事變ノ經驗ニ依リ、國內保有馬ノ資質ノ向上ノ必要ガ痛感セラレマシテ、先年樹立致シマシタ内地馬政計畫ニ於キマシテモ、低身、廣體ニシテ、四肢強健ナル馬ノ生産ヲ目途トシテ居ルノデアリマスガ、之ガ爲ニハ放牧ヲ必要ト致シマスコトハ疑ハズ、イ處デアリマス、此ノ如ク牧野ノ必要ハ極メテ緊切ナルモノガアリマスガ、我國ノ牧野ノ現狀ヲ見マシテ、其ノ面積ハ狭少デアリ、其ノ改良ハ未ダ十分デアリ、其ノ維持方法、利用狀態ニ付キマシテモ、幾多遺憾ノ點ガ存スル狀況ニアルノデアリマス、仍ツテ現下牧野ニ要求セラレマス所ノ重大ナル使命ヲ達成スル爲、牧野法改正ノ必要ニシテ、過般馬政調査會ニ對シ、之ニ關スル諮問ヲ致シ、其ノ答申ニ基キマシテ本法律案ヲ立案致シタ次第デアリマス

而シテ、此ノ牧野法中改正法律案ノ内容ニ要點ハ、大體次ノ五ツノ事項トナルノデアリマス、即チ第一ハ牧野特定地ノ制度デアリ、第二ハ民有未利用地ノ牧野化デアリ、第三ハ牧野組合ノ機能ノ強化デアリ、第四ハ牧野經營ノ積極的指導デアリ、第五ハ國營牧野ノ設置デアリマス

第一ハ民有未利用地ノ牧野化デアリマス、從來北海道等ニ於キマシテハ、御料地又ハ國有地ノ拂下ヲ受ケ、之ヲ殆ンド利用スルコトナク放置シテアルモノガ、相當面積ニ上ルノデアリマスガ、此ノ中牧野ニ適スル土地ヲ牧野トシテ利用セシムルコトハ、極メテ適切ナルコトト存ジマスノデアリ、極メテ適切ナルコトト存ジマスノデアリ、道府縣、市町村、牧野組合、畜産組合又ハ畜産組合聯合會ガ、特ニ馬ノ牧野ヲ設ケントスル場合ニ於キマシテハ、必要ニ應ジテ之ヲ使用收用シ得ルノ途ヲ拓イタ次第デアリマス

第三ハ牧野組合ノ機能ノ強化デアリマス、牧野組合ハ牧野改良發達ノ基礎トシテ、極メテ重要ナルモノデアリマスガ、之ガ活動ノ促進ハ最モ必要ト認メラレマスノデアリ、其ノ機能ヲ擴大シ、牧野ノ經營ニ當ルコトヲ得ルコトトシ、其ノ他總代會ノ制度ヲ設ケテ事務ノ簡捷ヲ圖ル等、牧野組合ノ使命達成ニ遺憾ナカラシメンコトヲ、期シタ次第デアリマス

第四ハ牧野經營ノ積極的指導ニ付テハ、先づ第一ニ現在牧野ガ荒廢シ、其ノ利用ノ粗放ナル原因ハ、牧野ニ適當ナル技術者ノ存セザルコトニ依ルモノガ少クナイト認メラレマスノデアリ、政府ハ必要ニ應ジ、牧野組合等ニ對シ、牧野技術者ノ雇入ヲ命ジ、之

設ヲ増設シ、新ニ相當多數ノ獸醫師ヲ養成シ得ル見込ヲ立テマシタガ、之等ノ數ヲ以テ致シマシテモ、到底當面多數ノ獸醫師ノ不足ヲ補フコトハ不可能デアリマス上ニ、是等ノ者ハ概ネ國、道府縣、學校等、主トシテ中樞的方面ノ需要ニ充當セラルル傾向ニアリマシテ、彼後畜産業ノ第一線ニ立ツ畜産關係團體ニ於ケル獸醫技術者ノ不足ヲ補フコトハ出來ナイノデアリマス、是ヲ以テマシテ政府ハ事變下ニ於ケル臨時的措置ト致シマシテ、獸醫手ヲル制度ヲ設ケ、大學、實業專門學校又ハ實業學校ニ於テ、一定年限又ハ一定時間以上、獸醫學ヲ修メタル者又ハ新ニ設ケマス所ノ資格試験ニ合格シタル者ニ對シマシテ免許ヲ與ヘ、是等ノ者ガ市町村、畜産組合等ノ團體ノ職員タル場合ニ於テ、獸醫師法ノ制限ニ拘ラズ、業務トシテ團體ノ事業ニ屬スル家畜ノ疾病ノ診療ヲ爲スコトヲ得セシメ、以テ急迫セル獸醫師ノ不足ニ對處シ、時局下ニ於ケル軍馬資源ノ確保、及び畜産生産力ノ擴充上、遺憾ナキヲ期シタイト存ズルノデアリマス

本法案ハ現下ノ時局ニ對シテ、畜産ノ振興上極メテ適切ナルモノト信ズル次第デアリマシテ、過般中央衛生會ニ諮問致シ、其ノ答申ニ基キ立案致シタモノデアリマス、何卒御審議ノ上、速ニ御可決アラントヲ希望致シマス

○坪山委員長代理 議案審議上必要ナル資料ノ御要求ヲ、此ノ際ナサルコトガ好都合ト思フノデアリマスガ、御希望ノ方ハ御申出ヲ願ヒマス

○小笠原委員 資料ノ要求ヲ申上ゲマス、先づ牧野問題ニ對シマシテハ、今後ノ牧野開放ノ豫定地面積並ニ是等ニ對スル

管理者、是ハ個人トカ畜産組合トカ、或ハ府縣聯合會ト云フヤウニ區分シテ、各道府縣ニ別ケテ資料トシテ出シテ貰ヒタイ、ソレカラ從來ノ牧野ノ限定地面積並ニ是等ニ對スル管理者モ同様ニ各道府縣ニ區別シテ出シテ貰ヒタイ、其ノ次ハ馬政局ノ機構デアリマスガ、是ハ各部各課ニ分ケマシテ、其ノ名稱、部長課長ノ氏名、殊ニ各課ノ分擔事務ヲ成ベク細カク御示ヲ願ヒタイ、去勢關係デアレバ、去勢ハドノ課デアリ、生産ノ方ニ對シテハドウ、育成ニ對シテハドウ、斯ウ云フ風ニ細カク御示ヲ願ヒタイ、大昭和十三年ト十四年ト二箇年ニ於テ購買シタ所ノ二歳又ハ三歳ノ候補種牡馬、是ハ二歳ト三歳トニ區別ヲシテ、購買地並ニ購買官名、頭數、種類、價格、體高、管胸圍、生産地ノ名稱、各購買地毎ニ區分シテ、馬名ト一籍ニ之ヲ資料トシテ出シテ貰ヒタイ、其ノ次ハ種牡馬ノ方、十四年度ニ於テ農林省デ購買シタモノデアリマスガ、頭數ト各一頭々ノ價格、種類、馬名、體高、管胸圍、年齡、購入先、購買官名、大昭和十三年、十四年度ニ於キマシテ、此ノ購買シタル種牡馬ノ全國ニ配給シタル頭數並ニ其ノ場所、配給シタル馬ノ種類、其ノ馬ノ購買地、購買官名並ニ其ノ價格、其ノ次ハ十四年度ニ於テ二歳幼駒ヲ日本競馬協會デ購買シタル頭數、體高、管胸圍、牝牡ニ色分ケテ記載キタイ、次ハ全國ニ於テ昭和十二年、十三年、十四年度ニ於ケル所ノ傳染性貧血症ニ因ツテ死亡シタ馬ノ頭數、是ハ各府縣別ニ分ケテ貰ヒタイ、次ハ全國ニ於ケル流産馬數デアリマス、是ハ十二年、十三年、十四年、又其ノ流産馬ノ中デ傳染性ニ因ルモノト其ノ他ノモノト區別ヲシテ記載キ

テ保護スル必要アルモノヲ、牧野特定地ニ指定シ、牧野特定地ニ付テハ、其ノ改良維持ノ促進ニ關シ、諸般ノ命令ヲ發シ、又必要ニ應ジテ牧野組合ヲ設立ヲ命ジ、更ニ又牧野特定地ニ於テハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ、其ノ牧野ノ保護ヲ妨グル處アル行爲ヲ爲スコトヲ得ザラシメンコトスルノデアリマス

次ハ第二ノ民有未利用地ノ牧野化デアリマス、從來北海道等ニ於キマシテハ、御料地又ハ國有地ノ拂下ヲ受ケ、之ヲ殆ンド利用スルコトナク放置シテアルモノガ、相當面積ニ上ルノデアリマスガ、此ノ中牧野ニ適スル土地ヲ牧野トシテ利用セシムルコトハ、極メテ適切ナルコトト存ジマスノデアリ、極メテ適切ナルコトト存ジマスノデアリ、道府縣、市町村、牧野組合、畜産組合又ハ畜産組合聯合會ガ、特ニ馬ノ牧野ヲ設ケントスル場合ニ於キマシテハ、必要ニ應ジテ之ヲ使用收用シ得ルノ途ヲ拓イタ次第デアリマス

第三ハ牧野組合ノ機能ノ強化デアリマス、牧野組合ハ牧野改良發達ノ基礎トシテ、極メテ重要ナルモノデアリマスガ、之ガ活動ノ促進ハ最モ必要ト認メラレマスノデアリ、其ノ機能ヲ擴大シ、牧野ノ經營ニ當ルコトヲ得ルコトトシ、其ノ他總代會ノ制度ヲ設ケテ事務ノ簡捷ヲ圖ル等、牧野組合ノ使命達成ニ遺憾ナカラシメンコトヲ、期シタ次第デアリマス

第四ハ牧野經營ノ積極的指導ニ付テハ、先づ第一ニ現在牧野ガ荒廢シ、其ノ利用ノ粗放ナル原因ハ、牧野ニ適當ナル技術者ノ存セザルコトニ依ルモノガ少クナイト認メラレマスノデアリ、政府ハ必要ニ應ジ、牧野組合等ニ對シ、牧野技術者ノ雇入ヲ命ジ、之

○村上政府委員 只今牛馬ノ數ト云フモノハ公表シナイコトニナツテ居リマスガ、文書ヲ出スルハ御勘辨願ヒタイ、適當ノ時ニ適當ニ申シマス

○小笠原委員 只今ノ資料ノ要求ノ中デ、育成費關係ノコトデアツタノデアリマスガ、私モソレト一緒ニ育成費ハ之ヲ牝牡ノ區別ヲシテ載イテ、尙ホ生産當歳カラ種牡馬ニ至ルマデノ年別ニ分ケナイト云フト、育成費ガ分ラナイイラウト思ヒマスガ、年別ニ分ケテ御示ヲ願ヒタイ、即チ當歳ノ方ハドレ程、二歳ハドレ程、三歳ハドレ程、四歳、五歳ハドレ程、其ノ程度デ宜イノデアリマス、其ノ上ハ同様ダト思ヒマスガ、尙ホ軍馬ノ方ノ育成費ガ二歳デ購入シテカラ、隊ニ移管スルマデノ間ノ年別ニ分ケテ育成費、ソレヲ同時ニ御示ヲ願ヒタイノデアリマス

○深澤委員 今數字ヲ御願シタノハ無理ト思ヒマスガ、ソレデ今カラ例ハ六十箇年前ヲ百ト致シマシテ、牛馬ト云フモノガ百ニ對シテドウ云フ風ニ線ヲ上リ下リシテ居ルカト云フコトヲ、御示シ願ヒタイト思ヒマス

○村上政府委員 是ハ牛ハ全部公表シテ差支ナイ、馬ハ結局百五十萬頭ト云ツテ居

マシタノデ、ソレカラ幾ラカト云フコトニナルト、結局今ノ數ガ分ルコトニナリマスカラ、數字デ出スコトハ……

○深澤委員 分リマシタ

○坪山委員長代理 只今色々細カイ資料ノ御要求ガアリマシタガ、政府ノ方デ聴取漏レノ點ガアルトイケマセスカラ、書面ニ書イテ後程オ出シ願フ方ガ好都合デゴザイマス、ソレカラ私カラモ一ツ簡單ナモノデスガ御願シマス、鍛鍊中央會ノ十五年度ノ收支豫算ノ明細書、ソレニ附加ヘテ現在何人位ノ人員ガ居ルカ、政府デ目論シダ全部ノ競馬場ガヤルヤウニナツタ場合ニドレダケノ人員ヲ必要トスルノカ、ソレダケノ資料ヲ御願シテ置キマス

○深澤委員 ソレニ附加ヘテ英吉利、佛蘭西、獨逸、亞米利加、此ノ四國ノ馬ノ數、牛ノ數ヲ御願シマス

○坪山委員長代理 本日ハ都合ニ依ツテ此ノ程度デ終リタイト思ヒマス、明日カラハ引續キ會議ヲ續行スルコトトシテ、目下委員課ニ交渉中デアリマス、速記ノ都合ノ付ク範圍ニ於テ早ク議事ヲ進行致シタイト思ヒマス、本日ハ是デ散會致シマス

午前十時二分散會

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律 委員會會議錄(速記)第十六回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 裝師法(政府提出、貴族院送付) 第六〇號 家畜傳染病預防法(改正法律案) 政府提出、貴族院送付) 第八五號 牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第八七號 獸醫師法等臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 第九號

會 議 昭和十五年三月十四日(木曜日)午前十時三十分開議

- 出席委員左ノ如シ 委員長代理理事 坪山 德彌君 理事 深澤 吉平君 理事 森 幸太郎君 高田 耘平君 土田 莊助君 今成留之助君 岡野 龍一君 小笠原八十美君 小申 清一君 小野 謙一君 平野 力三君 出席政府委員左ノ如シ 農林政務次官 岡田喜久治君 農林省畜産局長 岸 良一君 農政局長官 村上富士太郎君 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ 農林技師 佐々田伴久君 農林技師 佐藤 繁雄君 農林事務官 三須 武男君 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

裝師法案(政府提出、貴族院送付) 家畜傳染病預防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 獸醫師法等臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) ○坪山委員長代理 ソレデハ只今カラ會議

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十六回 昭和十五年三月十四日 一九三

ヲ開キマス、發言ノ順序ハ深澤君ニナツテ居リマスガ、今見エマセヌカラ次ノ方ニ御許致シマス——小笠原君

○小笠原委員 私ハ牧野法ノ目的デアアル馬ノ生産育成並ニ資質ノ向上ニ付テ、又其ノ資源確保ニ付テ伺ヒタイノデアリマスガ、實ハ農林、陸軍、大藏ノ三大臣ノ御答辯ヲ得テ、今日全國ノ馬産界ノ不安デアアル所ヲ一掃シタイト云フノ目的デアウツタノデアリマスガ、大蔵方ガ見エニナリマセヌカラ、其ノ他ノ次官並ニ長官ノ方々並ニ陸軍ラ、其ノ他ノ御傳ヘテ御答辯、更ニ後デ大臣ノ御出席ヲ願フテ要點ヲ伺フコトニ致シタイ、ソレデ私ハ今回ノ急激ナ生産地ノ不安ニ對シマシテ、實際ノ有體ノコトヲ申上ゲテ御答シタイノデアリマス。隨テ其ノ申上ゲルコトガ多少細カキ點ニ入ルコトト思ヒマスガ、ドウゾ此ノ問題ハ極メテ急迫シテ居ル場合デモアリ、且又軍ノ作戰上ノ極メテ重要ナ活兵器ノ生産デアリマスカラ、御許シテ願ヒタイノデアリマス。先ツ牧野ノ開放モ馬産家ノ多年要望シタル點デアリマシテ、今日此ノ改正ニ依ツテ更ニ國民ノ希望ヲ滿タサントシテ居ルコトニ對シマシテハ、感謝ニ堪ヘナイ者デアリマス、併シナガラ牧野ノ改正ノ點ニ於キマシテモ、相當ノ疑問ヲ有シテ居ルノデアリ

マスガ、此ノ牧野法ノ改正ニ付テ思フ致シマス、同時ニ昨今ノ物價騰貴ノ情勢カラ、馬資源ニ如何ナル影響ガアルカト云フコトノ調査ガ、先ツ必要デアアルト思フデアリマス、今日ノヤウナ情勢ハ資源確保ハ到底出來ナイノデアリマシテ、馬ノ生産ニ從事シテ居ル者ハ經濟ヲ度外視シテ、愛馬ノ傳統的精神ト趣味ヲ持チマシテ、愛著心カラ是マデドウニカヤツテ來タノデアリマスガ、數年前ヨリ諸物價ノ暴騰ニ依リ、一面出征兵並ニ徵發馬等ニ依ツテ、農家經濟ハ困難窮迫ヲ告ゲテ來タノデアリマス、併シテガラ此ノ時局ニ鑑ミマシテ、軍ノ活兵器ヲ生産スル農民ハ、一切ノ牧種ヲ擧ゲテ、馬生産ノ損失ヲ負擔致シマシテモ、現ニ資源確保ニ努メテ居ルモノデアリマス、軍馬ニ對シマシテ一例ヲ申上ゲルナラバ、馬ノ糶市場ニ於キマシテモ、市場價格ハ牛馬商ニ購買サレル方ガ五圓、十圓高クアツテモ、安イ方ノ軍馬購買ヲ希望シテ、軍馬御用ノ聲ヲ聞クト同時ニ、恰モ出征兵ヲ送ルガ如キ觀ヲ呈シテ、拍手ヲ以テ之ヲ送ツテ居ルノデアリマス、又畜産組合ニ於テハ何時デモ申上ゲル通り、軍馬ヲ多數生産シテ部落ニハ國防優勝旗ヲ授與シ、又個人ニ對シマシテモ木杯等ヲ授與シテ、獎勵シ來ウタノデアリマス、斯ノ如キ狀況ハ今回ノ事變ニ

對スル軍需資材供給ノ何レカラ見マシテモ、農村ノ個有ノ美德ノ現レデアリマス、然ルニ昨年ヨリ本年ニ掛ケテノ諸物價ノ急激ナル暴騰ハ、物ニ依ツテハ倍カラ三倍、五倍ト云フ狀況デアリマシテ、農村ノ美德モ、馬資源モ破壊シツツアルト云フ點ハ、政府デハ今見逃シテハナラナイ狀況デアリマス、昨年日支事變ノ實績ニ鑑ミマシテ、種馬統制法並ニ軍馬資源保護法ノ二法案ヲ制定シテ、馬ノ方針ニ大改革ヲ來シタノデアリマスガ、此ノ改革ノ要點ハ、軍ノ要求スル所ハ低身廣軀、四肢強健ニシテ、負擔力、輕曳力ニ富ム馬ヲ要求シテ居ルノデアリマスガ、斯ウ云フ條件ノ馬ヲ生産スルニハ、十ハリ生産ノ技術ニ一定ノ條件ガアリマス、ソレデ先ツ最初カラ斯ウ云フ馬ヲ生産スベク配合ニ注意シナケレバナラスノデ、假ニ申上ゲテ見レバ、體高ノ高過ギル馬ニ對シテハ低イ馬ノ配合、低イ馬ニハ體高ノ高イ馬、或ハ又蹄ノ惡イ馬ニハ良蹄ノ馬ヲ、又乘馬生産ニ對シテハ歩様ニ注意シテ配合トカ云フコトデ、中々配合カラシテ相當ノ注意ヲ拂ハナケレバナラスノデアリマシテ、隨テ種牡馬ノ選擇ト其ノ配給ニ重點ヲ置カナケレバ、今度ノ要求スル馬ト、此ノ法ノ目的ニ達スルコトハ出來ヌノデアリマス、又次ニ我國ノヤウニ牧野ガマダ不完全ナ所デハ、軍ノ

第七十五回帝國議會 院 昭和十二年法律第九十號中改正法律 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十七回

會議

昭和十五年三月十五日(金曜日)午前十時二、十六分開議

- 出席委員 左ノ如シ
- 委員長 小林 絹治君
- 理事 深澤 吉平君 理事 坪山 徳彌君
- 理事 森 幸太郎君
- 高田 耘平君 今成留之助君
- 小笠原八十美君 河野 一郎君
- 須永 好君 小野 謙一君
- 平野 一郎君
- 出席政府委員 左ノ如シ
- 農林省畜産局長 岸 良一君
- 馬政局長官 村上富士太郎君
- 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者 左ノ如シ
- 陸軍騎兵中佐 福富 伴藏君
- 本日ノ會議ニ上リタル議案 左ノ如シ
- 裝飾師法案(政府提出、貴族院送付)
- 家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
- 牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
- 獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)
- 小林委員長 開會致シマス——坪山君
- 坪山委員 私或ハ發言ノ順序ニナツテ居

ラナイカモ知レマセガ、便宜上此ノ際ニ御尋ラシテ置イテ、後テ適當ナ機會ニ御答辯ヲ願フ方ガ好都合ト考ヘマスカラ、此ノ際質問タケテ致シテ置キマス、或ハ此ノ質問ハ陸軍大臣、拓務大臣或ハ興亞院、農林大臣等ノ關係ニ屬スルノダト思ヒマスガ、其ノ何レガ陸軍大臣、何レガ拓務大臣ト云フコトガハツキリシマセヌカラ、ドウカ政府ノ方デ然ルベク御答辯願ヒタイト思ヒマス、先ツ最初ニ御尋シタイノハ、元來陸軍デノ人事デアリマスガ、或ハ勲員計畫ノ上ニ、或ハ人事ノ上ニ、或ハ職制ノ上ニ於テ、馬關係ノ職員將校ト云フヤウナモノヲ今日マデ輕ク見テ居ツタウナ傾向ガアルト思フノデアリマス、例ハ軍馬補充部ノ職員ナドデ、殊ニ其ノ當ヲ得ズ、弊害ノ甚シイモノハ、戰時ニ於テ軍馬ノ徵發官ニ其ノ人ヲ得ナイト云フコトデアリマス、申上グルマデモナク、勲員ガ下令ニナリマシテ、軍馬ヲ徵發スル場合ニハ徵發官ガ出來マシテ、サウシテ民間ノ馬ヲ調査シテ評價ヲスル、其ノ評價ニ對シテハ、一言半句ヲ言ハズシテ馬ヲ持ツテ居ル者ハ喜ンデ御國ノ爲ニ出サナケレバナラスノデアリマス、勿論出スコトニ於テハ何等厭フモノデアリマセスガ、其ノ評價ハ公衆ノ面前デアルノデアリマシテ、若シモ甚シク不公平ナコトガアリマス、ソレガ爲ニ國民ノ不平、不滿自ラソコニ起ルノデアリマシテ、當日頃カラ適材適所、斯ウ云フ職ニ當ル者ニ特ニ重點主義ヲ置カナケレバナラスト思フノデアリマス、勿論第一線ニ立ツ將校モ其ノ人ヲ得ナケレバナリマセヌケレドモ、直接民間ニ接スル所ノ將校ニ於キマシテモ、特ニ重點ヲ置カレタイ、軍馬補充部ノ將校ニナツタラト云ツテ、五年モ十年モ其處ニ居坐リサセルコトナク、廣ク馬ニ對シテハ知識ヲ與ヘ、サウシテ一旦有事ノ際ニハ、ヤハリ其ノ人ヲ得ルト云フコトニ重點ヲ置カナケレバナラスト思フノデアリマスガ、之ニ對シテ陸軍大臣ノ御所見ハドウデアルカ、是ガ第一點デアリマス

第二ハ今回ノ支那事變ニ於キマシテ、作戰區域内ニ於ケル支那馬ノ利用ノ概況、當然相當利用サレテ居ルト思フノデアリマスガ、此ノ支那馬ノ利用ノ概況ヲ承リタイ、ソレニ附加ヘテ我國ノ軍馬ノ損傷ノ大要、相當ノ損害ガアツタト思フ、或ハ數字ヲ的確ニ申スコトガ出來ナケレバ、其ノ概要ガケテ結構ダト思ヒマス、相當損傷ガアツタト思フガ、此ノ概要ヲ承リタイ、ソレニ附加ヘテ今回ノ事變ニ於ケル軍馬トシテノ缺點、短所、ソレガ發見出來レバ自ラソレニ對シテ、此ノ際特ニ改良留意シナケレバナラス

諸點ガアラウト思フ、ソレヲ承リタイ

其ノ次ニハ今更申上ゲルマデモナク、軍馬ガ今回ノ事變ニ非常ナ働ヲ爲シテ居ルコトハ、多言ヲ要シナイノデアリマシテ、是等ノ働ニ對シテ軍ハ軍獨自ノ立場カラ、是等ノ軍馬ヲ慰メ、或ハ不幸ニシテ斃死ヲサレ、或ハ戰死サレタ軍馬ノ英靈ヲ永久ニ慰ムル爲メ、馬魂碑ノヤウナモノヲ建立スル必要ハナイカ、或ハ軍馬祭ノ施行ト云フヤウナモノヲ、軍ハ軍トシテ考ヘル必要ハナイカ、其ノ反面ニハ軍馬ニ對スル國民ノ認識ヲ新ニスル、感謝ノ念ヲ起サセル必要ガナイカ、是ガ第三デアリマス

次ハ滿洲移植馬ノ成績デス、昨年カラ滿洲移植馬ヲ相當出サレテ居リマスガ、色々話ヲ聞クト、或ル府縣ニ依ツテハ隨分如何ハシイモノヲ出シテ、途中デ斃レタ、向フヘ持ツテ行ツテモ受取ル人ガナカツタリ、或ハ年齢ヲ胡魔化シタトカ、色々忌ハシイコトヲ私ハ聴イテ居リマスガ、滿洲移植馬ノ成績ニ付テ伺ヒタイ、ソレニ附加ヘテ滿洲馬政ノ現況及ビ將來性、現在ドノ程度ニ滿洲國ノ馬政ハナツテ居ルカ、將來ドノ點マデ發展スルモノデアルカ、是ガヤハリ内地ノ馬政ニ影響スルノデアアル、ソレニ附加ヘテ滿洲國ノ馬ニ關スル首腦部ノ更迭等ニ依ツテ、今日マデ多少馬政ノ上ニ變革ヲ來

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十七回 昭和十五年三月十五日

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

○坪山委員 簡單な馬ニ對スル知識、所謂馬學ノ普及ト云ヒマセウカ、之ニモウ少シ

家デ飼ツテ居ル馬ガ熱ガアルカドウカト云フコトモ分ラナイ、體温計デ計ツテ見テ初

トニテハ隨分廣イ場所ガ要ル、此ノ鍛鍊場ノ場所ノナイコトニ非常ニ困ツテ居リマ

フベキコトニナリマセウカ、或ハ他ノ方法デ取扱フコトニナリマセウカ

第七十五回帝國議會 昭和十二年法律第九十號中改正法律 案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第十八回

會 議 昭和十五年三月十七日(日曜日)午前十時二十七分開始

出席委員左ノ如シ 委員長 小林 絹治君 理事伊藤 五郎君 理事深澤 吉平君 理事坪山 德彌君 理事中田 儀直君 高田 耘平君 土田 莊助君 松尾 四郎君 小笠原八十美君 小中 清一君 野瀨 勝君 三月十五日委員森田幸太郎君、坂下仙一郎君及土屋寬君辭任ニ付其ノ補闕トシテ中田儀直君山本榮吉君及伊藤五郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ 同月十七日委員今成留之助君、岡野龍一君及須永好君辭任ニ付其ノ補闕トシテ松尾四郎君、長野綱良君及野瀨勝君ヲ議長ニ於テ選定セリ 三月十七日理事土屋寬君、同森幸太郎君ノ補闕トシテ伊藤五郎君及中田儀直君理事ニ當選セリ 三月十五日木炭需給調節特別會計法案(政府提出)及日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ 農林大臣 島田 俊雄君 拓務大臣 小磯 國昭君 出席政府委員左ノ如シ 興亞院部長 日高信六郎君 大藏政務次官 木村 正義君 陸軍少將 武藤 章君 陸軍主計大佐 森田 親三君 農林政務次官 岡田喜久治君 農林省山林局長 田中 長茂君 農林省畜産局長 岸 良一君 馬政局長官 村上富士太郎君 馬政局事務官 三須 武男君 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ 陸軍騎兵中佐 福富伴藏君 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ 裝飾師法案(政府提出、貴族院送付) 家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付) 木炭需給調節特別會計法案(政府提出)

日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出) ○小林委員長 開會致シマス森幸太郎君、土屋寬君ハ委員ヲ辭任セラレマシタ、ソレデ理事ノ補缺選舉ヲ行ハネバナリマセス、前例ニ依リマシテ委員長カラ指名致シタイト存ジマスガ、御異議アリマセヌカ (異議ナシト呼フ者アリ) ○小林委員長 ソレデハ中田儀直君、伊藤五郎君ヲ指名致シマス、木炭需給調節特別會計法案、日本瓦斯用木炭株式會社法案ニ付テ政府ノ説明ヲ願ヒマス——木村政務次官 ○木村政府委員 當委員會ニ付託ニ相成リマシタ木炭需給調節特別會計法案提出ノ理由ハ、本會議ニ於テモ申上ゲマシタ通りデアリマシテ、現下ニ於ケル木炭需給ノ實情ニ鑑ミ、政府ニ於テ木炭ノ買入、賣渡又ハ貯藏ヲ行ヒ、以テ木炭ノ需給ノ調節ヲ圖ルコトト致シマシタ所、之ニ關スル歳入歳出ハ一般會計ト區分シテ經理スルヲ適當ト認メマシテ、特別會計設置ニ關スル本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、何卒御賛成ヲ願ヒマス ○島田國務大臣 本委員會ニ併託ニナツテ居リマス日本瓦斯用木炭株式會社法案ノ提

付託議案審査終了ノモノヲ除ク) 裝飾師法案(政府提出、貴族院送付)(第六〇號) 家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八五號) 獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)(第九三號) 木炭需給調節特別會計法案(政府提出)(第一〇五號) 日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)(第一〇六號) (二七三)

案ノ理由ヲ申述ベタイト存ジマス、本法案ノ提案ノ理由ニ付キマシテハ、本會議ニ於キマシテ之ヲ申述ベタ次第アリマスガ、茲ニハ聊カ其ノ内容ニ付テ説明ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス 日本瓦斯用木炭株式會社ハ、瓦斯用薪炭ノ供給ヲ確保スル爲、必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社デアリマシテ、其ノ資本ハ之ヲ一千万圓トシ、瓦斯用薪炭ノ生産者及ビ消費者ノ兩方面カラ之ニ出資スルヤウニ取計ヲコトニナツテ居リマス、本會社ハ其ノ事業ト致シマシテ、瓦斯用薪炭ノ買入及ビ販賣、瓦斯用薪炭ノ生産ニ必要ナル原木ノ供給、其ノ他瓦斯用木炭ノ包装材料ノ配給等ノ附帶事業ヲ營ムモノデアリマス、而シテ政府ハ本會社ノ事業ノ經營ノ困難ナル點、竝ニ其ノ事業ノ運轉ガ交通運輸ニ至大ナル關係ヲ有スル點等ニ鑑ミマシテ、第五營業年度ニ至リマスマデ、每營業年度ニ於テ拂込ミタル資本金ノ年四分ニ相當スル金額ヲ限度ト致シマシテ、配當ノ保證ヲ爲スコトトシ、其ノ事業經營ノ助長方策ヲ講スル反面、本會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併解散ノ決議、其ノ他重要事項ニ付キ認可ヲ受ケシメ、瓦斯用薪炭ノ

ノ畜産ノ實情ハ相當ナ進展ヲ致シマシテ、今日ノ發達ヲ來シテ居ルノデアリマス。今日ノ發達ニ於テハ、政府ガ幾多ノ畜産ニ補助ヲ致シテ結果ト致シマシテ、今日ノ發達ヲ致シテ居ルノデアリマス。...

以上ガ日本瓦斯用木炭株式會社法案ノ内容ノ大要デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アラントテ希望致シマス。...

○土田委員 只今ノ御答辯ニ依リマシテ、政府ノ所信ノ在ル所ガ明瞭致シテ次第デアリマス、ドウゾ一日モ早ク此ノ混牧林ノ設置ニ對シマシテ、當局ニ於テカレマシテハ十分力ヲ注イテ戴キタイト云フコトヲ、希望致スノデアリマス。...

○島田國務大臣 山林局ノ機構ヲ改革スルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、十分研究ヲシテ見マス、尙ホ只今土田君ノ御意見ニ對シテ思ヒマス、其ノ點ヲ十分御諒解ノ上ニ、成ベク質疑ヲ簡略ニササテ戴キタイト思ヒマス。...

○島田國務大臣 只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、是ハ現在ノ畜産組合法ニ依リマシテ、大體郡單位ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ地方ノ事情又ハ實際ノ關係等カラ致シマシテ、只今御質問ノヤウナ、或ハソレヲ更ニ分割スル、又ハ從來縣單位、縣一團デ一ツノ組合ヲ以テヤウテ居ルト云フヤウナ事情ノモノ等ニ付キマシテハ、是ハ各々其ノ實情ニ依リマシテ、十分研究調査ヲ致シマシテ上デ、事實ニ適合スルヤウナリ方ヲ行クベキ途ニ絶無デアリマセヌノデ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、實際ノ事情ヲ能ク調ベマシテ、其ノ上テ適當ナル處置ヲスルヤウニ、是ハ

考致スト云フ、非常ニ御親切ナル答辯ヲ承リマシテ、感激致シテ居ルノデアリマスガ、只今牧野ノ御答辯ヲ見マスト百六十万町歩デアリマシテ、ドウシテモ四百萬頭ノ牛馬並ニ其ノ他家畜ノ資源ヲ養フノニハ、相當至難ノ狀況ニアラノデアリマスカラ、ヤハリ此ノ牧野法ニ附帯致シマシテ、將來混牧林モ政府ガ之ヲ計畫致シマシテ、サウ云フ際ニ於テキマシテハ、此ノ家畜ノ生産資源ナルベキ所ノ地帯ノ面積ガ増加スルノデアリマスカラ、完全ナル日本ノ畜産振興ノ上ニ於テキマシテ、非常ニ大ナル結果ヲ齎スモノト私共ハ信ズルノデアリマス、仍テ此ノ混牧林ニ對シマシテハ、只今山林局ノ管轄ト相成ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ混牧林ヲ眞ニ合理的ニ設置ヲ致スト云フ場合ニ於テキマシテハ、之ヲ山林局ノ管轄内ニ於テ、混牧林ヲ設置致スト云フ御考デアリカドウカト云フコトヲ承リタイトデアリマス、サウシテ山林局ヲ林野局ト致シマシテ、更ニ現在ノ山林局ノ機構ヲ擴大致ス御意思アリヤドウカト云フコトヲ、簡單ニ御同致シタイトデアリマス。...

○島田國務大臣 山林局ノ機構ヲ改革スルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、十分研究ヲシテ見マス、尙ホ只今土田君ノ御意見ニ對シテ思ヒマス、其ノ點ヲ十分御諒解ノ上ニ、成ベク質疑ヲ簡略ニササテ戴キタイト思ヒマス。...

○土田委員 只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、是ハ現在ノ畜産組合法ニ依リマシテ、大體郡單位ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ地方ノ事情又ハ實際ノ關係等カラ致シマシテ、只今御質問ノヤウナ、或ハソレヲ更ニ分割スル、又ハ從來縣單位、縣一團デ一ツノ組合ヲ以テヤウテ居ルト云フヤウナ事情ノモノ等ニ付キマシテハ、是ハ各々其ノ實情ニ依リマシテ、十分研究調査ヲ致シマシテ上デ、事實ニ適合スルヤウナリ方ヲ行クベキ途ニ絶無デアリマセヌノデ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、實際ノ事情ヲ能ク調ベマシテ、其ノ上テ適當ナル處置ヲスルヤウニ、是ハ

地方長官ノ權限ニ大體屬シテ居ルコトデアリマス。...

○島田國務大臣 只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、是ハ現在ノ畜産組合法ニ依リマシテ、大體郡單位ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ地方ノ事情又ハ實際ノ關係等カラ致シマシテ、只今御質問ノヤウナ、或ハソレヲ更ニ分割スル、又ハ從來縣單位、縣一團デ一ツノ組合ヲ以テヤウテ居ルト云フヤウナ事情ノモノ等ニ付キマシテハ、是ハ各々其ノ實情ニ依リマシテ、十分研究調査ヲ致シマシテ上デ、事實ニ適合スルヤウナリ方ヲ行クベキ途ニ絶無デアリマセヌノデ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、實際ノ事情ヲ能ク調ベマシテ、其ノ上テ適當ナル處置ヲスルヤウニ、是ハ

○島田國務大臣 只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、是ハ現在ノ畜産組合法ニ依リマシテ、大體郡單位ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ地方ノ事情又ハ實際ノ關係等カラ致シマシテ、只今御質問ノヤウナ、或ハソレヲ更ニ分割スル、又ハ從來縣單位、縣一團デ一ツノ組合ヲ以テヤウテ居ルト云フヤウナ事情ノモノ等ニ付キマシテハ、是ハ各々其ノ實情ニ依リマシテ、十分研究調査ヲ致シマシテ上デ、事實ニ適合スルヤウナリ方ヲ行クベキ途ニ絶無デアリマセヌノデ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、實際ノ事情ヲ能ク調ベマシテ、其ノ上テ適當ナル處置ヲスルヤウニ、是ハ

○島田國務大臣 只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、是ハ現在ノ畜産組合法ニ依リマシテ、大體郡單位ト云フ風ニナツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ地方ノ事情又ハ實際ノ關係等カラ致シマシテ、只今御質問ノヤウナ、或ハソレヲ更ニ分割スル、又ハ從來縣單位、縣一團デ一ツノ組合ヲ以テヤウテ居ルト云フヤウナ事情ノモノ等ニ付キマシテハ、是ハ各々其ノ實情ニ依リマシテ、十分研究調査ヲ致シマシテ上デ、事實ニ適合スルヤウナリ方ヲ行クベキ途ニ絶無デアリマセヌノデ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、實際ノ事情ヲ能ク調ベマシテ、其ノ上テ適當ナル處置ヲスルヤウニ、是ハ

○土田委員 只今大臣ノ御答辯ニ依ツテ、政府ノ畜産業者ニ對スル誠意ノ點ハ、私共ハ首肯致シタリ。然レモ、地方長官ノ合併ト分割ト對シマシテハ、地方長官ノ監督權モ及ボスコトハ出來ヌ、又地方長官ガ之ヲ考慮スルコトモ出來ナイ、之ヲ又地方長官ノ考ニ依ツテ、分割並ニ合併スルコトハ出來ヌ、畜産組合法第三十八條ノ二項ニ明記サレマシタリ。主務大臣限リニ於テ分割並ニ合併ガ爲シ得ル權能ガアルノデアリマス、地方長官ノ政府カラ第一監督トシテ命令ヲ受ケマシタリ。權限ニ關シテハ、直接業者對主務大臣ノ關係アルノデアリマス、此ノ合併分割ハ主務大臣ガ直接業者ニ對スル所ノ權限デアリ。地方長官ノ精神デアリ。地方長官ノ在リ許サナイ法律ノ精神デアリ。地方長官ノ若シモ地方長官ガ斯ウ云フ重大ナル權限ニ對シテ、其ノ權限行使ノ理由ノ根據ヲ致シテ、命令ヲ發スル場合ニ於キマシテハ、當業者ハ將來國務大臣ヲ頼ツテ、自己ノ計畫ヲ進メントスルニ際シマシテ、多大ナル

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 組合ノ組織ノ當初ニ際シマシテハ、地方長官ハ認可スル權能ガアルノデアリマス、併シナガラ一旦認可ヲ受ケテ設立サレタ組合ニ對シマシテ、其ノ合併、併合ハ地方長官ノ權限デアリ。地方長官ノ權限ニ對シマシテハ、仍テ認可ヲ受ケテ出來タ組合ニ對シマシテ合併又ハ併合スルコト云フ際ニハ、主務大臣ガ之ノ權限デアリ。地方長官ガ之ヲ認可シテ、地方長官ガ之ヲ認可シテ、此ノ既ニ認可ヲ受ケテ出來タ組合ノ權限ノ爲ニハ、地

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

○土田委員 只今ノ御質問ノ點ハ尙ホ研究致シマスガ、大體組合ノ合併トカ或ハ分割トカ會議ノ組合員ノ總會ノ決議等ニ依ツテ、之ヲ地方長官ガ認可ヲスル組織ニナツテ居ルノデアリマシテ、農林大臣トシテ主務大臣ト致シマシテハ三十八條ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、公益上必要ナル場合ト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ公益上必要ナルト云フ條件ガアルノデアリマス。此ノ點ニ付キマシテハ個々ノ場合ニ付テ十分調査ヲシテ、條項ニ當ル場合ニハ、此ノ監督權ノ發動ガアルト考ヘテ居リマスガ、事實ニ付テ十分調査ヲシテ見マセスト、概括的ニ申上ゲルコトハ出來マセスカラ、尙ホ研究ヲシテ見マス。

モノガ先ニ覽レタト云フコトノ實績ガアルノデアリマス...

タ方ノ中間種ヲ高價ニ買ツテ居ル、其ノ方ニバカリ選定ガ進シテ居ル...

○村上政府委員 只今ノ小笠原サンノ御話ハ、極メテ専門ノ御話デアリマシテ...

方針トシテハ、相當ニ牧野ヲ維持スル爲ニ指導員ヲ助成スル、或ハ派遣スル...

本ノ國土ニ於テドシテ開放モ恐ラクハ出来ハシマイト思フデアリマス...

シマシタラ駄目デハナイカト云フコト大變怒ツテ居ラレト云フガ、ソレハ山林局ガ貸シ放シガカイケナイ...

○三須政府委員 今度新ニ開放セラレル豫定ノ國有林野並ニ國有未開地ノ貸付...

○村上政府委員 分類シテ放牧スルト云フコトハ宜イコトト思ヒマスガ、ソレマデノ精密ナコトハ當分ハ實行困難...

ハヤカマシイコトヲ言フケレドモ、養蚕ト大麥ノ區別モ分ラナイ...

○村上政府委員 牧野ノ指導ニ當ル者ハ、農林省ト致シマシテハ馬政局ノ馬事課ニ於テ之ヲ指導スル...

○小笠原委員 先刻申上ゲタ中ニ牛馬ノ混合放牧ニ對スル對策ト、又馬ニ對シテモ...

○村上政府委員 北海道バカリニ限定シテ居リマセス、内地東北地方、九州地方等ニモ考ヘテ居リマス...

所見ヲ御聽シタイノデアリマスガ、北海道ニ於キマシテハ國有未開地處分ガ、明治三十年四月一日以前ノ所有ニ歸シタマフマデ...

○村上政府委員 是ハ一應明治三十年ト致シテ居リマスガ、今申上ゲマシタウニ、今後研究致シマシテ、之ヲ明治五年ト致シ...

○深澤委員 非常ニハツキリシテ來マシタ、今一應諒イヤウデアリマスガ、私ハ北海道ニ居リマシテ、能ク實情ニ通ジテ居リ...

モ、或ハ又其ノ土地ニ對シテ施業スル場合ニ於テ支障ガ出テ來ル、ダカラ現實ニ牧野ヲ經營スルニ適當ナ土地ニ對シテハ、明治三十年ト云フ年限ヲ切ラズニ、能ク事情ヲ御調査ニナリマシテ、明治五年可ナリ...

○村上政府委員 其ノ點ハ北海道ト同様デゴザイマス、唯内地ハ御承知ノ通り土地ガ狹イ爲ニ、大體利用セラレテ居リマシテ、之ニ適應スベキ所ガ北海道ニ比シマシテ遙ニ少イと思ヒマス...

○深澤委員 今度ハ牛馬ト一緒ニ一ツ御伺シマスガ、牛馬一頭ノ放牧地積ノ御見込ハ、ドレ位ヲ必要トスル御見込デアラカト云フコトヲ御伺致シマス...

リ茲デ申上ゲル譯ニハ行キマセズ、唯一ツノ假定ヲ設ケテ申シマスレバ、先づ百十五貫位ノ馬ヲ百二十日放牧スルト假定致シマシテ、其處ノ牧野ガ割合ニ草ガ良クナイ、一町歩千貫位ノ採草量デアルト致シマスレバ、馬一頭ニ當ツテ二町八反要リマス...

○村上政府委員 是ハ一部種馬牧場等ニ於テ研究シテ居リマスガ、遺憾ナガラマダ全國的ニ研究シタコトハゴザイマセズ...

○深澤委員 放牧地ニ於ケル野草ノ状態ト、馬體トノ關係ニ付テ一寸御伺シマス、其ノ地方ニ於ケル野草ノ發生状態、其ノ上ニ放牧シタ馬ノ體ニ及ボシタ影響、ソレヲ一寸御伺シタイ...

キマシテモ、石灰質ノ多イ所ハ非常ニ馬ノ爲ニハ宜シイノデアリマシテ、サウ云フ所モ相當アリマス、ソレカラ其ノ上ニ生エテ居リマス野草ノ關係ヲ申シマス、萱、茅草ト云フヤウナモノハ、酸性質ノ土壤ノ所ニ生エテ居ル、野草ノ上カラ言ヒマシテ、萱科植物ト云フヤウナモノハ非常ニ馬モ好キマシテ、又非常ニ良イノデアリマス...

○村上政府委員 簡單ニ申上ゲマス、歐羅巴地方ニ於キマシテハ御承知ノ通りニ、アルプスノ中心トシマス、所ノ地方ガ牧野地帯ト云フコトニナツテ居リマス、アル...

○深澤委員 佛蘭西ヤ白耳義、英國邊リニ於ケル中間種ノルマン種、サウ云フ地ニ於ケル土性ト、我が帝國ニ於ケル放牧セントスル所ノ土性ノ相違點ノ研究御調ノ結果ヲ御聽キシタイと思ヒマス...

○深澤委員 非常ニハツキリシテ來マシタ、今一應諒イヤウデアリマスガ、私ハ北海道ニ居リマシテ、能ク實情ニ通ジテ居リマスノデ、茲ニ私ノ狙イ所ガアルコトヲ申上ゲテ置キマスガ、現在此ノ事業ヲ行フ上ニ於テ支障ガアツテハナラス、國家ノ要求ヲ完全ニ果シテ行キタイト云フ見地カラ、年月ト云フ所謂有限ノ年限ニ於テ施業ヲサレテハ困ル、收用法ヲハツキリ使フコト...

○村上政府委員 馬ノ改良ニ從事致シマシタノハ明治三十九年、日露戰爭ノ結果ニ基キマシテ馬産ニ力ヲ入レルコトニナツタ譯デアリマス、是ハ深澤君ノ御承知ノ通りニ、日本ニ於ケル馬ノ資質ハ其ノ後著シク向上致シテ參リマシタ次第デアリマス、唯馬産ニ關スル所ノ經驗ハ、之ヲ歐羅巴諸國ニ比シテ見マスト遙ニ短期間デアリマスノデ、尙ホ現在ニ於テハ遺憾ナガラ英吉利、佛蘭西ト云フヤウナ所ト其ノ資質ニ於テ稍劣ル所モアラウト思ヒマスガ、併シテナガラ吾々ノ意氣込ハ、日本ノ軍ニ適スル所ノ適格馬ハ日本ニ於テ一番良イモノヲ作ラナケレバナラナイ、又左様ナ馬ガ軍馬トシテハ最モ優秀ナモノニ致サウ、斯ウ云フ心組デ實行シヨウト思ツテ居リマス、尙ホ科學的ノ調査ガマダナイト云フコトハ是ハ洵ニ私共ノ遺憾ノ點デアリマシテ、此ノ點ニ付テハ十分ニ御叱リヲ受ケナケレバナラヌト思ヒマ...

○深澤委員 御説ハ能ク分リマシタガ、千葉縣ニ於ケル畜産試驗場ノ施設ヲ昨年拜見致シマシタ、アレニ對シマシテ飼料土性、種畜方面ノ研究ヲシタイケレドモ經費ガナイト云フコトデアリマス、農林省ニ言ウテモ費用ヲ與レナイト申シテ居ツタ、サウシマス、只今仰セラレタ所ノ御意見ト、試驗場デ言フコトト御話ガ合ハナイデアリマセスカ、是ハドウ云フ譯デアラカ、今一度御説明ヲ願ヒマス...

○深澤委員 御説ハ能ク分リマシタガ、千葉縣ニ於ケル畜産試驗場ノ施設ヲ昨年拜見致シマシタ、アレニ對シマシテ飼料土性、種畜方面ノ研究ヲシタイケレドモ經費ガナイト云フコトデアリマス、農林省ニ言ウテモ費用ヲ與レナイト申シテ居ツタ、サウシマス、只今仰セラレタ所ノ御意見ト、試驗場デ言フコトト御話ガ合ハナイデアリマセスカ、是ハドウ云フ譯デアラカ、今一度御説明ヲ願ヒマス...

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十八回 昭和十五年三月十七日

第六八類メテ現實ノ問題デアリマス木炭ノ小賣公定價格、即チ家庭用、ガソリンノ工業用ト區別サレマシテ、是ハ地方ニ依ツテ違フト思ヒマスカラ、東京ノ公定價格ヲ宜シクゴザイマス、而シテ其ノ公定價格ハドウ云フ所カラ算出サレテ居ルカト云フコトヲ詳細ニ伺ヒタイ、是モ青森縣ト栃木縣トデハ違ヒマスシ、所ニ依ツテ違ヒマスガ、私ニ一番能ク分ルノハ、栃木縣ノ炭デ、ソレガ東京ニ於テ樺方幾ラ、檜方幾ラト云フノガアリマスカラ、其ノ價格算出ノ基礎ヲ願ヒタイ

第七八、是ハドウモアナタノ方デモドウカ知ラヌガ、非常ニ間相場ガ多ク、其ノ間相場ノ狀況ヲ示シテ載キタイ(笑聲)マアアナタノ方デハ大體分ツテ居リマセウ

第八八、政府ガ配給セントスル十三都市ニ於ケル木炭賣業者ノ卸賣人、小賣人ノ數、是ハ要スルニ今度ノ法律ヲ施行シテ結果、是等ノ商人ニドウ云フ影響ガアルカト云フコトヲ知ル基礎ニナルモノデアリマス、以上八點ノ御調査ヲ願ヒマス

○松尾委員 私モ資料ヲ要求致シマス、私ハ今高田委員ノ仰ヤラレタ資料ニ足リナイ所ガアルノデソレヲ一ツ伺ヒタイ

第一八、製炭業者ノ數ヲ各府縣別ニ願ヒタイ、ソレカラ各府縣毎ノ産業組合ニ屬スル製炭業者ト同業組合ニ屬スル製炭業者、其ノ三ツニ分類シテ其ノ數ヲ調べテ載キタイ、ソレカラ、木炭會社ノ方ニ對スル資料トシテ

第一、木炭瓦斯發生機ノ種類ト其ノ製造者名、各製造者毎ニ書イテ載キタイ

第二、薪木瓦斯發生機ノ種類ト其ノ製造者名

第三八、各府縣毎ニ木炭瓦斯發生機、薪木瓦斯發生機ヲ現在取付ケテ居ル數及ビ使用シテ居ル數ヲ、各別ニ調べテ載ヒタイ

第四八、陸軍ニテ木炭瓦斯發生機並ニ薪木瓦斯發生機ヲ使用シテ居ラレル數ヲ、各別ニ調べテ載キタイ

第五八、ガソリン、木炭瓦斯、薪木瓦斯ノ各機毎ニ其ノ一臺ノ運行費用、一「キロ」當リドレダケ要スルカ、是ダケヲ私ハ要求致シマス

○坪山委員 私モ一ツ、本法ヲ施行シタ場合ニ政府デ目論シテ居ル薪炭ノ生産ノ各府縣別調、各府縣ニ大凡ドレダケ制當ヲ目論シテ居ルノカ、ソレニ關聯シテヤハリ消費ノ各府縣別ノ明細書ヲ御願致シマス

○野澤委員 各府縣ノ木炭ノ生産費ハ各、遠フト思フノデス、府縣ニ於テモ地方地方ニ依ツテ違フト思ヒマスガ、大體其ノ地方ニ綜合シテ平均「コスト」木炭ノ生産費、一貫目或ハ一依ナリノ生産費ノ平均價ヲ、各府縣別ニ御知ラセテ願ヒマス

○小林委員 他ニゴザイマセスカラ、ソレデハ本會ニ重要ナ法案ガ上ツテ居リマスカラ、之ヲ以テ散會ヲ致シマス

午後五時二分散會

(小笠原委員發言参照)

昨年ノ十月軍馬ノ要望スル馬ノ生産ノ目的トシテ低利資金ヲ政府ヨリ借用シテ候補種牝馬ヲ購入シタ、之ニ付テ其ノ經費ヲ計算スルト左ノ通りニナル

購買價格 年齡

五〇〇圓 二歳

是ハ願調ニ行ツテ四歳デ種付、五歳生産、六歳デ其仔ハ二歳トナリ市場ニ現レル、

粗飼料	計	八十三錢七厘五毛
野干草一貫匁		十七錢五厘
糞二貫匁		十二錢
乾牧草六百匁		二十四錢
青刈大豆一把		七錢
苜蓿一把		七錢
食鹽七匁		一錢七厘
合計		六十九錢二厘
濃厚飼料		
燕麥四升		八十五錢
大豆一升		十四錢
米糠一升		四十錢
稗五合		十二錢五厘
合計		一四六錢二厘五毛
粗飼料		
野干草	二貫匁	三十五錢
糞	二貫匁	十二錢
乾牧草	一貫匁	四十錢
青刈大豆	一把	七錢
糞	七匁	一錢七厘
合計		一四二錢七厘
濃厚飼料		
燕麥一升		二十一錢二厘五毛
大豆一升		四十錢
米糠一升		十二錢五厘
稗一升		十七錢五厘
合計		九十一錢二厘五毛
濃厚飼料		
燕麥一升		二十一錢二厘五毛
大豆一升		四十錢
米糠一升		十二錢五厘
稗一升		十七錢五厘
合計		九十一錢二厘五毛

二百七十圓ヲ要ス、十七歳迄ノ馬一代ト見テ生産馬ハ六七頭ト見ルハ普通デアリ、内牝馬モアルコトナレバ、軍馬ハ馬一代ニ一頭平均位ノモノデアリ、仍ツテ資源確保ニ對シテハ、適正價格トシテ平均少クトモ六七百圓ヲ見ルベキデアリ、殊ニ購買スルトシテモ七月ニ購買スベキ場所ト、十一月ニ購買スベキ所ニ於テハ、育成費ノ五六百圓ノ差等ヲ必要トスル

合計金共

一千七百五十二圓八錢二厘五毛

内譯金共

七十五圓

二歳

九十一圓七十七錢

三歳

五百六十五圓三十四錢二厘五毛

四、五、六歳

一千九百九十七錢

一箇年

三百三十九圓九十九錢

十箇年

三千三百九十九圓九十錢

合計

五千五百五十一圓九十八錢二厘五毛

收入ハ馬六頭生産スル、種牡馬候補一頭一、千五百圓、後ノ五頭三千圓(一頭六百圓)之等ノ育成費一頭一箇年二百七十圓ト見ル六頭デ一千八百二十圓ト見ル六頭八十圓親馬ヲ購買價格ニテ賣ラレト見レバ二千四百七十一圓九十八錢二厘五毛ト云フ計算ニナル、之等ハ馬ノ種類ニ依ツテ、多少ノ増減ガアル、軍馬ノ乘馬生産ヲ目標トスレバ餘リ間違ヒハナイ、尤モ今後ハ肥料價值ノ指導致ニ飼料ノ改善、馬ノ使役利用等ノ經濟化ヲ圖ラネバナラスコトハ勿論デアリ

斯ウナルト更ニ輕種又ハ種馬等ノ生産ト、種馬等ノ生産トノ方針ヲ、別ニ定メル必要ガアル、併シ今年ノヤウナ

急激ルナ諸物價ノ暴騰ニ依リ、適正ナラシムルニハ、之ガ對策トシテハ、先ヅ購買價格ニ思ヒ切ツタ吊上ゲヲナシ、之ガ適正ヲナラシメナケレバナラスノデアリ、一面使役地ニ對シテハ、購買ノ助成ヲシテ其ノ調和ヲ圖ラナケレバナラス、從來ハ農家ニハ餘リ良イ仕事ガ無カツタノデ、馬産ハ農家ノ片手間ニ副業的ニヤツタノデアツタガ、最近ハ地方ニモ軍需工業ダ、電氣事業ダト云フモノガ起ツテ、勞働力ガ高クナリ、奪合ツテ人夫ヲ募集スルヤウニナツタノデ、農民ノ諸物價暴騰ノ嵐ニ、算盤ヲ置クヤウニナリ、經濟的ニ目ザメルヤウニナツタ爲メ、馬産ニ大キナ影響ヲ與ヘルヤウニナツタノデアリ、之等ノ傾向ヲ放任シテ何時迄モ昔ノ百姓ノ積リテ馬産ヲ考ヘテ居タナラ、馬産計畫ハ忽チ狂ツテ來ルト云フコトヲ考ヘ願ヒタイト思フ

第七十五回帝國議會 院

昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)

委員會會議錄(速記)第十九回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク) 裝師法案(政府提出、貴族院送付)(第六〇號) 家畜傳染病預防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八五號) 牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八七號) 關スル法律案(政府提出、貴族院送付)(第九三號) 木炭需給調節特別會計法案(政府提出)(第一〇五號) 日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)(第一〇六號)

會議

昭和十五年三月十八日(月曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 小林 組治君
- 理事 伊藤 五郎君 理事 坪山 徳彌君
- 高田 松平君 土田 莊助君
- 山本 榮吉君 松尾 四郎君
- 助川 啓四郎君 小串 清一君
- 野溝 勝君

同日委員中田儀直君辭任ニ付其ノ補關トシテ淺井茂猪君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同日理事中田儀直君ノ補關トシテ淺井茂猪君理事ニ當選セリ

出席政府委員左ノ如シ

- 內務省計畫局長 松村 光磨君
- 專賣局長官 花田 政春君
- 農林參事官 松本 弘君
- 農林省山林局長 田中 長茂君
- 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

- 燃料局事務官 齋藤 大助君
- 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

木炭需給調節特別會計法案(政府提出)

日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

○小林委員長 開會致シマス—高田君

○高木委員 昨日資料ヲ要求シマシタケレドモ、尙ホ二ツ三ツ足ラヌノデス、ソレハ木炭需給特別會計ノ豫算ガアルグラウト思フノデス、デスカラ豫算ノ御提出ヲ願ヒマス、尙ホ日本瓦斯用木炭株式會社ノ企業ノ目論見、是ガアル管デス、之ヲ御願ヒマス、ソレカラ昭和十三年、十四年、是ハ曆年度デ結構デスガ、木炭ノ月別生産數、是ハ要スルニ今度暇ナ時ニ炭ヲ造ラシテソレヲ買フトカ云フノデスガ、ドウモ頗ル面倒ナ問題ノヤウニ思ヒマス、中々豫定ノ數ハ出來ナイト思ヒマスカラ今マデノ實例ヲ伺ツテ置キマス、次ニ伺フコトハ是ハ此處デ御答辯願ヒタイ、一億九千二百萬貫ヲ特別會計デ配給スルト云フノデアリマスガ、是ハ或ハ昨日アタリ大臣ガ説明シタカモ知レマセヌガ、全數量ノドノ位ノ割合ニナルノデスカ、而シテ全數量ハ何程デアルカ、其ノ他ニ工業用、瓦斯用ト云フモノヲ區別シテ昭和十五年ノ十三都市ニ配給スルモノガドウ云フ數字ニナツテ居ルノデスカ

年ノ木炭ノ生産數量ヲ大體目標ニシテ、平年ノ生産數量ト云フモノヲ六億五千萬貫トシテ居ルノデアリマス、其ノ六億五千萬貫ニ對シマシテ十五年度ノ生産數量ハ大體二億貫ヲ増産獎勵施設其ノ他指導等ニ依リマシテ、生産増加ヲシタイト云フ考デアルノデアリマス、而シテ其ノ中十四年度ノ推定ノ用途別ノ割合ハ、家庭用ガ七五%、瓦斯用ガ七%、ソレカラ工業用ガ一八%ト云フ用途別ノ見當デアリマス、十四年度ノ推定ノ用途別ノ大方ノ割合デアリマス、勿論非常ニ正確デハナイノデアリマスガ、大體サウ云フ見當デアルノデアリマス、而シテ今年度ノ政府ノ買上ゲル木炭ハ一億九千二百萬貫デアリマスガ、目標ト致シマシテハ十三大都市ヲ目標ト致シテ居ルノデアリマスケレドモ、實際ノ運用ト致シマシテハ、其ノ十三大都市ニ限ルト云フ譯デハナイノデアリマス、外ノ都市ニ於キマシテ其ノ縣ノ生産量デ供給シ得ナイヤウナ都市デ今年ノ冬ノ所謂炭ノ需要期ニ於キマシテ、炭ノ供給ガ非常ニ不足スルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、サウ云フ方面ニ對シマシテモ炭ノ供給ヲスルト云フ考ヘ方デアリマス、全體ノ數量ニ對シテ政府ガソレヲ管理ト謂

ヒマスカ、政府ノ力デ需給ノ關係ヲ支配スルト云フコトヲシナイカト云フ御意見デアリマスガ、實ハ吾々ト致シマシテハ、ソコマデ政府デ觸レル必要ハアルマイ、兎ニ角炭ノ足りナイ方面ニ對シテ炭ヲ流シテヤツテ、其ノ外ノ炭ハ從來ノ取引ニ依リマシテ需要供給ガ調整サレル、勿論其ノ需要供給ノ調整ニ付キマシテハ吾々府縣當局トモ協力シマシテ、需要供給ノ圓滑ヲ圖ルニハ圖リマスケレドモ、政府ト致シマシテハ其ノ需要供給ガ調整ガソレデモ旨タイカナイト云フヤウナ場合ノ不時ノ用意ト致シマシテ、政府トシテ買上ゲテ賣渡スト云フコトデ、今年ノ末カラ來年ノ冬ノ需要期ニ付キマシテハ十分出來ラウト考ヘテ居ルノデアリマス

○高田委員 一億九千二百萬貫ト云フノハ大體十三都市ニ配給スル爲ニ推定シタルデアラウト思ヒマスケレドモ、是ハ全量デナクテ、是等都市ノ消費ノ其ノ一部ノヤウニ伺ツテ居ル、サウスルト十三都市ノ總消費量ハ家庭用、工業用ヲ合セテ幾ラニナルカト云フコトヲ伺ツタノデス、尙ホ十四年度ノハツキリシタ數字ハ分ラナイデセウガ、十四年度ノ生産數量ガ七億九千萬貫ニ達シ

マスカドウカ

○田中政府委員 十三大都市ヲ政府ノ買上

○高田委員 一十ノ御話ノ十三都市ノ總

○田中政府委員 共ノ中一億二千萬貫ヲ引

○高田委員 サウスルト家庭用ハ二億四千

○田中政府委員 サウスルト

○高田委員 二億四千萬貫ノ中一億九千二

○田中政府委員 其ノ中需要期ニ於ケル數

○高田委員 此ノ一億九千二百万貫ノ中ニ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

○田中政府委員 計算上ハ入ツテ居ナイ譯

○高田委員 其ノ點ハ分リマシタ、ソコデ

任シテ置キバ薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○高田委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

○田中政府委員 薪ニモ相當流レル譯デアリマ

レモ出來ル範圍ニ止メナケレバナラスコトハ當然デアリマスガ、サウ云フ積リ居リマス。

○坪山委員 是ハ製炭夫ノ技術ニモ依リマセウガ、大體政府ノ目論シテ居ルノハ一日ノ賃銀ハドノ位ガ相當ト御考ニナツテ居リマセウカ。

○田中政府委員 賃銀ノ適正賃銀ト云フコトニナリマスト一寸答辯ニ苦シムノデアリマスガ、ドウシテモ最低二圓四五十錢カラ三圓位モナケレバドウモ工合ガ悪いと思ヒマスガ、併シ地方ニ依ツテハソレデモ中々難カシイヤウナ所モアリ得ルヤウデアリマスカラ、賃銀ダケテ製炭夫ヲ引止メルト云フコトハ中々困難ト思ヒマス、隨ヒマシテ色々ナ指導ナリ何ナリ致シマシテ、簡單ニ原本ノ供給ヲ得ラレトカ、或ハ技術ノ指導ヲ能クシテヤルトカ云フヤウナ金ニ換ヘラレナイヤウナ指導ヲモ加ヘテ、製炭夫ニ自分ノ村ナリ山ナリニ落付イテ貰フト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス。

○坪山委員 中々適當ナル製炭夫ヲ得ルコトハ極メテ困難ノデアリマス、現ニ私共多少自動車ニ關係シテ居ルノデ、山ヲ買ヒマシテ、サウシテ炭焼ヲサセテ居リマスガ現在ノ狀態デ一人炭燒ヲ見付ケテ來レバ、五十圓ヤルト云フコトヲ獎勵シテ居ツテサヘモ、中々適當ナ製炭夫ハ見付カラスヤウナ狀態デアリマス、是ハ實際本法ヲ施行スル場合ニ於テ餘程ノ助成、其ノ他ノ方法ヲ研究シナカツタラバ、寧ろ増産ドコロデハナイ、一方ニ於テハ減炭ヲスルノデハナカラウカト心配致スノデアリマス、特ニサウ云フ點ニ御留意ヲ願ヒタイト思ヒマス、次ニハ原本ノ問題デスガ、希望者ガアリマ

シテ、國有林ノ原本ヲ拂下ゲルヤウナ希望ガアツタ場合ニハ、尤モ場所ニモ依リマセウガ、出來ル限リ政府デモソレニ應ズル決心デアリマセウカ。

○田中政府委員 國有林ノ原本ヲ拂下ハ、御承知ノ通り山附ノ部落ノ人ニ對シテハ、從來カラノ慣行アリ、仕來リナリニ依リ緣故拂下ト云フモノガゴザイマス、ソレ以外ノモノハ一ツツシシ／＼申込シテ貰ツテ、消化スルヤウニ實ニ御願シタイノデアリマス、唯山奥ノ所ハ中々飛付イテ載ケナイノデ、其ノ點ガ多少悩ミデアリマスガ、國有林ハ不便ナ所ニ多イモノデスカラ、其ノ點ハ甚ダ遺憾デアリマスガ、出來ルダケ吾々ノ方トシテハ申込ガ多イコトヲ望シテ居ル譯デアリマス。

○坪山委員 其ノ拂下デスガ、實際金ヲ持ツテ居ル人ノ拂下ハ別問題デスガ、時ニ依ルト製炭夫致シマスノニ、或ハ三人ナリ五人ナリ組ンデ、サウシテ原本ヲ拂下ゲテ、ソコデ自分デ儲ケテ見タイト云フヤウナ希望者ガ相當アルダラウト思フノデスガ、サウ云フ人ハ實際ニ於テハ利益ハナイ、サウ云フ場合ニハドウ云フ風ニ取扱フノデスカ

○田中政府委員 實ハソレニ付テモ國有林ハ特ニ考ヘテ從來モ施設ヲシテ居リマス、先ツ原本ヲ拂下ゲテ、サウシテ賣上ゲテ以テ其ノ原本代ニ向ケルコトヲヤウナコトモヤウテ居リマスカラ、寧ろサウ云フ人ガアハ尙ホ結構デゴザイマス、其ノ點ハ營林課ノ方ニ於キマシテハ特別ニ指導ヲシテ居リマス、今後モスル答デアリマス。

○坪山委員 國有林ノ方ハソレ結構ダト思フノデスガ、他ニヤハリ民間ノ山林ヲ相手ニシテ、今日マデ製炭ヲ色々シタモノガ

相當多イト思フノデスガ、併シ中々原本ガ高イガ爲ニ、結局安イ炭ハ出來ナイ、引合ハナイト云フコトニナルノデスガ、斯ウ云フ原本ノ價格、又中々原本ヲ賣ツテ與レナイト云フヤウナ場合ニ對シテハ、何處ニハ、ドウ云フヤウニナツテ居リマスガ。

○田中政府委員 本年度ニ於キマシテモ、サウ云フ問題ガ増産計畫ノ遂行ニ伴ツテ起リマシタノデ、地方廳ニ於キマシテハ相當熱心ニ努力サレマシテ、中ニハ長官自ら森林所有者ノ方ニ是非一ツ原本ヲ出シテ貰ヒタイト云フヤウニ御依頼ニナツタ所モアリマス、又林業關係ノ指導員ガ、直接又ハ木炭検査員等ニ於キマシテ、直接俸給ヲスルヤウナコトヲヤウツタ所モアルヤウデアリマスガ、今後ニ於キマシテハ、先程カラ申上ゲマシタヤウニ極力ヤラナケレバナラスノデ、其ノ方面ニハ特ニ力ヲ盡シタイ、各地方ニ薪炭原本需給審査會ト云フヤウナモノヲ設置致シマシテ、計画的ナ原本ノ供給確保ト云フコト、及ビ適正價格ニ依リ取引ト云フヤウナコトニ付テ、出來ルダケ地方ノ協力は依ツテ指導シテ見タイト考ヘテ居リマス。

○坪山委員 今御話ニナツタ原本ノ審査會ト云フヤウナモノデスガ、ソレノ構成、内容ハドソナモノニナツテ居リマスカラ、ソレカラ此ノ權限ハドウナツテ居リマスカ

○田中政府委員 ソレハ各地方長官ノ監督ノ下ニ置キマシテ、森林所有者、木炭業者、民間ノ方々ノ御參加ニ依ツテ組織シタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、權限ハ地方長官ノ諸問ニ應ジテ、サウシテ計畫調査ヲ立デマシテ、ソレニ依ツテ地方長官、其ノ他ノ機關

ノ立木ノ狀態ヲ見テモ違ヒマス、私モ若イ時分ニ山買ヒヲシタコトガアリマスガ、其ノ山へ行ツテ色々見マシテモ非常ニ違フ、同ジヤウナモノモ自分で見込シテモ相當違フ、此ノ山ガ坪何ボアルカ、或ハ斯ウ云フ種類デドウト云フコトガ非常ニ違フノデアリマス、價格ノ問題ダカラは餘程所有者ノ方ハ是々、一方ハ是々、中々折レ合フベキモノデナカラウト思ヒマス、併シ出來ルダケヤハリ國家ノ政策ニ副フト云フコトハ結構ダト思フノデスガ、相當ノ困難ヲアルコトヲ忘レテハナラヌト思フノデアリマス、次ニハ現在ノヤウナ狀態ヲ行ツタラバ、大都會ノ謂ハバ集散都市ト言ヒマスカ、是ノ薪炭ノ消費量ト云フモノハ、年年餘程増大スルト思フノデスガ、今年ヨリモ來年ト云フヤウニ、進ンデ行カウト思フノデスガ、大體ノ見透シハドレ位ニ進ンデ行ク見込ニナリマセウカ、餘程進ムト思ヒマスガ……

○田中政府委員 御話ノヤウニ先ツ鑛工業用ノ木炭ノ需要増加、ソレカラ瓦斯用木炭ノ消費増加、ソレカラ一般家庭ニ於キマシテモ、農村ニ居タ勞働者ノ都會集中ニ因ル木炭ノ需要増加ト云フモノガアルト思ヒマス、サウ云フ關係カラ致シマシテ、ドウシテモ生産増加ヲシナケレバナラスト云フノデ、年年六億五千万貫、殊ニ六億五千万貫ト云フモノハ最近ノ數字デアリマスガ、其ノ數量以上ニ二億五千万貫ヲ計畫シテ居ル譯デアリマス、併シ石炭規正、瓦斯規正ノ結果ニ依リ増加ガアリマスカラ、中々需要ニ供給ガ應ジ切レナイト云フ狀態デアリマシヤナイカトモ思ヒマスガ、ソレニ付テハ場合ニ依リマシテハ大口需要ノ方面ノ消

費節約ナリ何ナリヲシテ較ト云フ場合モ、或ハアルカモ知レナイト思フテ居リマスガ、サウ云フヤウナ關係ニアルノデアリマス。

○坪山委員 今度一貫目五十錢カデ大體買ハレルヤウデスガ、隨テ五十錢デ買フト云フコトニナルト、此ノ前後デ公定價格ガ決マルト云フコトニナルト思ヒマスガ、サウ云フ關係ハドウナリマセウカ

○田中政府委員 其ノ平均ノ買入價格、而モ市場ニ於ケル買入價格デアリマスガ、是ハ現在ノ公定價格ノ範圍内ニ於テ買上ゲルト云フ考デアアル譯デアリマス、地方ニ於キマシテハ地方ノ貨車乘セノ公定價格ヲ標準ニシテ買上ゲル、中央ノ市場ニ於キマシテハ中央ノ市場ニ於ケル公定價格ヲ標準ニシテ買上ゲル、斯ウ云フ考ヘテデアリマス

○坪山委員 サウ云フ算盤上ノコトデスガ、若シ今マデノ製炭業者、或ハ問屋ト云ヒマセウカ、斯ウ云フモノガ賣リタナナト云フヤウナ場合ニハドウナリマセウカ

○田中政府委員 公定價格デ以テスレバ一億九千万貫ノ問題デアリマスカラ、ソレト、他方ニ於キマシテ、今朝モ申上ゲマシタガ、色々ナ増産獎勵ヲ致シマス關係カラ致シマシテ、強制力ヲ用ヒナタテモ買ヘルノデハナイカト考ヘテ居ルノデアリマス。

○坪山委員 供シ中々今マデ色々取引關係ヲ持ツテ居ツタリヌルノデ、サウ云フ方ニ當テ向ケテナケレバナラヌモノモアラウト思ヒマス、同ジ賣ルナラ今マデノ古い緣故ヲ持ツタ方ニ賣ラウト云フノデ、中々政府デ考ヘルヤウナ譯ニハ行カスト思ヒマス、買ヘルト云フ見込ハ餘程外レルト思ヒマスガ、供シ片方買ヘルト云フノニ片方買ヘナ

イト言ツテモ、ソレハ議論ニナリマスカラ、サウ云フコトハ此ノ程度デ止メマスガ、本法施行ノ結果、在來ノ製炭業者、詰リ地方ノ問屋ト云ヒマスガ、或ハ都會地ニ於ケル薪炭販賣業者、是等ニ及ボス影響ハドウ云フコトニナル御見込デスガ

○田中政府委員 政府ノ買入、賣拂ハ、從來ノ機構ヲ通ジテヤル考デアリマシテ、從來ノ機構ニ中止變更ヲ加ヘルト云フ考ヘテハ持ツテ居ナイニナラヌ、新シク機構ヲ考ヘテ買フト云フコトニナルト、餘計難シイノデアリマスカラ、從來ノ取引機構ニ依ツテ賣ツテ果レル方面カラ買フ、先程申上ゲマシタヤウニ、生産地方ニ於テハ、或ハ驛渡シナリ、或ハ都會附近ニ於キマシテハ貨車乘セデ以テ買フト云フ考テ、ソレカラ賣拂フ方ハ從來存スル如ク、小賣等ニ對シマシテ販賣シテ行ク、斯ウ云フ考デアリマス。

○高田委員 ソコガ疑問ナシダ、サウスルト此ノ法律ヲ見ルトは一依モ來ナクテモ仕方ガナイト云フヤウナ、強制力ガ少シモナイ、一依モ來ナイコトヲ想像シ得ルノデス、サウスルトコソナモノヲ作ツタ所デ、商人ノ方ガ賣ラナケレバ、アナタノ方デ機ヲ作ツテモ、何ニモナラヌト云フコトニナル、サウスルト強イ法律ニナツテ有ルノカ無イノカ分ラヌヤウニ思ハレルガ、假ニ商人ガ政府ニ賣ラナカツタ場合ノ罰則モナケレバ何モナイ、サウスルト商人ガ自由競争ニナツテシマツテ、何ニモナラヌ法律ニナルト思フノデアリマスガ、荷モ一億九千万貫買フトナカラ、買ヘナイ時ハ買フダケノ力ノアルモノデナケレバ兒童ニ類スルモノニナル、コソナモノナラバ有ツテモ無クテ

モ宜イ、政府ニ商人方賣ラナカツタラドウスルノデス、買ハナクテモ宜イノデスカ

○田中政府委員 御質問尤モダト思ヒマスガ、數量的ニ一億九千二百万貫デ、八億五千万貫ノ生産ガ出來トシマスカラ、其ノ一部デモアリマス、ソレカラ今朝程申上ゲマシタ公營製炭モ多少アリマスガ、ソレヲ皆買フ積リハアリマセウ、ソレハヤハリ消費縣デアリマスカラ、又ヤウテ欲シイト思ヒマスカラ、サウ云フ消費縣ノモノニ付キマシテハ、サウ買フ積リハアリマセウガ、サウ云フモノモアリマシテ、又從來ノ經驗カラ言ヒマシテ、サウ無理ヲシナクテ買ヘルノチヤナイカト云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス。

○伊藤委員 是ハ重要ナル問題デアリマス、吾々モ實ハ之ヲ一番先ニ此ノ法案ヲ見テ心配シタノデス、要スルニ斯ウナンデス、買上ノ請求ヲシテ應ジナイ場合ト云フノハ、公定價格ガ採算ニ合ハナイ場合、大體サウ云フ場合ニハ買上ニ應ジナイト思フノデス、ソレカラサウ云フ場合ニ罰則ヲ以テ之ヲ買上ゲルナラ別デスガ、サウ云フコトハ出來ナイト思フノデス、隨テ問題ノ要點ハ此ノ現在ノ低イ價格ヲ引上ゲテ、而シテ採算ノ合フヤウニ公定價格ヲ決定シテ、喜ンデ買上ニ應ズルヤウニスルニアラサレバ、此ノ法律案ヲ作ツテモ何等ノ效ガナイ、所謂死文ニナルト私ハ思フノデアリマス、是ハ吾々ノ非常ニ心配スル點デアリマスガ如何デアリマセウ。

○田中政府委員 其ノ點トウモ御心配尤モノヤウデアリマスガ、實ハ、一ツ落シマシタガ不審要期ヲ向ケテ買フト云フコトガ、

ヲ通ジテ其ノ決メラレタコトヲ實行スル、斯ウ云フコトニナラウト思ヒマス。

○坪山委員 ソレハ無論論問機關デスカラ、サウ云フコトヲ決メマスガ、當然強制權ハナイダラウト思フノデス、一方ガ買ラスト云フコトニナリマスカラ、ソレデオチヤンニナツテシマフト云フコトニナルノデアリマス、實際ノ効能ハナイノデハナイカト思ヒマスガ、ソレニ付テ御考ヲ伺ヒタイ。

○田中政府委員 御話ノ通りニ其實行方法トシテハ強制力ハナイ譯デアリマスガ、實ハ吾々ハ農山村ヲ通過シテ居ル方デアルカモ知レマセウガ、相當ノ指導ト、御依頼スレバ、ヤハリ純真ナ農山村ノ森林ノ所有者ノ方々ハ相當ヤハリ尊重ヲ受ケ居ルコトハ關係デ、出シテ較ケル、此ノ點ハ農山村ヲ通過シテ居ル一人デアルトモ時々思ヒマスレドモ、私ハ實ハサウ云フ方ノ指導デ以テ農山村ハ進ンデ行キタイ、ヨク／＼必要デアレバ森林法ノ發動ト云フコトモ理窟ヲ付ケレバ付ケラレヌコトモナイノデアリマスカレドモ、出來ルダケサウ云フコトヲセズニ、ヤハリ淳朴ナル山村ヲ信賴シテ指導シテ行キタイト、考ヘテ居ルノデアリマス。

○坪山委員 勿論農村ハ非常ニ憔悴デアリマスガ、併シ此ノ頃ハ中々サウバカリ行キマス、殊ニ經濟上ノ問題カラ大分苦シンデ居ツテ、一口ニ言フナラバドウモ都會ノ力持バカリハ出來ナイト云フ考ヲ持ツテ居ルモノガ相當多イ、會ヲ作りマシテモ實際ハ中々困難ダ、殊ニ此ノ一番相場ノ面倒ナ問題ハ、立木ノ算盤デアリマス、是ガ何石アルトカ云ツテモ、色々見ル人ノ目ニ依ツテ違フ、今日見タモノト明日見ルモノト、其

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀)應急措置ニ關スル件(一)委員會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

モウ一ツノ貿易イ理由デモアルノデアリマ
ス、山元カラ非常ニ閑等アルト云フヤウ
ナコトモ、サウ考ヘテ居ナイノト、ドウモ
移出數量ト云フモノハ、各縣ノ數量デア
リマスガ、相當多イ譯デアリマス、御承知
ノ通り多イデアリマス、其ノ中ノ一部ヲ買
ツテ行クト云フ譯デアリマス、極力買
ツテ買マストト、對シテ指導アルト云フコ
トト參リマス、一部ノ問題デアリマス
カラ、相當買ハルヲ考ヘテ居リマス
○伊藤委員 是ハ指カラ買間ガ出ルト思ヒ
マスカラ、餘リ長イコトハ申上ゲマセスガ、
要スルニ買シテ賣ル人ハナイト思ヒマス
カラ、一定ノ採算ノ合フ價格ニ公定ヲシテ
カウツナラバ、是ハ絶對ニ買ハ出ナイト云
フコトダケハ私ハ明カナ事實デアルト思フ
ノデス、其ノ場合、ドウシテモ現在ノ價位
ノ政府ノ買上ニ應ジナイト云フ場合ニハ
政府ハハハリ或ル程度ノ値上ヲシテ公定價
格ヲ決メル所ニ持ツテ行カケレバナラヌ
ト思フノデスガ、サウ云フ御用意ハアリマ
スカ

○田中政府委員 公定價格ノ變更ノ問題ハ
實ハ今ノ所、ソレヲ變更スル考ハ事務的ニ
ハ持ツテ居ナイデアリマス
○坪山委員 今ノ炭ノ買ヘル買ヘナイノ問
題デスガ、日本全國テ炭ヲ移出スル所ヲ檢
査シナイ府縣ガアリマセウカ
○田中政府委員 検査ヲシナイ縣ハ殆ドア
リマセス、無検査縣ト云フノハ大阪ノ沖繩、
ソレダケハナイカト思ヒマス、香川ガ最
近始メラレタヤウデスカラ、多分一府一縣
ダト思ヒマス
○坪山委員 ソコニ中々私ハ問題ガアルト
思ヒマス、殆ド全部ノ縣ガ検査ヲ施行シテ

居ル、政府ハドウシテ買ヒタイガ思フヤ
ウニ集ラス、其ノ場合ハハリ縣ノ其ノ途ノ
關係ノ方ニ脈ヲ通ジテ、何トナク検査ノ時
ニ壓迫シテ、政府ノ方ニ賣ラナケレバイカ
スチヤナイカト云フヤウニ、ドウモ民業ヲ
壓迫スルヤウナコトガアル、ナケレバ宜イ
ト思フノデスガ、餘程ソレガ心配トナルノ
デスガ、法律ニハナクモ都合惡イカラ下
ノ者ハ上ノ心ヲ讀ミ過ぎテ、無理ニ地方ノ
検査員ナドガ當業者ニ壓迫ヲ加ヘル、何デ
モ彼デモ賣レ、斯ウ云フヤウナ結果ニ陷ル
トハ心配ノ必要ハナイト考ヘマス、或ハ
集ラナケレバ集ラスデモ宜イト樂觀的態度
デアリマスカ
○田中政府委員 検査員ノ壓迫的ナ行動ハ
出來ルダケ避ケナケレバナラヌト考ヘマス
ガ、ソレハ考ヘル考ナイノ問題デアリ
マス
○高田委員 今ノ御答辯ノヤウナ御話デア
レバ、少しモ賣ラナイデモ構ハナイト云フ
コトニナル、是ハ全然規則ガアツテモ何ニ
モナラナイ、ソコデ斯ウ云フコトニナルト
思フ、府縣ノ移出許可制度ニ付テ、政府ニ
賣ル者ニハ先ニ許可スル、商賣人ニ賣ル者
ニハ賣ラセナイ、是ハ今現ニヤツテ居ル、
ソレデ府縣ノ知事ニ移出許可制度ヲ從業通
リ任セテ置ケバ、名ハ自由ダケレドモ何ニ
モナラヌ、ソコガ非常ニ問題デス、サウ云
フコトヲサセズニ全然政府ニ賣ラナケレバ
賣ラスデモ生産者ハ勝手ナラデスカラ、全
然自由ニ當局ハ商賣人ニ賣ラセマスカ
○田中政府委員 政府ニ賣ラナケレバ移出
ヲサセナイト云フヤウナコトヲサセリ

ハ今アリマセス
○坪山委員 勿論サウ云フコトハ表面カラ
アルベキコトデアリマセスガ、併シ事實
ニ依ルトトハ是ハ問題デス、獨リ是ハカリ
デハナイ、總テノモノニ、例ヘバ大麥ノ陸
軍供出ニ致シマシテモ、或ル點マデハ検査
ヲシナイ、サウシテ陸軍ニ出スヤウニシテ、
初メテソレダケノ依數ヲ検査シテヤルト云
フヤウナ、中々巧妙ナ壓迫方法ガアルノデ
ス、今山林局長モ立派ニ御言明ニナツタノ
デスカラ、ドウカ本法施行ノ際ニハサウ云
フコトノ必ズナイヤウニ、製炭業者ガ怨ミ
ヲ後ニ殘サヌヤウニシタ、此ノ點ニ付テ
ハ又大臣カラモ御言明ヲ得タイト思ヒマス、
ソレカラ今マデハ集メル方デスカ、今度幸
ニ炭ガ集ツト云フコトニシマス、消費
者ニ對スル手數料ハドウ云フコトニナリ
スカ
○田中政府委員 實ル時ノ手數料ハ費用ノ
範圍デスケレドモ、運賃トカ或ハ炭ガ埋レ
タ費用デアルトカ、倉庫保管料デアルトカ、
サウ云フモノガ手數料ニナル譯デアリマス、
ハ公定價格ヲ基準ニシテ賣ルノデアリマ
スカ
(委員長退席、伊藤委員代理署席)

○坪山委員 勿論五十錢デ、大體ソレヲ前
後トシテ買フノデス、運賃トカ其ノ他ノ倉
庫料トカ色々アリマセウカ、其ノ外ニハ全
ク一文モ取ラナイデ賣ルト云フコトニナリ
マセウカ
○田中政府委員 政府ハ其ノ費用以外ニハ
取ラス積リデアリマス、俗ニ儲ケルト云ヒ
マス、サウ云フモノハ取レマセスカラ、
ソレハ取りマセス
○坪山委員 サウスルト、ナハリ相當ノ係

員ナリ何ナリノ居ル社會カ何方出來ルト思
フノデスガ、是ニモ相當要スルト思ヒマス
ガ、ソレノ利益關係ハドウナリマセウカ
○田中政府委員 社會ノ方ハ實ハ社會ダケ
デ附フ譯デアリマス、ソレハ全然社會ノ費
用ヲ賄フコトニナリマス
○坪山委員 先程ハ製炭人夫ノ方ノ問題デ
色々御尋ヲシマシタガ、人夫ト同様ニ一
困難スルノハ山元カラ製炭シタモノヲ里
マデ出スコトニ付テノ困難デス、是モヤ
リ餘程御留意ナサラナイト、折角山元製
炭シマシテモ殆ド馬車ナドノ入ラス所ガ多
イ、サウ云フ點ニ付テ餘程對策ヲ講ジナカ
ワクナラバ、思フヤウニ搬出ハ出來ナイト
思ヒマスガ、此ノ點ニ對シテ御考ハゴ
イマスカ
○田中政府委員 小運送ト云ヒマスガ、小
運搬ト云ヒマスガ、ソレニ付テハ直接政府
ノ助成金ハ考ヘテ居リマセス、唯山ノ中
ニ於ケル雪ニ製炭設備ニ對スル補助トカ、簡
易ナ索道林道ト云ヒマスガ、サウ云フモノ
ニ對スル助成トカ云フモノハゴザイマス、
其ノ外ハ一般林道ノ問題デアリマス、
直接デアリマセス
○坪山委員 其ノ關係ハ是ダケデ、後ハ後ノ
機會ニ大臣ノ來ラレタ時ニ讓ラウト思ヒ
マス、次ニ代用燃料ニ付テ將來何方研究ス
キコトガ、必要ト考ヘルガ、代用燃料ノ研
究、ソレニ附加ヘテ窯ト云ヒマセウカ、燃
料器具ト云ヒマセウカ、サウ云フモノノ改
良等ニ付テ、特ニ助成スル御考ハアリマ
スカ、如何デスカ
○田中政府委員 木炭以外ノ代用燃料問題
ハ、商工省當局ノ方ガ適當ト思ヒマス、カ
ラ、委員長ノ御許シヲ得テ説明員ノ方カラ

御答シタイト思ヒマス
○齋藤説明員 代用燃料ト申シマシテモ、
大體私共ノ方デハ自動車、詰リ内燃機關ニ
使フ代用燃料ヲ狙ツテ居リマス、現在ノ所
デハ木炭ニ薪炭ヲ依リテ代用燃料ヲ、最
モ我國ノ國情ニ適シタモノト考ヘマシテ、
其ノ普及獎勵ヲ致シテ居ル譯デアリマスガ、
漸次天然瓦斯トカ、或ハアセチレン、瓦斯
トカ「コライト」瓦斯ノ利用ト云フヤウナ
モノモ、研究ヲ進メテ居ルヤウナ譯デアリ
マシテ、之ヲ利用スル自動車モ相當市中ニ
運行サレテ居ル状態デアリマス
○伊藤委員代理 一寸伺ヒマスガ、亞炭
乾燥ニ依リ「コライト」ヲ生産シテ、「コ
ライト」ヲ木炭代用燃料トスルコトガ非常ニ
必要ダト思ヒマス、只今デハ相當ノ研究ヲ
積ンデ其ノ實現ヲ圖リツツアリマスカドウ
カ
○齋藤説明員 亞炭「コライト」ハ石炭
ノ「コライト」ニ比ベマシテ、亞炭ノ持ツ
性質カラシマシテ灰分ガ多イトカ、或ハ硫
黄分ガ多イ、隨テ固定炭素ガ少イノデアリ
マシテ、實ノ所亞炭「コライト」ハ石炭ノ
「コライト」程自動車用トシテハ效能ガナ
イヤウニ思フノデアリマス、併シナガラ更
ニ瓦斯發生爐ノ改造、或ハ亞炭ノ「コライ
ト」製法方法ノ改良ニ依リマシテ、殊ニ東北
地方ニハ亞炭ガ深山アリマス、此ノ利
用ヲ圖ルコトハ非常ニ必要ナコトト考ヘ
マシテ、研究ヲ進メテ見タイト思ツテ居リ
マス
(伊藤委員代理退席、委員長著席)

○坪山委員 是ハ説明員ノ方ニハ適當カ
ト思ヒマス、若シサウデアレバ後御答ヲ
願ヘバ宜イト思フノデスガ、先程申上ゲ
通リ製炭人夫ノ同情スベキ生活状態カラ考
ヘマシテ、勞働ニ必要ナ製炭品ノ配給、殊
ニ山ニ入ルノデアリマスカラ地下足袋等ヲ
製炭業者ニ特配スル必要ガナイカドウカ、
是ハ後ノ機會ニ他ノ政府委員カラ結構デ
アリマス、ソレカラ是モ商工省關係デスガ、
製材用ノ鋸トカ對シテカ云フヤウナモノノ
鐵材ノ配給ニ對シテ御考ヲ承リタイ、是
モ後ノ機會ニ結構デアリマス、委員長
ニ於テ特別ニ取ツテ裁キタイト思ヒマス
○田中政府委員 今ノ問題ハ農林省、商工
省兩方關係ガアリマシテ、對策部長ノ關係
デアリマス、後御答スルコトニシ
イト思ヒマス
○坪山委員 結構デアリマス、今日ハ大分
長クナリマシタカラ、大臣ニ對スル質疑ヲ
保留シテ本日は是レ止メテ置キマス
○小山委員 一寸資料ノコトヲ御願致シ
マス、家庭用木炭ノ生産府縣別、銘柄別、用
途別ヲ調べタモノガアレバ載キタイ、尙ホ
木炭生産府縣ノ縣内消費ト移出スル數量ヲ
知りタイ、ソレカラ瓦斯用木炭ノ種類ト特
許權ノ種別、特許ニ色々様式ガアリマスガ、
ソレノ長所短所ト云フヤウナコトガ分レバ
非常ニ宜イト思ヒマス、モウ一ツハ瓦斯用
木炭ノ府縣別ノ生産見込數、大體四千萬
ト云フノデスガ、サウ云フヤウナコトヲ資
料トシテ要求シタイト思ヒマス
○小山委員 山本君
○山本委員 「ガソリン」代用ニ使フ瓦斯ノ
問題ニ付テハ、其ノ問題ニナツテ居ル木炭、
薪或ハ亞炭等色々アリマスガ、我國ニ於
テ資源ノ中テ天然瓦斯ガ中々多イ、殊ニ私
ノ關係シテ居ル新潟ノ石油製業ナドハ瓦斯
ガ餘ツテ困ツテ居ル、井戸ヲ掘ルト瓦斯バ
ハ今アリマセス

カリ出ルノデ、成ベク細ラヌヤウニシテ居
ルガ、其ノ瓦斯ノ持ツテ行キ場所ガナイ、
「ガソリン」ノ「ガソリン」ヲ拵ヘテ液化法ヲヤ
テ居ルノデスケレドモ、是ハ從ノ課程シカ
液化サレナイ、大部分ハ逃ゲテシマフ、ソ
レ最近之ヲ自動車用ノ「ガソリン」代用ニ
使フコトガ大分研究セラレタノデア
リマシテ、是ガ東京ヘ出テ來マシテ自動車
用ノ「ガソリン」代用ニ使ハレルトニナツ
テ居ルノデスガ、此ノ木炭瓦斯、薪等ニ依
ル自動車「エンジン」ノ故障破壊ハ非常ナ
デアリマシテ、此ノ儘行キマスト到底都
會地ニ於ケル少數ノ乗合自動車以外ハ、殆
ド採算ガ取ラヌヤウナ状態アル、之ヲ商
工當局ニ於テ研究セラレテ、出ル天然瓦斯
ヲ殆ド全部運送スル、ガソリン」代用ニス
ト云フ御方針御立テニナルト、今ノ木炭
瓦斯、薪ソレ等ニ因テ被ル「エンジン」ノ破
壞等モ、或ル程度緩和サレシ、一方ニ於
テハ木炭ノ消費量モ減ゼラレテ、一石ニ鳥
ノ名案ト考ヘテ居ルノデアリマス、現在商
工省ヤツテ居ル程度ノ助成獎勵ノ方法
ハ、一臺ノ自動車ノ改装費ガ千七百圓カ
ラ二千五百圓モ掛ルノデアリマシテ、到
底小サナ業者ハヤリ切レナイ、デアリマス
カラ是等ノ改装費助成、即チ天然瓦斯ヲ充
填スル「タンク」ノ助成獎勵、ソレニ對スル
物資ノ配給ヲ政府全體ニ於テ考究セラレ
此ノ不自然ナ木炭自動車、薪自動車成タ
ケ縮小シテ、天然瓦斯ヲ利用スル風ニ向ケ
テ行クト云フヤウナ大キナ方針ヲ御持ニ
必要ガアルト思フ、之ニ對スル當局ノ御
考ヲ承ツテ見タイ
○齋藤説明員 御話ニアリマシタヤウニ天
然瓦斯ハ我國ニ於テ相當各地ニ多量ニ出

ノデアリマシテ、之ヲ自動車用其ノ他ノ代
用燃料トシテ利用シマスコトハ、御説「ヤ
ウ」ニ洵ニ結構ナコトデアルト考ヘテ居ル
デアリマス、商工省ニ於キマシテモ此ノ事
業ノ獎勵ニ付キマシテハ積極的ニ更ニ乗出
スコトニ致シマシテ、此ノ資源ノ開發
石油ト同時ニ出ル、或ハ石油ヲ伴ハナイ
出ル天然瓦斯、兩方トモ其ノ開發ニ必要ナ
ル資料或ハ其ノ手當ヲ出來ルダケ致
スコトニシテ居リマス、ソレカラ之ヲ自動
車用ニ附ケルニ付キマシテハ、明年度ノ豫
算ニモ此ノ天然瓦斯客體ノ設置補助費ヲ計
上致シマシテ、之ヲ設置致シマシタ自動車
ニ付キマシテハ、自動車ノ種類ニ依リマシ
テ相當金額ノ設置補助費ヲ差上ゲタイ、斯
ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス
○山本委員 十五年度ニドノ位豫算ヲ御取
リデスカ
○齋藤説明員 是ハ天然瓦斯何處、薪炭瓦
斯何處ト云フ風ニ區別ハシテゴザイマス
ガ、約二百九十万圓バカリ計上シテゴザイ
マス
○山本委員 ソレハ助成費デスカ
○齋藤説明員 設置補助費デスカ
○山本委員 二百九十万圓ノ設置補助補助
費ト云フデアリマス、マア何「パーセン
ト」ツツ補助サレルカ知レマセスガ、全部
ツテ見テ所デ二百九十万圓ト云フデハ仕方
ガアリマセス、ソレヨリ問題ナノハ資料
アリマス、瓦斯充填「タンク」ト謂ヒマス、
ソレカラ改装スル資料、是等ガ圓滑ニ配給
サレバ假ニ補助費ガナクテモ、自動車使
用者カラ言ヘバ木炭或ハ薪ニ依リヨリモ高
イ金ヲ出シテ改装シテモ、其ノ方ガ結局採
算ガ取レルコトニナリマス、補助金ガ

物價政策ニ支障ヲ來ス、木炭ハ生活ノ必需品ナラズ、生活必需品ノ價格ヲ上レバ低價政策ニ支障ヲ來シテ大キナ困難ニ相反スルコトナラカ、木炭ノ價格ハ上レラレナイ、斯ウ言ハレルノデスケレドモ、採算ノ取レナイ價格ガ必ズシモ私ハ低價政策ニ一致スルモノトハ思ハナイ、採算ガ取レテ取引方行ハレナイ程度ノ價格ナラバ、ソレハ本當ノ低價政策アルガ、取引方實際消費家ノ手ニ入ツテ居ルナラバ、公定價格ヲ決メテ置イテモ公定價格ガナイト同ジダカラ、却テ高價政策ヲ政府ガ執ルノト何等變リハナイ、ソレデモ取引方根拠セセル爲メハ適正價格ヲ決メテ、適正價格ヲ決メテ置イテモ、一面ニ於テ増産計畫ノ目的ヲ達スル所以デアルコトハ、是ハ私ガ言ハスデモ議論ノ餘地ハナイ、ソコデ其ノ適正價格ヲ本當ニ生活ヲ務カスヤウナ高價ナ所マデ引上ゲルト云フコトハ困難デアリマスカラ、本當ニ原價計算十分ニシテ見テ、木炭ノ一貫匁ノ價ハ今日ノ生産「コスト」カラ割出シテ見テ果シテ現在ノ公定價格ガ適當カドウカト云フコトヲ算盤ヲ彈イテ見ルト、ドウシテモ是ガ採算ガ取レナイト云フコトガ分ツテ來ル、又最低限度ノ採算ガ取レル程度ニ適正價格ヲ決メテ、是以上ハ生活必需品ナルガ故ニ低價政策ヲ堅持スル事難カラ、絕對ニ値ヲ上ゲナイノダ、斯ウ云フコトヲ天下ニ聲明スルコトニ依ツテ、増産ニ必要ナル原木モ容易ニ私ハ製炭業者ガ手ニ入レルコトガ出來ルト思フ、一方ニ於テハ最低限度ノ採算ノ取レル程度ニ引上ゲテヤル、即チ現在取引方取引サレテ居ル程度ノ最低限度ノ引上ラスルコトニ依ツテ増産ガ確保セラレル、ソコデ

初メテ政府ノ目的トシテ居ル所ノ、需給調整ガ出來テ、十五年度ニ於テハ斷ジテ木炭不足ヲ來サシメナイ、國民ノ最低限度ノ生活不安ヲ來サシメナイノダ、斯ウ私ハ考ヘル、是等ニ對スル政府當局ノ御考ヲ承リタイ

○田中政府委員 結論ハ公定價格ノ問題ノヤウデアリマスガ、御說御尤デアリマスケレドモ、一方ニ於テ國民生活ノ必需品デアルト云フヤウナ關係、ソレカラ木炭ノ不足ト云フモノガ相當程度ニアルト云フコト等ニ依リマシテ、中々公定價格ノ引上ニ依ツテ或ハ追付カドウカト云フ問題モ、他方ニ於テアル課デアリマスガ、一方先程カラ申シマシヤウニ木炭ノ生産能力ノ引上、原木ノ供給ノ現在以上ニ増産ヲシテ供給スル、サウ云フヤウナ方法ニ依リマシテ木炭生産者ノ収益ト云ヒマスガ、生産費ヲ幾分か下ゲルヤウナ方法ヲ講ズル、配給ニ付キマシテモ、簡易チ取引方出來ルヤウニスルト云フヤウナコトニ依リマシテ、生産者ノ利便ヲ圖ツテ行クト云フヤウナコトデ、現在ノ所公定價格ノ引上ニ付テハ、吾々トシテハ考ヘテ居ナイノデアリマス

○山本委員 公定價格ノ引上ヲ此處御言明ニナルコトハ、是ハ容易ナラズ問題デ、直チニ市場ニ炭ガ流れレタナツテシマフノデアリカラ、私ハ此處事務當局ニ木炭ノ價格ヲ上ゲルトカ上ゲナイト云フコトノ御言明ヲ得ヨウトハ思ハナイケレドモ、サウシテ一方ニ於テ之ヲコ、暫クノ間ハ堅持スルノダト云フ固イ政府ノ信念ヲ國民ニ知ラセラルコトニ依ツテ、製炭業者ガ原木ヲ容易ニ安價ニ獲得ガ出來ル根本ニナルノダカラ、

此ノ點ヲ御考ニナツテ本法案ニ付テハ適當ノ時期ニ適當ナ考慮ヲ拂ハレテ、適當ナ價格ヲ御決メニナルコトガ必要デアルト思フ、併シ是以上ノ御考ニモ容辨ヲ得ラレナイト思ヒマスガ御同致シマセス、次ニ政府當局ハ木炭ノ價格ヲ上ゲナイト云ハレルノデスカラ、サウスルト一方ニ於テ木炭ノ價格モ上ゲス、而シテ増産計畫ヲ進メテ行ク、其ノ増産計畫ニ支障ヲ與ヘルモノハ數限リナタアル、努力ノ不足、資材ノ不足、原木ノ獲得困難ト云フヤウニ、増産ヲ阻碍スル「コソシヤ」ノ方ガ多シ、ソレデモ尙且ツ増産計畫ヲスルノダト云フコトデアリカラ、ソレデハドウスルガ宜イカト云ヘバ、是ハドウシテモ能率ヲ増進スル、實ハ古シク言葉デアアルガ、生産力ヲ増大スルヨリ外ハナイト思フ、ソコデ其ノ方法トシテドウ云フコトヲ考ヘテ居ルカ、大體私共ノ承ツタ所ニ依ルト、炭窯ノ築造ニ付テ、從來ノ築造ノ方法ヲ變ヘテ、生産能率ノ高イ連通式ニシテ、大窯ニシテ、サウ云フヤウナ生産能力ノ良イ炭窯ヲ築造スルコトヲ獎勵シテ、ソレニ對シテ相當ノ補助ヲシテ行ク、斯ウ言ハレテ居リマスガ、是ガケデ果シテ生産能力ガ増大セラレルカドウカ、モウ一ツ生産合理化ト云フコトヲ能率御考ニナツテ、サウシテ生産能力ヲ増大スルコトヲ御研究ニナツテラドウカ、ソレニハ現在ノオ役所式——從來ノ統治經濟ノやり方デハ是ハ技術ノ貧困問題ニナリマセス、恐ラク政府當局ニ於テ炭ノ原木ガドウ云フ風ニ伐ラレテ、ドウ云フ風ニ運バレテ、ドウ云フ風ニ炭窯ノ中ニ入レラレテ、ドウ云フ風ニ口木ヲ付テラレテ、何日掛ツテドウ云フ炭ニナツテ出テ來ルカ、而シテ其ノ山デ

出來タ炭ガ今日實社會ニドウ云フ徑路ヲ通ツテ消費者ノ火鉢ノ中ニ入ルカト云フコトヲ、是ハ御知りニナルヤウニト云フコトガ無理ナラ、知ラスノガ當リ前デアリマスガ、ソレ等ノコトヲ合理化スル爲メハ現在實務ニ當ツテ居ル、實務上ノ知識経験ヲ多ク持ツテ居ル者ヲ動員シテ、而シテ是等ノ者ノ知識經驗ヲ土臺ニシテ合理化ヲ圖リ、工夫シテ能率増進ヲ圖ラナケレバ、私ハ本法ノ目的ハ達シ得ラレナイト思フ、本法ノ目的ヲ達シタクナイナラバ何言ハス、ソレノミナラズ銃後國民ノ生活不安ト云フ重大問題ヲ來スカラ、私ハヤカマシク言フノデスガ、此ノ技術ヲ總動員シテ能率増進ヲ圖ル工夫ヲ凝シテ、本法ヲ實施スルト云フヤウナ御考ガアツテ然ルベキデアルト思ヒマス、ソレニ對スル對策ガアルカドウカ承リタイ

○田中政府委員 生産能率ノ増進ニ付キマシテハ御話ノ通りデ、其ノ共同製炭ト云フヤウナコトモ考ヘテ居リマス、國有林地帯ニ於テハ營林署ヲ以テ特別ニ製炭者ニ對スル指導便宜ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、例ハ製炭夫ガ家カラ通フト云フヤウナ際モ、遠イ所ニ行キマシテハ非常ニ能率ヲ阻礙シマスノデ、泊リ込ミノ製炭ヲサセルト云フヤウナ指導ヲヤリマストカ、サウ云フヤウナ色キナ能率増進ニ付テノ方法ヲ現在モヤツテ居リマスガ、將來ニ於キマシテハ少イ努力デ以テ多ク生産スルト云フヤウナ技術ノ方法、或ハ組織ノ方法等ニ依ツテ生産能率ヲ上ゲルト云フヤウナ御話ノマシ、尙ホ配給關係ニ付キマシテモ御話ノヤウニ、豫算面ニモアリマスガ、配給關係調整ニ關シテハ市場毎ニ協議會ヲ設置シマシテ、色々配給ニ關スル相談ヲ致シマ

シテ、配給ノ圓滑ヲ圖ルト云フヤウナ方法ヲ、今後トモ講ジテ行ク積リデアリマス

○山本委員 是ハ山林局長ニ御伺スルノハ無理カモ知レマセガ、山林ニ關係スルコトデスカラ御答ガ出來タラ御願シマス、ヤハリ原木ノ問題ニ關係スルコトデスガ、近來國有林ニ付キマシテ、從來入會ノ關係カラ係爭事件ガ大分多ク裁判所ニ繫屬シテ居リマス、國有林ノ入會係爭ガ起リマスト民間デモ折角アル山林ニ手ヲ入レルコトガ出來ナイ、政府モ手ヲ著ケナイ、斯ウ云フ譯デ本當ニ薪炭材ニシタラ宜イヤウニ思ハレルモノガ、此ノ係爭ノ期間ガ餘リニ永イ爲ニ、此ノ裁判ノヒドイノハ二十年掛ツテ未ダニ解決ヲ見ナイヤウナガアルコトハ、恐ラク政府當局ニ於テモ御承知ノコトト存ジマス、今日此ノ戰時下ニ於テ斯ウ云フモノヲ何カ政府當局ニ於テ御考ニナツテ、急速ニ解決スル方法ヲ講ゼラレテ、サウシテ公有林野ニアル原木ヲ容易且ツ安價ニ民間ニ拂下ゲテ、利用ノ出來ルヤウナ方策ヲ御考ニナツタラドウカトモ思フノデスガ、何か御對策デアルカドウカ承リタイ

目的通りノ品物ガ増産サレナイトカ、目的通りノ品物ガ生産サレナイト云フコトモ、勿論其ノ原因デアアルコトハ議論ノ餘地ハアリマセケレドモ、ソレト相違シテ計畫ニ相違シテ來ヌ原因ノ一ツハ、輸送ガ旨ク行カナイト云フコトデアアル、政府ガ企圖スルヤウニ一億五千萬貫ナリ二億貫ナリノ増産ヲサレマシテモ、現在デサヘモ實ハ炭ノ燒場ニ於テ燒イタ炭ガ、農業倉庫ニ出ラレナイデ山積シテ居ルト云フヤウナ實情デアリマス、漸ク農業倉庫ニ出テ來テモ、其ノ農業倉庫カラ停車場ニ持出スルニ相當ナ又困難ガアル爲メ、其處ニ山積サレテ居ル、今度停車場ニ持ツテ來テモ、其ノ停車場カラ消費地ニ持ツテ來ルニ貨車ノ都合ガ旨ク圓滑ニ行カナイ爲メ、其處ニ山積サレテ、倉、チタナツテ來レバ外、モノヲ著措イテモ鐵道省ハ運送シテ居ルヤウデアリマスケレドモ、此ノ輸送計畫ヲ本當ニ農林省ハ鐵道省或ハ商工當局ト相談シテ、三者ノ間ニ十分ニ協議ヲ遂ゲテ、木炭ノ最要期ニ慌テテ貨車ノ非常招集ヲシテ、木炭ノ東京ニ持ツテ來ルヤウナコトヲシナイデ、根本ノ輸送計畫ヲ樹立シテ、消費地ニ於ケル木炭不足ヲ解消スルコトガ必要ダト思フガ、唯サウ致シマスド言フダケハ私ハ満足出來ナイ、昨年ノ秋ノ二ノ舞ヒヲ演ジナイト唯ガ保證出來マセウ、ソレハ出來ナイ、假ニ増産セラレテモ出來ナイ、ダカラ輸送能力ニ於テ農林當局ハ鐵道省ト間ニ一體ドウ云フ計畫ヲ立テテ居ルカ、ドウ云フ腹案ガアルノカ、ドウ云フ工夫ガアルノカ、是ガ一ツト、ソレカラ炭ノ燒イタ場所カラ農業倉庫マデ搬出スルニ付テハ、人間ノ力ヲ借りテ搬出スル場合、荷車ヲ利用スル場

合、極力利用スル場合、馬車ヲ利用スル場合、「ガソリン」ニ依ル、即チ自動車ヲ利用スル場合等、様々ナ方法ガアリマスガ、何レモ其ノ物資ガ不足シテ居リマス、是等ノ最低限度ノ物資ノ補給ヲ十分ニシマセバ、幾ラ増産サシテモヤハリ配給ノ圓滑ヲ缺タコトナリマスカラ、旨ク需要供給ノ調節ガ出來ナイコトニナリマス、是等ノ運搬計畫ニ付テモ政府ハドウ云フ方針ヲ持ツテ居ルノカ、ソレヲ一ツ承リタイ

○田中政府委員 鐵道ノ輸送ノ問題ハ御話ノ通りデアリマシテ、是ハ相當重大ナ問題デアリマスノデ、實ハ昨年ニ於キマシテハ、ドウシテモ從來ノヤウナ或ル意味ニ於テ複雜ナル取引關係ヲ整理シナケレバ、米等ノアラフ緊急ナ生活必需品ノ輸送トモ見合ヒマシテ、木炭ノ配給ガ不圓滑ニナルト云フヤウナ考ヲ以テマシテ、昨年ノ暮——卑ロ巴ムヲ得ズデアツタノデアリマスケレドモ、或ル程度ノ「リンク」制ヲ執リマシテ、鐵道當局ト相談ノ上、成ベク近距離輸送ガ復活ニ行クヤウナ方法ヲ執ツテ、貨車廻リノ圓滑ヲ期シテ御承知ノ通りニ大型貨車ノ利用ノ増進ト云フ問題モ考ヘラレマシテ、其ノ資料ノ引下ト云フヤウナコトモ實行シテ載イタノデアリマス、今後ニ於キマシテモ、サウ云フ問題ハ起リ勝テデアリ關係カラ致シマシテ、ヤハリ複雑ナル取引關係ヲ成ベク整理スルト云フヤウナ考ヲ方デ進マシマスノト、更ニ此ノ政府ノ買上用品ニ付キマシテハ、不需要期ニ成ベク需要地ノ倉庫ノ方ニ保管スル、或ハ需要地ニ於テ買ツテ其ノ消費ニ充テルト云フヤウナ方法ニ依リマシテ、不需要期ニ於テ成ベク市場ニ持

ツテ來ルト云フヤウナ考ヲ持ツテ居ル譯デアリマス、山元カラ生産地ニ、其ノ他農業倉庫等ニ持出ス運搬ニ付キマシテ、政府ノ助成施設ト云フモノハ、是ハ山元ニ於ケル簡易作業等ノ助成デアルトカ、或ハ林道關係ニ於ケル助成デアルトカ云フモノシカゴザイマセガ、アトノ農業倉庫ナリ、驛マデ運送ハ實ハ生産者ノ力ニ依ツテ居ル譯デアリマスガ、其ノ點ニ付キマシテ共同出荷等ノ方法ヲ指導致シマシテ、成ベク圓滑ニ炭ガ出廻ルヤウニシタイト考ヘテ居リマス

○山本委員 尙ホモウ一ツ承リマスコトハ、只今御説明ノヤウナコトデアラガ生産地ノ驛マデ圓滑ニ運バレル便宜シウゴザイマスケレドモ、ドウモ私ノ承知スル所デアリ私ノ縣デハ——私ハ茨城縣デアリマスガ、茨城縣アタリデハ大シテ雪害モナク、大シク山間僻地デモナク、案外輸送ノ便利ナ所デアリマスガ、ソレデサヘモ物資ノ缺乏ト、ソレカラ家畜即チ牛馬等ノ糞ヲ利用スルコトニシテモ、ソレモ不足ヲ來シテ居ルノデ、思フヤウニ運ベナイ、ソレデ滞留スル、斯ウ云フ結果ニナルノデアリマスカラ、ドウカ此ノ點ニ付テハモウ一段ト實情ヲ御研究ニナシマシテ、事實ニ即シテ計畫ヲ立テラレテ、何等カノ方法ニ依ツテ輸送ヲ圓滑ニスル、此ノ輸送ニ付テハ別ニ技術ヲ必要トシナイノデアリマスカラ、製炭人夫ノヤウニ難カシイ技術ハ要ラナイ、御考ノ如何ニ依リマシテハ圓滑ナル運搬ガ出來ヤウト思ヒマス、ドウカ此ノ點ニ付テハ御研究ヲ煩ハシタシ、ソレカラ林道ノ開設デアリマスガ、之ニ付テ一寸伺ツテ置キタイト思ヒマス、林道ノ開設ニ付テハ農林省ガ直接何カ申請ニ

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

第六類第五號 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件)委員會議錄 第十九回 昭和十五年三月十八日

依ツテ農林省ノ直轄トシテオヤリニナル御積リナノデスカ、ソレトモ縣ニテヤラセテソレニ補助金ヲナルノデスカ、或ハ市町村ニヤラセテソレニ補助金ヲアルト云フ行キ方デアリマスガ、其ノ點ヲ伺ヒタイ

來レバ、ソレハ自分ノ方カラ流シテ行クト云フノデスカ、ドウモ唯ソレダケデアレハ業者側ノ方カラ考ヘルト、消費者團體ニドシテ、消費者側ニ於テ政府ノ方カラ流シテシマツタラ、成程法律ノ建前、配分ノ方法カラ言ヘバ特ニ從來ノ領分ヲ壓迫スルモノデモナケレバ、奪ツテシマフモノデモナイト言ハレドモ、實際問題トシテ今度ノ時分ニハ、ドウモソツチハ餘計流シテシマフノデハナカ、自分等ハ行フベキ業務ガナクナツテシマフノデハナイカ、斯ウ云フ心配ヲサレル所ニ色々問題ガ伏在スルト思ハレルノデスカ、ソコハ一ツ積リダトカ何トカ言ハズニ、モウ少シハツキリシテ御答ヲ得ル譯ニハ行キマセスカ

○田中政府委員 四割ノ助成デアリマス ○山本委員 其ノ點ハ諒解致シマシタ、次ニ先程同僚議員カラモ質疑ガアリマシテ大體ノ御説明ヲ得タデアリマスガ、唯農林當局トシテハ是ダケヲ政府デ買上ゲテ、アトハ從來ノ機構ニ任セテ置クノダカラ、テウトモ心配ガナイノダト云フ御説明デアリマシタガ、ソレハ所謂從來ノ木炭人夫、木炭事業家、大キク言フト木炭企業者、ソレト御賣商、ソレカラ消費地ニ於ケル小賣商是等ノ關係ハ御承知ノヤウニ單純ナ關係ニアラスシテ、本當ノ細胞的ナ有機的ナ關係デアリマス、先程モ同僚議員カラ説明ガアリマシタカラ私詳シク言ヒマセスカ、所謂有機的ナ關係ガアル、其ノ有機的ノ關係ヲ繫イデ居ルモノハ資金關係デアリマス、此ノ資金關係ニ支障ヲ來シテ來ルト、増産計畫ガ晝断ニ歸スル、所ガ本法實施ニ付テハソレニ一ツモ影響ガナイノダ、政府ハ凡ソ二億實程度ノモシカ買上ゲナイノデアアルカラ、アトノ六億實程度ノモノハ從來ノ生産者ガ持ヘテ、ソレラ從來ノ配給機構ニ依ツテ消費地ニ持ツテ來ラレテ、從來ノ機構ニ依ツテソレガ消費者ノ手ニ入ルノデアアルカラ、ソコニ何

○田中政府委員 政府ノ買上、賣拂ノ此ノ政策ハ、實ハ炭ノ足ラナイ方面ニ流スト云フ目的ガアリマスノデ、相手方、詰リ買フ方面ト云フヨリモ、足りナイ方面ニ流ス、足ラナイ方面ニ流スト云フコトハ例ヘバ東京ノ如キニシテモ從來炭ヲ持テ居ツタ小賣商ナリ何ナリガ非常ニ炭ヲ入手スルト云フコトガ、公定價格其ノ他ノ關係カラ致シマシテ出來ナカツタデアリマス、結局大キク配給機關ハ小賣商デアリマスノデ、吾等トシテハ此ノ法案ノ目的ト致シマシテ、ヤハリ從來ノ機構ニ從ツテ卸商、小賣商ヲ中心ニナル積リデアリマス ○山本委員 大分ハツキリシテ御答ヲ得マシテ、恐ラク業者モ或レ程度満足セラレタコト存ジマス、ソコデ消費者團體ニ卸ス價格トハ、小賣業者若クハ卸業者ニ卸ス價格トハ、ソレ等業者ノ得ルベキ利潤ト云フカ、手数料ト云フカ、ソレヲ何ノ「バー」セント」カ加ヘタモノノ價格ト御賣リニナル

ト云フコトニナルデアリマセウネ ○田中政府委員 其ノ通りデアリマス ○山本委員 私ノ申上ゲルコトハ大體以上デ終リマスガ、事務當局ニ御答ノ出來ナイ二二三ノ點ヲ留保シテアリマスノデ、大臣ガ御見エニナリマシタラバ、一ツ質問ヲ御許願フコトヲ御認願ヒマシテ私ノ質問ヲ打ちテリマス ○長野委員 一寸關聯シテ一—只今ノ此ノ會社カラ從來ノ業者ニ流ス所ヲモウ少シハツキリ願ヒタイト思ヒマス、大口ノ申込ト雖モ一應從來ノ卸商若クハ小賣商ノ手ヲ經ナケレバ交付シナイノデアルト云フ其ノ點ヲ、ハツキリ御答願ヒマス ○田中政府委員 從來ノ實積ヲ先ヅ標準ト致シマシテ考ヘマスノデ、大口ノ需要者ノ炭ノ缺乏ガ非常ニ激シト云フコトデアリマスレバ、直接賣ル場合モアルノデアリマス、併シ先程申上ゲマシタヤウニ、炭ノ不足ノ方面ニ流スト云フ建前デアリマスカラ、其ノ方面ニ必ズ流ストモ限ラスノデアリマ

君ガ委員ヲ辭任セラレマシタ、ソコデ理事ノ補缺選舉ヲ行ハナケレバナリマセスカ、先例ニ依ツテ委員長ヨリ指定致シタイト思ヒマスガ御異議アリマセスカ ○小林委員長（ト呼フ者アリ） ○小林委員長 ソレハ淺井茂猪君ヲ指名致シマス、尙ホ家畜傳染病預防法中改正法律案ニ付テ委員小中君ヨリ質疑致シ意見ガアツテ、發言ナサレタカウツデアリマスガ、既ニ質疑ハ打切トナリマシタカラ、之ヲ速記録ニ記載スルヤウ委員長ハ御希望ガアリマシタ、委員長ハ之ヲ通讀致シマシタ所、頗ル有益適切ナル御希望ナリ御意見デアルト思ヒマスカラ、速記録ニ掲載致シマス、政府ハ之ヲ能ク御覽願ツテ、小中君ノ御希望ニ副フヤウ御努力ナサレルヤウニ希望致シマス、本日ハ之ヲ以テ散會致シマ

第七十五回帝國議會 院 昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀ノ應急措置ニ關スル件) 委員會會議錄(速記)第二十回

會 議 昭和十五年三月十九日(火曜日)午前十時四十八分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 小林 絹治君
理事 伊藤 五郎君 理事 深澤 吉平君
理事 坪山 德彌君 理事 淺井 茂猪君
高田 耘平君 土田 莊助君
堀内 良平君 松尾 四郎君
長野 綱良君 助川啓四郎君
小笠原八十美君 小串 清一君
平野 力三君

三月十八日委員山本兼吉君辭任ニ付其ノ補副トシテ堀内良平君ヲ議長ニ於テ選定セリ
同月十九日委員野瀧勝君辭任ニ付其ノ補副トシテ山崎鏡二君ヲ議長ニ於テ選定セリ
出席國務大臣左ノ如シ
農林大臣 島田 俊雄君
出席政府委員左ノ如シ
農林省山林局長 田中 長茂君
馬政局長官 村上富士太郎君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
裝飾師法案(政府提出、貴族院送付)
家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)
木炭需給調節特別會計法案(政府提出)
日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)
○小林委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、裝飾師法案、家畜傳染病豫防法中改正法律案、牧野法中改正法律案、獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案ヲ審議ヲ進メマス——伊藤君

○伊藤委員 私ハ保留ヲ致シテ居リマス、點ニ付キマシテ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、牧野法ニ關シテデアリマスガ、唯一點ダケ馬政局長官及ビ山林局長ニ御伺ヲ致シタイト思ヒマス、農林省ハ國有林ノ中テ放牧地又ハ採草地トシテ民間ニ開放致シテ居リマスガ、此ノ開放地ニ火入レヲ禁止シテ居リマス爲ニ、放牧地又ハ採草地トシテ利用價值ガ非常ニ減殺セラレテ居ルノデアリマス、採草地ハ肥料ノ重要ナル資源地デアアルバカリデナク、馬ノ飼養ニ付キ糞草等ノ飼料敷草等ヲ供給スル所デアリマスカラ非常ナル重要性ヲ持ツテ居ルノデアリマス、放牧地モ亦同様デアリマス、此ノ採草地及ビ

放牧地ニ火入レヲ禁止致シテ居リマスノデ、蛇、ダニ等ノ害蟲ヲ發成シ、糞木等ガ繁茂致シマシテ草ハ不足トナリ劣惡トナツテ馬ノ飼養ニ堆肥ノ造成ニ爲、困難ヲ來シテ居ルノデアリマス、實ニ馬ノ飼養頭數ノ減少ハ、此ノ採草地及ビ放牧地等ニ火入レヲ禁止シテ居ル爲デアルト言ハレテ居ルヤウナ次第デアリマス、是ニ於テ東北地方出身ノ貴族兩院議員ヲ以テ組織致シテ居ル東北振興同盟ニ於テハ、去ル二月、本院ニ於テ、採草地、放牧地等ニ對スル火入レ禁止ヲ解除スベシトノ決議ヲ爲シテ、其ノ實現方ニ吾々ハ努力ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、此ノ火入レ問題ニ付テハ、農林省ハ中々今マデ積極的ニ之ヲ許可シヨウトスル御意思ガナカワタノデアリマスガ、私ノ知ツテ居ル範圍ニ於テハ、農林省ノ中ニモ火入レヲシタ方ガ宜イデハナイカト云フ説ガ非常ニ有力ニ叫バレテ居ルノデアリマス、即チ農林省ノ官房統計課長、東大教授ヲキツテ居ル近藤康男氏ノ如キハ、戰爭ト農業ト云フ著書ノ中ニ、ドウシテモ火入レヲ採草地及ビ放牧地ニ許可シナケレバナラスノデアナイカト云フコトヲ論及致シテ居ルノデアリマス、此ノ際政府ハ思切ツテ、肥料政策

上、馬産政策上、此ノ採草地及ビ放牧地ニ對シマシテ、積極的ニ火入レヲ許可致シマシテ、サウシテ此ノ國策ニ順應スル御意思ガアルカナイカ、兩長官ニ御伺ヲ致シタイノデアリマス
○村上政府委員 採草地放牧地ノ改良ノ爲ニ火入レヲスル必要ナル所ハアリマセウ、ソコテ私共ト致シマシテハ、此ノ火入レノ結果ガ、ソレ以外ノ所ニ延焼スルコトニ付十分防グコトヲ得ラレルナラバ、一ツ山林局トモ十分協議致シマシテ御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト思ヒマス
○田中政府委員 御話ノ利害ヲ考慮致シマシテ出來ル限リ善處シタイト思ヒマス
○伊藤委員 是デ終リマス
○小林委員長 是ヨリ討論ニ入リマス、討論ノ通告ガゴザイマセスカラ、討論ヲ省略スルニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○小林委員長 ソレデハ裝飾師法案外三法案ノ採決ヲ致シマス、政府提出、以上四案ニ對シテ御贊成ノ方ノ起立ヲ願ヒマス
〔議員起立〕
○小林委員長 滿場一致、以上四案ハ政府原案通り可決致シマシタ(拍手)

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
裝飾師法案(政府提出、貴族院送付)(第六〇號)
家畜傳染病豫防法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八五號)
牧野法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)(第八七號)
獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)(第九三號)
木炭需給調節特別會計法案(政府提出)(第一〇五號)
日本瓦斯用木炭株式會社法案(政府提出)(第一〇六號)

○小林委員長 續イテ木炭ノ法案ノ審議ヲ進メマス——高田君

○高田委員 私が要求シテ参考書類八十種類バカリアリマスガ、ソレガマダ出マセズ、詳細ハ資料ヲ拜見シテ見テ出カレトシマシテ、資料ヲ見ズシテ質疑ノ出來ルモノガ數點アリマスカラ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマ

○島田國務大臣 高田君ノ御質問御尤モデアリマスガ、此ノ瓦斯用ノ木炭ヲ一番多ク鐵道省ノ「バス」ニ使ツタリスルノガ相當量ガアルノデアリマス、サウ云フヤウナ關係カラ言フト、共管ト云フ意味カラ言ハバ、之ヲ適當トスレバ、鐵道省モ共管ト云フコトニシナケレバナラヌ譯デアアルノデアリマスガ、鐵道省ニ於テハ之ヲ需要スルト云フ

○島田國務大臣 其ノ點ニ付テハハワキリシタ極リト云フコトモナイト考ヘルノデアリマスガ、此ノ瓦斯用木炭ノ場合ハ、株主ナリ、之ヲ捨ヘル者ハ主ニ需要者デアリマシテ、生産者デアリ需要者デアルト云フ關係ニナツテ居リマスカラ、ソレデ政府ガ配當ニ付テ相當ノ保證ヲスルト云フ程度デ、規模モサウ大キナモノデアリカラ、根本ハ財政上ノ理由ト云フコトモアリマスケレドモ、サウ云フヤウナ事情デ、此ノ株主ガ區域限ラレテ居ツテ、主トシテ需要者ガ造ツテ、ソレヲ直接ニ配給スル、大體斯ウ云フ組織ニナツテ居ルカラ、政府出資ノ必要ハナカラウ、寧ろ普通ノ家庭ニ使ハバ毒ニナル、衛生上良クナイト云フヤウナモノデア

○高田委員 サウスルト政府ノ財政上ノ都合デ、成ベク出シタクナイカラ出サスト云フダケニナルノデスネ、私共ノ考デハ仕事ノ難易カラ言フト、政府ガ監督ヲスル上カ

○島田國務大臣 需要ノ少イ期間ニ炭ヲ燒イタモノヲ政府ガ買フト云フノハ、ソレハ其ノ間ニ全部ヲ燒カセルト云フ意味デハナ

○高田委員 ソレデ分リマシタ、ソコデ問題ハ昨日モ大臣ガ居ラレヌ所デ、山林局長

方面ニアルノデ、兎モ角斯ウ云フ會社ガ出來テ、サウシテソコデ一元的ニ是ガ生産ヲ確保シ、配給出來レバ、鐵道省トシテハ結構ダ、斯ウ思フノデアリマスガ、商工省トシマシテハ、薪炭瓦斯ノ發生爐ト云フヤウナモノノ普及トカ獎勵トカト云フコトハ、商工省ニ於テ現ニ行ツテ居ルヤウナ次第アルノデアリマス、左様ナ事情ガアリマシテ、種々協議ヲ致シタノデアリマスガ、只今御話ノヤウナ兩省關係デ會社ノ仕事ガ選

○高田委員 只今大臣ノ御説明デ、是ガ爲ニ事務ノ濫用或ハ事務ノ進行ヲ害ルコトハナイト云フコトデゴザイマスケレドモ、サウ出來レバ結構デスガ、中々兩省ノ長官ナドト——随分下ラスコトデ長ク掛ツテ居

○島田國務大臣 需要ノ少イ期間ニ炭ヲ燒イタモノヲ政府ガ買フト云フノハ、ソレハ其ノ間ニ全部ヲ燒カセルト云フ意味デハナ

要期ニナツテモヤハリ燒キマス、ソレヲ計畫トシテ平均シテ買上ゲテ行ク、斯ウ云フヤウニナツテ居ルカラ、他ノ豫算ニ於テヤツテ居リマス増産ノ計畫ガ進行シテ行クニ從ツテ、唯需要ノ少イ時期ニ於テハ、幾

○田中政府委員 炭ノ月別ノ買入、生産ノ統計ハ大體不需要期ニ全需要ノ三分ノ一位ガ生産サレ、アトノ三分ノ二位ガ需要期ニ

○高田委員 ソレデ分リマシタ、ソコデ問題ハ昨日モ大臣ガ居ラレヌ所デ、山林局長

○高田委員 續ツタモノデハ仕方ナイノデアリマスケレドモ、サウスルト石炭ガ統制サレテ居リ、石炭ノ代用ニ今度木炭ガ使ハレル所ガ相當アルノダカラ、其ノ點カラ出テ來ルノダラウト思フノデスガ、斯ウ云フモノハ實ヲ言フト、農林省ノ方デ突張ツ

○島田國務大臣 是ハ「ガソリン」ノ代用ヲスル木炭ト云フ意味ニナルノデアリマシテ、御承知ノヤウニ商工省ガ「ガソリン」ノ統制ニ付テハヤツテ居リマス、ソレデソレノ代

○田中政府委員 炭ノ月別ノ買入、生産ノ統計ハ大體不需要期ニ全需要ノ三分ノ一位ガ生産サレ、アトノ三分ノ二位ガ需要期ニ

○高田委員 ソレデ分リマシタ、ソコデ問題ハ昨日モ大臣ガ居ラレヌ所デ、山林局長

○高田委員 ソレデ分リマシタ、ソコデ問題ハ昨日モ大臣ガ居ラレヌ所デ、山林局長

ヲ恐レル結果ハドウナルカト云フト、結局法律ノ裏ト云フコトニテ思フノデス、御承知ノ通り木炭ハ百姓ガ副業トシテヤツテ居ルノモ多アリマセウガ、大體ニ於テ一種ノ企業アル、其ノ企業家ハ東京地方ハ東京ノ薪炭問屋、大阪地方ハ大阪ノ薪炭問屋ヨリソレノ資金ノ供給ヲ得テ、其ノ資金ニ依テ薪炭ヲ買ツテ、サウシテ炭焼ニハ二百圓ナリ三百圓ナリ前貸ヲシテ、其ノ前貸ニ依テ薪炭他ノ仕事ニ轉ジナイヤウニ足メシテ生産サセテ居ル實情アル、然ルニ若シ其ノ生産シタ炭ヲ、自分ニ資金ヲ供給シテ與レク問屋ニ出スコトガ出來ナイデ、今度ハ政府ノ方ハ賣ラナケレバナラスト云フコトニナルト、結局資金ヲ貸サヌト云フコトニナル、現ニ問屋仲間デハサウ云フコトヲ言ツテ居ル、資金ヲ貸サナケレバ結局木炭ノ材料ノ薪買フコトガ出來ナイ、サウシテ又炭焼人夫ニ前貸ヲシテ炭ヲ燒カセルコトモ出來ナイト云フ状態ニナルノデアツテ、茲ニ減産ノ起ル虞ガアル、斯ウ云フコトニナルノデ、是ハ餘程考ヘナケレバナラヌ點アルガ、大臣ハドウ御考ニナツテ居リマスカ

○島田國務大臣 今回政府ガ特別會計ノ目的トシテ一年ヲ通ジテ買上賣渡ヲシヨウト云フ數量ハ、一億九千二百萬圓約二億圓ノ數ガ、其ノ程度ノモノハ、一方ニ於テハ木炭ノ増産計畫ニ於テモ計上サレテ居リマスガ、此ノ色々炭窯ニ對スル助成デアルトカ、或ハ炭焼人夫ノ移動ニ付テ助成其ノ他種々方法ニ依リマシテ、増産ノ計畫ヲ立テテ居ル、即チ現在マデノ六億五千萬圓ニ對シテ、之ヲ更ニ約二億萬圓ノ増

産計畫ヲ立テテ居リマス、ソレデ八億五千萬圓ノ生産ヲ確保シヨウト云フ計畫ガ此ノ別途ノ豫算ニ於テ、其ノ意味デ此ノ増産計畫、獎勵金等計上サレテ居ル譯デアリマスガ、ソコデ今度今回政府買上ゲヨウト云フ炭ノ分量ガ又約二億萬圓ト云フコトニナルカラ、増産ヲスル部分ニ付テノ——マアソレト區別ハ出來ナイ譯デアルケレドモ増産スル部分ノ二億萬圓ト云フモノヲ政府ガ大體買上ゲルト云フコト、丁度偶々符號スルヤウニナツテ居ル譯デアリマス、ソコデ今御話ノヤウナ賣ラヌトカ云フヤウナコトモアリマスガ、大體民間ノ企業家、又官有地デ燒クモノ、又種々ナ組合等ニ於テヤウテ居ルモノ、サウ云フモノニ對シテ——政府モ官有林ニ於テ是マデヨリ燒クモノヲ殖ヤス、ソレカラ又民間ノ企業家ガ炭燒ヲヤツテ居ル者ニ對シテ獎勵ヲスルト云フヤウニシテ、補助モ與ヘ獎勵モシテヤラシテ通常ノ年ヨリモ増産スル部分ヲ大體阻ヒラ付ケテ、ソレヲ政府ニ於テ買上ゲテ行ク、斯ウ云フ風ニナル譯デアリマスカラシテ、六億五千萬圓ノ在來ノモノノ中カラ一億萬圓買上ゲルトカ、二億萬圓買上ゲルトカ云フコトニナルト、只今御話ノヤウナ點ニモ丁度觸レテ來ル譯デアルガ、偶々一方ニ二億萬圓買上ゲル譯デアリヨウ、斯ウ云フ計畫ガアルノダカラシテ、其ノ二億萬圓ノ増産計畫ニ依ツテ増産スル部分ヲ政府ガ買取ルヤウナ方法ヲシテ行ク、隨テ府縣ニ對當テ、其ノ縣其ノ縣ニ於テ増産計畫ヲ立テシメテ行ク、其ノ増産ヤル計畫ノ部分ヲ政府ガ大體ソレヲ買上ゲテ實行シテ行カウ、斯ウ云フヤウナ考ヘ方デ來テ居ル譯デアリマス、デ只今御話ノ所謂關外移送ヲ

六億五千萬圓ト云フモノハ大變ナ數字デアリマスガ、今日マデノ我國ノ木炭ノ需給ノ状態ハ、ズツト六億五千萬圓大體押シテ來テ居ル、昨年カラ今年ニナツテ改メテ吾等ノ生活ガ向上シタコトハアリマセウカラ、木炭ノ需要ト云フモノガ頗ル殖エタト云フコトデハアリマセウ、六億五千萬圓ノ生産ト消費ト、トシノニ來テ居ルノデスカラ、是デチヤント經濟機構ト云フモノハ長イ習慣デ固メラレテ居ル、ソコデ二億萬圓ノ増産シテ——二億萬圓ト云フト三分ノ一ニナル、三分ノ一ト云フ數量ハ大量ナ數量デス、其ノ大量ノ數量ヲ果シテ府縣ニ對當テテ、今マデヤツテ居ル業者ニ何等ノ關係ナシニヤレルカドウカ、是非非常ナ問題デアリマス、サウ云フコトハ殆ド不可能ナ問題ト思フノデスガ、其ノ影響ガアルト御考ニナツテ居ラレマスカ、或ハソレハ別ニ今マデノ業者ノヤツテ居ル外ニ二億萬圓ノ増産ヤルト御考ニナツテ居リマスカ、其ノ點ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○島田國務大臣 松尾君ノ御意見ハ實地ニ即シテ非常ニ適切ナ御意見デアリ、又質問ト致シマシテモ御尤モナ點ト思フノデアリマスガ、私ノ申シタコトハ、此ノ六億五千萬圓ノ是マデヤツテ居ルノハ是マデ通りニシテ、サウシテ二億圓買上ゲルモノヲ別途ニヤル、數字ノ上カラサウ云フ風ナリハ說明ヲ申シ、考ラ申上ゲタコトアルガ、ソレハ先列申上ゲマシタヤウニ、現在ノ六億五千萬圓ト云フコトデハ、石炭ノ關係カラ、工業用ノ木炭ノ需要ニ殖エルシ、ソレカラ、ガソリンノ關係カラ只今ノヤウニ瓦斯用ノ木炭モ殖エル、是マデチカウタモノガ既ニ相當ノ分量殖エテ居ル、ソレガ爲ニ六億五千萬圓

禁ズルト云フヤウナ意味デ、ドノ縣ノ炭ハ下ノ縣ヘ持つテ行クト、現在ヤツテ居ル「リンク」制ノヤウナモノ、是ハ昨年ノ配給ノ窮困ナ時ニヤツタコトデアリマシテ、現在行ツテ居ル「リンク」制ト云フモノハ、本特別會計ガ成立シテヤル場合ニハ相當ニ再檢討ヲ加ヘテ行ク必要ガアル、斯樣ニ考ヘテ居リマス、現在マア大分暖カニナリマシタケレドモ、尙も現在デモ御話ノ通り「リンク」制ノアル爲ニ、群馬ト栃木トハ隣同志デアツテ、サウシテ或ル部分ニハ、群馬ノ炭ガ直チ栃木ヘ入り、栃木ノ炭ガ群馬ニ入ツテ宜イノニ、群馬ノ炭ハ何處ヘ持つテ行ク、栃木ノ炭ハ、何處ヘ持つテ行クト云フヤウニナツテ居ルカラ、融通ガ利カナイト云フ不便ガ、是ハ隨所ニアルノデアリマスト云フ不便ガ、付テハ相當檢討ヲ加ヘテ行ク必要ガアルト考ヘテ居ルノデアリマスガ、前ノ御質問ノ點ニ付テハ今申上ゲルヤウナ意味デ、マア本體増産部分ノ買上ヨヤルト云フ考ヘ方デ行ツテ、而モ民間ノ生産者ノモノモ、組合ノモノモ、ソレカラ政府自身ノヤルモノハ固ヨリ、サウ云フモノハ皆此ノ特別會計ニ大體入レテ行ク、斯ウ云フノデアツテ、サウシテ買上ゲルハ又之ヲ現在ヤツテ居ルヤウナ方法ニ依ツテ何等現在ノ機構ヲ動カサズニ流シテ行カウト云フコトデアルカラシテ、ソコニハ無理ハナシニ行ケルモノガ、斯ウ云フ風ニ實ハ考ヘテ居ル譯デアリマス、民間ノ方ノ木炭業者トカ木炭商トカ云フ方ノ側デ、色々ソレニ對シテ意見ヲ述ベテ居ル點ヲ見テミマス、ソレハヤハリ政府ガヤル時ニハ何カ特別ノ組織ヲ以テ、サウシテ是アデノ製造シテ居ル者ヤ、或ハ販賣シテ居ル者ナドノ方ノ機構

ヲ目標トシテ、現在ハ六億五千萬圓デアリマスカラ二億萬圓新シク更ニ増産スルノ目標ヲ持つテ居ル、斯ウ云フ御話デゴイザマシテ、此ノ目標デ二億萬圓ヲ確保スル爲ニ今回特別會計ヲ活用スルノダ、斯ウ云フ御趣旨デアリヤウニ承リマシタ、成程ソレチ今回ノ計畫ト御話トハ符合スル點ガゴザイマシテ、御計畫ノ「プラン」トシテハ御立派ナモノデアルト思ヒマス、併シソレヲ實行ニ移シマシテ、吾々ハドウモ實行シ能ハヌヤウナ状況ニナルノデハナイカト思ヒマスノデ、其ノ點ヲ伺ヒタイノデス、ソレハ今大臣ノ御話ニハ、現在六億五千萬圓ト云フモノガ全國ノ各府縣デ「リンク」制ト云ヒマスガ、今日マデノ在來ノ慣習ニ依ツテ、商人ト炭燒トノ間ノ取引關係ニ依ツテ炭燒ト云フモノガズツト今日マデ續イテ來テ居リマス、六億五千萬圓ノ生産ヲ目標トシタ一ツノ經濟機構ト云ヒマスガ、此ノ木炭ノ供給體制ガ整ツテ居ル、其ノ外ニ更ニ二億萬圓ノ増産ヲスルト云フコトデアルカラ、大キナ採算デ行キマシテ六億五千萬圓各府縣デヤツテ居リマス外ニ、モウ二億萬圓ノ増産ヲ持つテ來ル、斯ウ云フコトニ實際ノ府縣ノ産地ニ持つテ行ツテ當分マシタ時、現在今日マデ共ノ事業ニ携ツテ居ラヌ者ガ新シクソコニ二億萬圓ノ増産ニ參加スルナラバ、ソレハ今日マデノ既定ノ業者ニ對シテハ影響ヲ與ヘマセウ、ケレドモ唯府縣ニ對當テテ是ダケヲ政府ガ確保スルノダカラ、ソレダケノモノハ生産ヲヤラヌヤウニト云フコトヲ本省カラ命令デモ出シテ、ソレヲ以テ府縣ガヤルト云フコトデアレバ、現在ヤツテ居ル所ニ食ヒ込ンデ入ル、ナゼ食ヒ込ンデ入ルカト云フト、

六億五千萬圓ト云フモノハ大變ナ數字デアリマスガ、今日マデノ我國ノ木炭ノ需給ノ状態ハ、ズツト六億五千萬圓大體押シテ來テ居ル、昨年カラ今年ニナツテ改メテ吾等ノ生活ガ向上シタコトハアリマセウカラ、木炭ノ需要ト云フモノガ頗ル殖エタト云フコトデハアリマセウ、六億五千萬圓ノ生産ト消費ト、トシノニ來テ居ルノデスカラ、是デチヤント經濟機構ト云フモノハ長イ習慣デ固メラレテ居ル、ソコデ二億萬圓ノ増産シテ——二億萬圓ト云フト三分ノ一ニナル、三分ノ一ト云フ數量ハ大量ナ數量デス、其ノ大量ノ數量ヲ果シテ府縣ニ對當テテ、今マデヤツテ居ル業者ニ何等ノ關係ナシニヤレルカドウカ、是非非常ナ問題デアリマス、サウ云フコトハ殆ド不可能ナ問題ト思フノデスガ、其ノ影響ガアルト御考ニナツテ居ラレマスカ、或ハソレハ別ニ今マデノ業者ノヤツテ居ル外ニ二億萬圓ノ増産ヤルト御考ニナツテ居リマスカ、其ノ點ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス

七億萬圓デハ賄ヒ切レヌト云フノガ、昨年ノ所謂炭ノ窮困ヲ來シタト云フ大キナ原因ニナツタ譯デアリマスカラ、ドウシテモ炭ヲ相當ノ計畫ヲ立テテ増産シナケレバナラヌ、ソレガ爲ニ、ハツキリシタ數字ハアナタノ方ガ御記憶ニナツテ居ルダラウト思ヒマスガ、木炭ノ十五年度ノ増産計畫ニ關スル費用ト云フモノハ、相當ノ費用ヲ見積ツテ居ル譯デアリマス、其ノ豫算デハ増産ハ出來ヌノダ、斯ウ云フ問題ニナルト、ソコニ別ナ問題ガ起ル譯デアリマスガ、大體増産計畫ノ豫算ニ計上シテ居ル費用ト云フモノハ、其ノ目安ハ何處ニ置カカト云フト、所謂瓦斯用木炭ト、工業用、普通ノ家庭用ヲ通ジテノ總對數トシテ先ツ二億萬圓サウサルト八億五千萬圓位ノモノヲ増産ヲシテ、ソレマデニ至ラセルト云フコトヲシナイト、現在イ炭ニ對スル需要ト云フモノ「カバール」シテ行クコトガ出來ニタイカラ、凡ソ二億萬圓位ハ増産ヲシテ八億五千萬圓程度ニ至ラシメヨウト云フノガ、此ノ豫算ニ於テ政府ガ相當費用ヲ出シテ居ル増産計畫デアリマス、其ノ八億五千萬圓ノ増産ヲスルト云フ計畫ガ一方ニアル、他ノ一方ニ於テ今度ハ需給ノ状態カラ見ルト、ソレトモ中々窮困デアル、窮困デアル原因ノ申テモ、本年ノ實驗ニ依リマシテ、東京邊リデ非常ニ炭ノ足りナイ場合ニ於キマシテハ、政府ノ山デ燒イタ炭ヲ出シテ行ケバ便利ダト云フヤウナ所モアルノデアリマスカレドモ、政府ノ山デ燒ク炭ト云フモノハ、御承知ノヤウニ非常ニ分量ガ少イノデアリマス、ソコデ政府ノ手持炭ガ少イカラ、政府ノ炭ヲ出シテヤレバ宜イト云フ時デモ

ニ變化ヲ加ヘテ行クノデハナイカ、ト云フヤウナ點ニ、ドウモ誤解ガアルノデハナカラウカト思ウテ居ルノデスガ、政府ノ今度ノ計畫ハ、唯政府ガ相當ニ炭ヲ持つテ居ラヌト云フト、ドウモ苦イ木炭飢饉ノ經驗ニ依ツテ、政府ノ所有シテ居ル炭ガ相當ニナケレバ、ヤハリ「リンク」制トカ色々窮困ナコトヲシナケレバナラナイ、ソレデモ尙ホ出來ナイ、實際炭ガアルノニ需要地ニ流レテ來ナイヤウナコトガアル、流レテ來テスウ云フ事實カラ考ヘテ、兎モ角政府ガ相當量ノ炭ヲ持つテ、ソレヲ卸賣商ナリ、小賣商ナリ、大口需要者ナラ大口需要者ニ直接ニ流シテヤル、斯ウ云フヤウナヤリ方ニシ、又製炭者トシテハ金利、或ハ倉敷、倉敷ト云フモノハ大シテ要ラナイカモ知レナイガ、サウ云フヤウナモノノ爲ニ、夏場ノ時ヤ何ニハ燒クノヲ手控ヘテ居ルト云ツタヤウナ者ニ對シテハ、夏場燒イテモ政府ガソレヲ買フカラシテ、倉敷トカ金利トカ云フモノハ其ノ方面ニ於テハ助カルト云フヤウナ事情デ、増産計畫ノ部分ノ程度ニ於テ政府ガ買上ゲルト云フコトニ付テハ、サウシテアラウ、ヤレルモノト斯ウ云フ考ヘ方ヲシテ居ル次第デアリマス

○松尾委員 一寸關聯シテ——私ハ改メテ御話ヲスル機會ガアルト思ヒマスカラ其ノ際ニ相當御話ヲ致シタイノデスガ、今高田委員ノ御質問ニ對スル大臣ノ御答辯ヲ承ツテ居リマシテ、少シ吾々ノ首肯シ能ハザルコトガアリマスノデ、其ノ點ヲ承ツテ置キタイノデス、今大臣ノ御述ニナリマシタ計畫ノ御話ノ中今回約八億五千萬圓ノ全産額

出スコトガ出來ナイ、ソコデ病院デアルトカ、兵營デアルトカ、警察デアルトカ云フヤウナ、炭ノ公定相場價ヲ持つテ居ルヤウナ所デハ、間相場ガ行ハレテ居ル爲ニ、其ノ取締ノ役所ナドニハ炭ガ來ナイト云フヤウナ事情ガアル、ソレデ斯ウ云フヤウナ事情カラ考ヘマシテ、政府ガ相當ナ炭ヲ手持シテ居レバ、サウ云フ場合ニ需要ニ應ジテ急ヲ救フコトガ出來ルト云フ考ヘ方カラ、政府ガドノ程度ノ炭ヲ最高限持つテ居レバソレガ賄ヒガ付カト云フト、先ツ大消費地トシテ木炭ノ製造ノ少シモナイ地方、東京、大阪其ノ他所謂十三大都市ト云フモノヲ目標ニシテ炭ノ需要ヲ見ルト、ソレバカリデハナイガ、是ガ大體一年ニ凡ソ一億九千萬圓ト云フ位ナ數字ヲ得ラレル、ソレヲ見テ居レバ宜カラウ、斯ウ云フヤウナ點カラソレダケノ炭ヲ政府ガ確保シテ居リ、サウシテ一方ニ於テ瓦斯用ノ炭ニ付テハ、特別取扱ヒヲシテ行ケバ、先ツ絕對數量ガ、或ハ多少ノ減リガ出來、或ハ政府ノ目的トシテ居ル二億萬圓ノ炭ハ確保ガ出來ナイト云フヤウナ場合デアツテモ、先ツ政府ガ相當ノ分量ノ炭ヲ政府所有ニシテ居レバ、急ニ應ジテ需要ヲ滿スコトガ出來ルト云フノガ大體ノ根本デアツテ、今マデノ他ノ場合ニ於ケル所謂統制ニ依ツテ云ト云フ意味ヨリハ、寧ロ需要者ニ對シテ、炭飢饉ト云フモノハ、米ナカ生活必需品ト云ヒマスカレドモ、米トハ非常ニ性質ノ違フモノデアリマスカラ、サウ云フモノニ對シテ、政府ガ從來ノ機構ヲ動カシタリ、或ハ製炭業者ニ迷惑ヲ掛ケタリ、利潤ヲドウスルトカト云フヤウナ、サウ云フ考ヘ方デナシニ、實需ノ上ニ付テ是ダケノコトヲシ

出スコトガ出來ナイ、ソコデ病院デアルトカ、兵營デアルトカ、警察デアルトカ云フヤウナ、炭ノ公定相場價ヲ持つテ居ルヤウナ所デハ、間相場ガ行ハレテ居ル爲ニ、其ノ取締ノ役所ナドニハ炭ガ來ナイト云フヤウナ事情ガアル、ソレデ斯ウ云フヤウナ事情カラ考ヘマシテ、政府ガ相當ナ炭ヲ手持シテ居レバ、サウ云フ場合ニ需要ニ應ジテ急ヲ救フコトガ出來ルト云フ考ヘ方カラ、政府ガドノ程度ノ炭ヲ最高限持つテ居レバソレガ賄ヒガ付カト云フト、先ツ大消費地トシテ木炭ノ製造ノ少シモナイ地方、東京、大阪其ノ他所謂十三大都市ト云フモノヲ目標ニシテ炭ノ需要ヲ見ルト、ソレバカリデハナイガ、是ガ大體一年ニ凡ソ一億九千萬圓ト云フ位ナ數字ヲ得ラレル、ソレヲ見テ居レバ宜カラウ、斯ウ云フヤウナ點カラソレダケノ炭ヲ政府ガ確保シテ居リ、サウシテ一方ニ於テ瓦斯用ノ炭ニ付テハ、特別取扱ヒヲシテ行ケバ、先ツ絕對數量ガ、或ハ多少ノ減リガ出來、或ハ政府ノ目的トシテ居ル二億萬圓ノ炭ハ確保ガ出來ナイト云フヤウナ場合デアツテモ、先ツ政府ガ相當ノ分量ノ炭ヲ政府所有ニシテ居レバ、急ニ應ジテ需要ヲ滿スコトガ出來ルト云フノガ大體ノ根本デアツテ、今マデノ他ノ場合ニ於ケル所謂統制ニ依ツテ云ト云フ意味ヨリハ、寧ロ需要者ニ對シテ、炭飢饉ト云フモノハ、米ナカ生活必需品ト云ヒマスカレドモ、米トハ非常ニ性質ノ違フモノデアリマスカラ、サウ云フモノニ對シテ、政府ガ從來ノ機構ヲ動カシタリ、或ハ製炭業者ニ迷惑ヲ掛ケタリ、利潤ヲドウスルトカト云フヤウナ、サウ云フ考ヘ方デナシニ、實需ノ上ニ付テ是ダケノコトヲシ

出スコトガ出來ナイ、ソコデ病院デアルトカ、兵營デアルトカ、警察デアルトカ云フヤウナ、炭ノ公定相場價ヲ持つテ居ルヤウナ所デハ、間相場ガ行ハレテ居ル爲ニ、其ノ取締ノ役所ナドニハ炭ガ來ナイト云フヤウナ事情ガアル、ソレデ斯ウ云フヤウナ事情カラ考ヘマシテ、政府ガ相當ナ炭ヲ手持シテ居レバ、サウ云フ場合ニ需要ニ應ジテ急ヲ救フコトガ出來ルト云フ考ヘ方カラ、政府ガドノ程度ノ炭ヲ最高限持つテ居レバソレガ賄ヒガ付カト云フト、先ツ大消費地トシテ木炭ノ製造ノ少シモナイ地方、東京、大阪其ノ他所謂十三大都市ト云フモノヲ目標ニシテ炭ノ需要ヲ見ルト、ソレバカリデハナイガ、是ガ大體一年ニ凡ソ一億九千萬圓ト云フ位ナ數字ヲ得ラレル、ソレヲ見テ居レバ宜カラウ、斯ウ云フヤウナ點カラソレダケノ炭ヲ政府ガ確保シテ居リ、サウシテ一方ニ於テ瓦斯用ノ炭ニ付テハ、特別取扱ヒヲシテ行ケバ、先ツ絕對數量ガ、或ハ多少ノ減リガ出來、或ハ政府ノ目的トシテ居ル二億萬圓ノ炭ハ確保ガ出來ナイト云フヤウナ場合デアツテモ、先ツ政府ガ相當ノ分量ノ炭ヲ政府所有ニシテ居レバ、急ニ應ジテ需要ヲ滿スコトガ出來ルト云フノガ大體ノ根本デアツテ、今マデノ他ノ場合ニ於ケル所謂統制ニ依ツテ云ト云フ意味ヨリハ、寧ロ需要者ニ對シテ、炭飢饉ト云フモノハ、米ナカ生活必需品ト云ヒマスカレドモ、米トハ非常ニ性質ノ違フモノデアリマスカラ、サウ云フモノニ對シテ、政府ガ從來ノ機構ヲ動カシタリ、或ハ製炭業者ニ迷惑ヲ掛ケタリ、利潤ヲドウスルトカト云フヤウナ、サウ云フ考ヘ方デナシニ、實需ノ上ニ付テ是ダケノコトヲシ

ナケレバ... 昭和三十二年法律第九十號中改正法律案(米穀)應急措置ニ關スル件(委員會) 第二十四 昭和十五年三月十九日

マシテ、私ハ前任前カラ此ノ炭ノ飢饉ト云フコトニ付、自分モ苦シマシテ、サウシテ...

供給シノモノヲ要求シタノデハナイ、現在ノ公定價格ガ果シテ實際ノ物價ノ騰貴ニ對シテ...

スルノデカラ、其ノ増産スル分ダケハ政府ガ買ツテモ商賣人ニハドウセ影響ハナイ...

居ルノデ、數字ノ方ノ計畫言ヒマス、ト、瓦斯用ノ木炭ガ其ノ半分ト云フ意味...

シナガラ農産物ノ中ノ林産物トシテ重要ナル部分ヲ占メルモノデアリマスカ...

クナイ時期ノ部分的ヲ二割ト見マシテ二億四千万貫カラ二割引イテ、四千八百万貫...

ニ自由ニ出ルナラ宜イガ、ソレデハ出ナイ、結局何カヤラナケレバナラス、生産ヲ...

